

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力規制委員会 殿		2024 年 7 月 1 日
届出者		
住所 名古屋市東区東新町 1 番地		
氏 名 中部電力株式会社		
代表取締役社長		
社長執行役員 林 欣吾		
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)		
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5561	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可（45 原第 7660 号） 昭和 45 年 12 月 10 日	
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	2024 年 7 月 1 日	
協議した都道府県知事及び市町村長	静岡県知事 鈴木 康友 御前崎市長 下村 勝	
予定される要旨の公表の方法	1. 当社ホームページへの掲載及び報道機関へのお知らせ 2. 浜岡原子力館等での閲覧	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

浜岡原子力発電所
原子力事業者防災業務計画

令和6年7月
中部電力株式会社

修正来歴

修正回	修正年月日	主な修正内容	備考
一	平成 12 年 6 月 16 日	新規制定	
1	平成 13 年 6 月 1 日	・中央省庁再編に伴う，省庁名称及び連絡先の変更 ・静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の改正に伴う通報様式の変更 ・「原子力発電所等の防災対策上当面とるべき措置について」の廃止に伴う通報連絡先の変更	
2	平成 14 年 6 月 3 日	・連絡先の名称等の変更 ・個人用外部被ばく線量測定器の電子式線量計への変更に伴う単位の変更 ・記載の適正化	
3	平成 15 年 7 月 1 日	・「原子炉施設等の防災対策について」改訂の取り入れ ・社内組織改定に伴う変更 ・実施事項の明文化 ・記載の適正化	
4	平成 15 年 9 月 22 日 (平成 16 年 4 月 1 日)	・5号機用初装荷燃料の発電所への搬入に伴う防災体制等の変更 (浜岡町および御前崎町の市町村合併に伴う補正)	
5	平成 16 年 10 月 8 日 (平成 17 年 1 月 18 日) (平成 17 年 4 月 1 日)	・副原子力防災管理者の選任対象者の見直し ・オフサイトセンターへの連絡経路の見直し ・記載の適正化 (5号機運開による組織改定および市町村合併による小笠町から菊川市への変更に伴う補正) (市町村合併による大東町から掛川市への変更等に伴う補正)	
6	平成 17 年 10 月 11 日	・市町村合併による相良町から牧之原市への変更 ・前回修正以降の補正（1月18日，4月1日）内容の反映 ・記載の適正化	
7	平成 18 年 10 月 2 日	・行政機関名称等の変更 ・SPDS伝送の運用変更 ・副原子力防災管理者の選任対象者の見直し ・緊急事態対策組織の一部変更 ・記載の適正化	

修正回	修正年月日	主な修正内容	備考
8	平成 19 年 10 月 5 日	・社内組織改定に伴う変更 ・経営機構見直しに伴う変更 ・応急処置施設の変更 ・通報様式等への事前記載事項の削除 ・記載の適正化	
9	平成 20 年 10 月 6 日	・防災基本計画修正に伴う変更 ・牧之原市の組織変更に伴う変更 ・法令改正に伴う変更 ・記載の適正化	
10	平成 21 年 10 月 6 日	・安全パラメータ表示システム（SPDS）の運用変更 ・事業所外運搬事故における対策についての記載を追記 ・社内連絡経路等の見直しに伴う変更 ・静岡県の組織改定に伴う変更 ・事業所外運搬事故における情報発信者を明確化 ・法令改正に伴う変更 ・記載の適正化	
11	平成 22 年 10 月 6 日	・静岡県、掛川市の組織改定に伴う変更 ・新事務所設置による構内敷地図の変更 ・社内連絡経路等の見直しに伴う変更 ・通報様式の見直し ・記載の適正化	
12	平成 23 年 10 月 6 日 (平成 24 年 10 月 3 日)	・国土交通省組織改定に伴う変更 ・牧之原市組織改定、御前崎市消防本部名称変更に伴う変更 ・社内組織改定に伴う変更 ・応急処置施設追加に伴う変更 ・通報様式の変更 ・記載の適正化 (原子力災害対策特別措置法改正等に伴う補正)	
13	平成 24 年 11 月 7 日	・静岡県地域防災計画の修正に伴う変更 ・原子力災害対策特別措置法改正等に伴う変更 ・掛川市組織改定に伴う変更 ・社内体制の見直しに伴う変更 ・記載の適正化	
14	平成 25 年 3 月 18 日	・原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正に伴う修正 ・原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内閣府 原子力規制委員会（原子力規制庁））の制定に伴う修正 ・記載の適正化	

修正回	修正年月日	主な修正内容	備考
15	平成25年12月25日 (平成26年3月1日) (平成26年4月1日)	- 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化 (独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う補正) (牧之原市組織改定, 磐田市組織改定, 島田市組織改定, 焼津市組織改定, ヨウ素剤配備数量変更に伴う補正)	
16	平成26年7月1日 (平成26年10月24日)	- 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更 - 社内組織改定に伴う変更 - 記載の適正化 (内閣府組織改正, 他の原子力事業者への資機材貸与準備数変更に伴う補正)	
17	平成27年7月1日	- 原子力災害対策指針の反映 - 原子力規制委員会設置法の内容反映 - 原子力防災組織の業務分掌の変更 - 避難住民対応の充実 - 内閣府組織改正に伴う変更 - 原子力防災関連資機材の変更 - 防災会議室の原子力防災関連資機材の変更 - 他の原子力事業者への資機材貸与準備数の変更 - 整備完了予定時期の変更 - 記載の適正化 - 誤記訂正	
18	平成28年4月1日 (平成28年9月30日) (平成28年12月17日)	- 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の改正に伴う修正 - 記載の適正化 (社内組織改定に伴う変更, 原子力防災資機材の置き換え, 原子力防災関連資機材の置き換え) (社内組織改定に伴う変更, 原子力緊急事態支援組織に係る記載の適正化)	
19	平成29年4月19日	- 原子力防災要員への受託会社作業員追加に伴う変更 - 防災会議室へのSPDS新規整備に伴う変更 - 社内組織改定に伴う変更 - 原子力防災資機材の置き換え - 原子力防災関連資機材の置き換え - 記載の適正化	
	(平成29年7月6日)	原子力規制委員会組織規則の一部改正に伴う変更	

修正回	修正年月日	主な修正内容	備考
20	平成29年10月30日	- 原子力災害対策特別措置法関係政省令の改正に伴う修正 - 原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点についての改正に伴う修正 - 通報連絡の運用変更に伴う修正 - 記載の適正化	
	(平成30年4月1日)	社内組織改定に伴う変更	
21	平成30年6月29日	- 本店緊急事態対策本部体制の見直し - 社内組織改定を反映した連絡運用の変更 - 警戒事態に該当する事象の追加 - 原子力防災関連資機材の置き換え - 原子力緊急事態支援組織の保有資機材の最新化 - 記載の適正化	
	(平成31年2月25日)	原子力防災組織業務の一部を委託する日本原子力発電株式会社の主たる事務所の所在地の変更	
	(平成31年4月1日)	社内組織改定を反映した連絡先等の変更	
22	令和元年6月28日	- 原子力防災関連資機材の置き換え - 記載の適正化	
	(令和元年7月1日)	- 原災法関係法令改正に伴う変更 - 記載の適正化	
23	令和2年4月1日	- 分社化に伴う変更 - 代替指揮所の追加 - 原災法関係法令改正に伴う変更 - 原子力防災関連資機材の点検頻度見直し - 原子力防災関連資機材の置き換え - 原子力防災関連資機材の仕様変更 - 原子力事業所災害対策支援拠点チーム編成の変更 - 記載の適正化	
24	令和2年8月21日	- 原災法関係法令改正に伴う変更 - 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の点検内容の追記 - 記載の適正化	
25	令和3年8月20日	- 原子力防災関連資機材の点検頻度見直し - 原子力防災関連資機材の置き換え - SPDS伝送パラメータ項目の追加 - 記載の適正化	
	(令和4年3月31日)	SPDS伝送開始に伴う変更	
26	令和4年7月1日	- 社内組織改定に伴う変更 1,2号機排気筒撤去に伴う変更 - 原子力災害対策特別措置法関係政省令に合わせ修正 - 記載の適正化 - オンサイト医療活動に係る修正	

修正回	修正年月日	主な修正内容	備考
27	令和5年7月1日	・中部電力PG組織改定に伴う変更 ・オンサイト医療活動に係る修正 ・原子力防災関連資機材の見直し ・記載の適正化	
	(令和5年10月1日)	・国土交通省組織改定に伴う変更	
28	令和6年7月1日	・原災法関係法令改正に伴う変更 ・原子力防災組織の業務分掌の変更 ・社内組織改定に伴う変更 ・災害対策支援拠点の追加 ・可搬式動力ポンプの必要台数及び予備台数の明確化 ・通報様式への地震加速度に関する記載の追加 ・記載の適正化	

目 次

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 定義.....	1
第3節 計画の基本構想.....	5
第4節 計画の運用.....	6
第5節 計画の修正.....	6
第2章 原子力災害予防対策の実施.....	7
第1節 防災体制.....	7
1. 緊急事態及び緊急体制の区分.....	7
2. 組織.....	8
3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者.....	9
第2節 組織の運営.....	10
1. 緊急体制の発令及び解除等.....	10
2. 権限の行使.....	12
3. 連絡, 通報, 報告及び情報伝達.....	13
4. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止.....	13
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備.....	13
1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等.....	13
2. 原子力防災資機材の整備.....	14
3. 原子力防災関連資機材の整備.....	14
4. 本店における原子力防災関連資機材の整備.....	15
第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備.....	15
1. オフサイトセンターに備え付ける資料.....	15
2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料.....	15
3. 発電所及び本店等に備え付ける資料.....	15
第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検.....	16
1. 緊急時対策所.....	16
2. 原子力事業所災害対策支援拠点.....	16
3. 防災会議室.....	16
4. 一時退避先.....	17

5. 応急処置施設	17
6. 気象観測設備	17
7. 放送装置.....	17
第6節 防災教育の実施.....	18
第7節 防災訓練の実施.....	18
1. 社内における訓練	18
2. 国又は地方公共団体が行う訓練.....	19
第8節 関係機関との連携	19
1. 国との連携.....	19
2. 地方公共団体との連携	20
3. 地元防災関係機関等との連携	20
4. 原子力緊急事態支援組織の整備.....	20
第9節 周辺住民に対する平時の広報活動	21
第3章 緊急事態応急対策他の実施	22
第1節 連絡及び通報	22
1. 連絡・通報の実施	22
2. 緊急体制発令時の対応	24
3. 情報の収集と提供	24
4. 通話制限.....	25
第2節 応急措置の実施.....	25
1. 警備及び避難誘導	25
2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置.....	26
3. 原子力災害医療.....	26
4. 消火活動.....	27
5. 二次災害防止に関する措置.....	27
6. 汚染拡大の防止.....	27
7. 被ばく線量評価.....	27
8. 広報活動.....	28
9. 応急復旧.....	28
10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	29

11. 資機材の調達及び輸送	29
12. 被災者相談窓口の設置	29
13. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置	30
14. 応急措置の実施報告等	30
15. 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等	31
第3節 緊急事態応急対策	33
1. 第2次緊急体制の発令等	33
2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告	33
3. 応急措置の継続実施	33
4. 事業所外運搬事故における対策	34
第4章 原子力災害事後対策	35
第1節 緊急体制の解除	35
第2節 中長期対策の計画等	35
1. 復旧対策	35
2. 汚染の除去	36
3. 被災者への生活再建等の支援	36
4. 原因究明と再発防止対策の実施	36
5. 健康維持対策の実施	36
第3節 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等	37
1. オフサイトセンターへの派遣	37
2. 他の原子力事業者，原子力緊急事態支援組織への協力の要請	37
第5章 その他	38
第1節 他の原子力事業者への協力	38

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、浜岡原子力発電所（1，2，3，4及び5号機。以下「発電所」という。）における原子力災害予防対策，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し，並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め，原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において，次に掲げる用語の定義は，それぞれ当該各号の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命，身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあつては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制及び資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

4. 緊急事態応急対策

原災法第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）があつた時から同法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）があるまでの間において，原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施す

べき応急の対策をいう。

5. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があつた時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

6. 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。）第4条 第4項各号に掲げる事象をいう。

7. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。昭和32年法律第166号。）第43条の3の5第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可を受けた者その他原災法第2条第3号に規定する者をいう。

8. 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

9. 指定行政機関

次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

- (1) 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
- (2) 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
- (3) 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
- (4) 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関

10. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

11. 核燃料物質等

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）をいう。

12. 原子炉の運転等

原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和37年政令第44号）第1条に基づく原子炉の運転及び核燃料物質の使用並びにこれらに付随する核燃料物質等の運搬又は貯蔵をいう。

13. 原子力災害対策活動

緊急体制発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

14. 原子力防災組織

原災法第8条第1項の規定に基づき発電所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

15. 本店緊急事態対策組織

本店に設置される原子力災害対策活動を行う組織をいう。

16. 原子力防災要員

原災法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同法第8条第4項の規定に基づき原子力規制委員会等に届け出ている要員に限る。）をいう。なお、原子力防災要員は、原子力災害発生時に原子力防災組織に入り支援等を行う可能性がある本店の社員、及び原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（以下「防災業務計画等に関する命令」という。）第2条第3項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する場合については、その受託会社の作業員等を含む。

17. 緊急事態対策要員

原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。なお、緊急事態対策要員は、原子力防災要員を含む。

18. 本店緊急事態対策要員

本店緊急事態対策組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。なお、緊急事態対策要員は、原子力防災要員を含む。

19. 原子力防災資機材

原災法第11条第2項の規定に基づく資機材であり、原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材をいう。

20. 原子力緊急事態支援組織

防災業務計画等に関する命令第2条第2項7号に規定する、放射性物質による汚染により原子力事業所災害対策に従事する者が容易に立ち入ることができない場所において当該対策を実施するために必要な遠隔操作が可能な装置その他の資材又は機材及びこれらを管理し、原子力災害が発生した原子力事業者への支援を行う外部組織をいう。

21. 緊急時対策所

防災業務計画等に関する命令第2条第2項1号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設をいう。

22. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等に関する命令第2条第2項2号に規定する、原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。なお、周辺地域において、必要な機能を全て満たすことができる施設が存在しない場合は、複数の施設を選定し対処する。

23. 防災会議室

防災業務計画等に関する命令第2条第2項3号に規定する、原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い、かつ、緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための本店の施設（原子力施設事態即応センタ

一) をいう。

24. 安全パラメータ伝送システム（以下「SPDS」という。）

防災業務計画等に関する命令第2条第2項4号に規定する、原子力事業所内の状況に関する情報、その他の情報を伝送する原子力事業所内情報等伝送設備をいう。

なお、SPDSデータは、統合原子力防災ネットワークの地上回線と衛星回線により第1データセンター及び第2データセンターへ接続しており、SPDS伝送設備の多様化及び多重化を図っている。

25. 統合原子力防災ネットワーク

緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）、静岡県、関係市町、原子力事業者の原子力施設事態即応センター及び緊急時対策所とを接続する情報通信ネットワークをいう。

第3節 計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法、電気事業法等に基づき、その設計、建設及び運転の各段階並びに事業所外運搬において多重防護等の考え方により、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に運転の段階においては、運転管理、燃料管理等に関して定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法第43条の3の24第1項に基づく保安規定に基づき活動を行う。

したがって、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うための、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等

2. 緊急事態応急対策他の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うための、特定事象発生時の通報、緊急体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、緊急事態応急対策の実施、関係機関への原子

力防災要員派遣等

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うための原子力災害事後対策の実施, 原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員派遣等

第4節 計画の運用

原子力防災管理者, 副原子力防災管理者並びに発電所及び本店の緊急事態対策要員は, 平時から, 原子力災害対策活動等について理解しておくとともに, 緊急時には, この計画に従い, 円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 計画の修正

原子力防災管理者は, 毎年この計画に検討を加え, 必要があると認めるときは, これを修正するものとする。なお, 検討の結果, 修正の必要がない場合であっても, その旨を原子力防災専門官, 静岡県知事及び御前崎市長に報告するものとする。

この計画の修正は, 次に掲げる手順に従って行うものとする。

1. 原子力防災管理者は, この計画を修正する場合において, 静岡県地域防災計画及び御前崎市地域防災計画に抵触するものでないことを確認し, 原子力防災専門官の指導及び助言を受けるものとする。

また, 修正の内容が, 環境放射線モニタリングに関する事項の場合は, 上席放射線防災専門官の指導及び助言を受けるものとする。

2. 社長は, この計画を修正しようとするときは, 修正しようとする日の60日前までに, 静岡県知事及び御前崎市長に案を提出して協議するものとする。この場合において, 社長は, この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。

3. 社長は, この計画を修正したときは, 速やかに様式1により, 内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに, その要旨を公表するものとする。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急事態及び緊急体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急事態及び緊急体制を、その情勢に応じ次表のとおり区分する。

表：緊急事態及び緊急体制の区分

緊急事態の区分	緊急体制の区分	緊急事態の情勢
警戒事態	緊急事態待機体制	別表2－1の事象が発生し、原子力防災管理者が別表2－1に該当する事象であると判断したときから、又は原子力規制委員会が警戒事態を判断したときから、第1次緊急体制又は第2次緊急体制が発令されるまでの間、又は事象が収束し緊急事態待機体制をとる必要がなくなったときまでの間
施設敷地緊急事態	第1次緊急体制	別表2－2の事象が発生し、原子力防災管理者が別表2－2に該当する事象であると判断したときから、第2次緊急体制が発令されるまでの間、又は事象が収束し第1次緊急体制をとる必要がなくなったときまでの間
全面緊急事態	第2次緊急体制	別表2－3の事象が発生し、原子力防災管理者が別表2－3に該当する事象であると判断したときから、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間（注）

注：原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、発電所対策本部長の判断により緊急体制を継続することができる。

2. 組織

社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店緊急事態対策組織を設置するものとする。

(1) 発電所

ア. 原子力防災組織は、別図 2-1 に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。なお、業務の一部を委託する場合においては、別表 2-17 のとおりとする。

イ. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に、原子力災害が発生した場合に直ちに別表 2-5 に定める業務を行える原子力防災要員を置く。

ウ. 社長は、原子力防災要員を置いた日から 7 日以内に、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に様式 2 の届出書により届け出る。これを変更したときも同様とする。

エ. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる業務を実施する。

(ア) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力

(ウ) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力

オ. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐・交替要員を置く。

(2) 本店

ア. 本店緊急事態対策組織は、別図 2-2 に定める業務分掌に基づき、発電所において実施される原子力災害対策活動の支援等を実施する。なお、業務の一部を委託する場合においては、別表 2-18 のとおりとする。

イ. 社長は、本店緊急事態対策組織に本店緊急事態対策要員を置く。

ウ. 社長は、第 2 次緊急体制を発令した場合、オフサイトセンター等の関係機関と連携し、緊急事態応急対策に取り組むものとする。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者

(1) 原子力防災管理者

原子力防災管理者は、発電所長とする。

(2) 副原子力防災管理者

副原子力防災管理者は、総括・品質保証部長をはじめ発電所の技術系特別役付職から13名以上選任するものとする。

(3) 原子力防災管理者の代行等

原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を遂行できない場合は、別表2-19に定める代行順位に従って、副原子力防災管理者に原子力防災管理者の職務を代行させる。

(4) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。

ア. 原子力防災組織を統括する。

イ. 別表2-1, 別表2-2又は別表2-3の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、別図2-6に示す箇所へ連絡又は通報するとともに、その事象の経過を別図2-7に示す箇所に通報又は報告する。

ウ. 別表2-1, 別表2-2又は別表2-3の事象が発生した場合、直ちに緊急事態対策要員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。

エ. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、維持する。

オ. 原子力防災資機材を備え付け、定期的に、保守点検する。

カ. 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、静岡県知事又は御前崎市長の求めに応じて、次に掲げる事項について報告する。

(ア) 原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に関する事項

(イ) 原子力防災組織、原子力防災要員、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者、放射線測定設備又は原子力防災資機材の状況

(ウ) 放射線測定設備により検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項

(エ) 原災法第10条第1項前段の規定による通報に関する事項

(オ) 原子力緊急事態の状況

(カ) 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に関する事項

キ. 緊急事態対策要員に対し，原子力緊急事態に対処するための防災訓練及び防災教育を定期的実施する。

(5) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は，次に掲げる職務を行う。

ア. 原子力防災組織の統括について，原子力防災管理者を補佐する。

イ. 原子力防災管理者が不在のときは，その職務を代行する。

(6) 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の届出

社長は，原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した日から7日以内に，原子力規制委員会，静岡県知事及び御前崎市長に様式3により届ける。

第2節 組織の運営

1. 緊急体制の発令及び解除等

(1) 緊急体制の発令

ア. 発電所

(ア) 発電所長は，別表2-1の事象が発生し，別表2-1に該当する事象であると判断したとき，又は原子力規制委員会が警戒事態を判断したときには，第2章第1節1.に定める「警戒事態」を，別表2-2の事象が発生し，別表2-2に該当する事象であると判断したときには「施設敷地緊急事態」を，別表2-3の事象が発生し，別表2-3に該当する事象であると判断したとき，又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行ったときには「全面緊急事態」をそれぞれ直ちに宣言し，緊急体制を発令する。

(イ) 発電所長は，緊急体制を発令した場合，直ちに本店原子力部長に報告する。

イ. 本店

本店原子力部長は，発電所長から発電所における緊急体制発令の報告を受け

た場合、直ちに社長に報告し、社長は、本店における緊急体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急体制の区分を本店においても適用するものとする。

（２）対策本部の設置

ア．発電所

（ア）発電所長は、緊急体制を発令した場合、速やかに、発電所の緊急時対策所に発電所緊急事態対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。

（イ）発電所対策本部は、別図２－１に示す組織で構成する。

（ウ）発電所長は、発電所対策本部長としてその職務を遂行する。

イ．本店

（ア）社長は、本店における緊急体制を発令した場合、速やかに防災会議室に本店緊急事態対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。

（イ）本店対策本部は、別図２－２に示す組織で構成する。

（ウ）本店対策本部長は、社長とし、社長が不在の場合には、本部長代理が代行する。

（３）緊急事態対策要員の非常招集

ア．発電所

発電所長は、発電所における緊急体制を発令した場合（緊急体制発令が予想される場合を含む。）、所内放送又は非常招集連絡網等を使用し、別図２－４に定める連絡経路により、緊急事態対策要員を緊急時対策所に非常招集する。

なお、発電所長は、あらかじめ緊急事態対策要員の連絡先を記載した名簿を作成整備しておく。

イ．本店

本店原子力部長は、本店における緊急体制が発令された場合（緊急体制発令が予想される場合を含む。）、別図２－５に定める連絡経路により、館内放送等を使用し本店緊急事態対策要員を防災会議室に非常招集する。

なお、本店原子力部長は、あらかじめ本店緊急事態対策要員の連絡先を記載した名簿を作成整備しておく。

(4) 緊急体制の区分の変更

ア. 発電所

発電所対策本部長は、情勢に応じて緊急事態及び緊急体制の区分を変更するときは、本店対策本部長にその旨を報告する。

イ. 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急体制の区分を変更する。

(5) 緊急体制の解除

ア. 発電所

(ア) 発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関及び本店対策本部長と協議し、緊急事態解除を宣言し、緊急体制を解除する。

- a. 原子力緊急事態宣言が発令され、その後内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- b. 原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。

(イ) 発電所対策本部長は、発電所の緊急体制を解除した場合、本店対策本部長に報告し、発電所対策本部を廃止する。

イ. 本店

本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急体制の解除の報告を受けた場合、本店における緊急体制を解除し、本店対策本部を廃止する。ただし、本店対策本部長は、内閣総理大臣により原子力緊急事態解除宣言が行われた場合、本店における緊急体制を解除することができるものとする。この場合、本店対策本部長は発電所対策本部長にその旨を連絡する。

2. 権限の行使

(1) 緊急体制が発令された場合、原子力災害対策活動に関する一切の業務は、それぞれの対策本部のもとで行う。

(2) 発電所長は、発電所における緊急体制を発令した場合、発電所対策本部長として、職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとるものとする。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。

3. 連絡、通報、報告及び情報伝達

別表 2－1，別表 2－2 又は別表 2－3 に該当する事象発生 of 連絡又は通報は，別図 2－6 による。別表 2－1，別表 2－2 又は別表 2－3 に該当する事象発生 of 連絡又は通報を行った後の社外関係機関への通報又は報告は別図 2－7 に，社内の情報伝達は別図 2－8 に定めるとおりとする。

4. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

- (1) 本店対策本部長は，事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し，復旧作業における放射線管理の実施，復旧資機材の受入れ等，発電所における事故復旧作業の支援を行う。また，原子力事業所災害対策支援拠点における業務分掌は，別図 2－3 に定めるとおりとする。
- (2) 本店対策本部長は，緊急体制を解除した場合，原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

発電所長は，別図 2－9 及び別表 2－6 に示す原災法第 11 条第 1 項に基づく発電所敷地境界付近の放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）について，次に掲げる検査等を実施し，整備する。

- (1) モニタリングポストの検出部，表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している場所の地形の変化その他の周辺環境の変化により，放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年 1 回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合，速やかに修理するとともに可搬式放射線計測器を用いて測定する等の代替手段を講ずる。
- (5) モニタリングポストを新たに設置又は変更したときは，社長から内閣総理大臣，原子力規制委員会，静岡県知事及び御前崎市長に 7 日以内に様式 4 により届け出るものとする。

- (6) モニタリングポストを新たに設置又は変更したときは、原災法第11条第5項の検査を受けるため、(5)の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を社長から原子力規制委員会に提出する。

ア. 名称、住所及び代表者の氏名

イ. モニタリングポストを設置した原子力事業所の名称及び所在地

ウ. 検査を受けようとするモニタリングポストの数及びその概要

- (7) モニタリングポストにより測定した空間放射線量率を記録計等により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した空間放射線量率をインターネット、テレメータ又はその他の手段により公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

発電所長は、別表2-7に示すとおり原災法第11条第2項に規定された原子力防災資機材を配備するとともに、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 定期的に、保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか又は、代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理する場合は、必要に応じて代替手段を講ずる。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長から内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に7日以内に様式5により届け出るものとし、以降毎年9月30日現在における備付けの現況を翌月7日までに同様式により届け出る。

3. 原子力防災関連資機材の整備

発電所長は、別表2-8に示すとおり原子力防災関連資機材を配備するとともに、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 定期的に、保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災関連資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか又は、代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理する場合は、必要に応じて代替手段を講ずる。

4. 本店における原子力防災関連資機材の整備

本店原子力部長は、別表 2－9 及び別表 2－10 に示すとおり原子力防災関連資機材を配備するとともに、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 定期的に、保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 原子力防災関連資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか又は、代替品を補充することにより必要数量を確保する。なお、修理する場合は、必要に応じて代替手段を講ずる。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. オフサイトセンターに備え付ける資料

発電所長は、原子力災害対策活動で使用する資料として別表 2－12 に定める資料をオフサイトセンターに備え付ける。

本店原子力部長は、これら資料のうち、原災法第 12 条第 4 項に基づき提出すべき資料について、内閣総理大臣に提出するとともに、これらの資料の内容に変更があったときも、同様とする。また、その他の資料についても定期的に見直しを行う。

2. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

本店原子力部長は、別表 2－12 に定める資料のうち必要なものを原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

3. 発電所及び本店等に備え付ける資料

(1) 発電所

発電所長は、別表 2－12 に定める資料を、発電所に備え付ける。また、発電所長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(2) 本店

本店原子力部長は、別表 2－12 に定める資料を、本店に備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点

本店原子力部長は、別表 2－12 に定める資料を、本店近傍事業所に備え付ける。また、本店原子力部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- (1) 発電所長は、発電所に別図2-10及び別表2-13に示す緊急時対策所を設置する。また、緊急時対策所が使用できない場合に備え、別図2-10及び別表2-13に示す代替指揮所を整備する。
- (2) 発電所長は、緊急時対策所及びSPDSを常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能が維持できる施設及び設備とする。なお、SPDSには別表2-1、別表2-2、別表2-3に該当する事象の判断が行えるよう必要な項目を整備する。
- (3) 発電所長は、非常用電源設備を緊急時対策所及びSPDSに供給可能なように整備・点検する。
- (4) 発電所長は、緊急時対策所に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。また、発電所長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。
 - ア. 非常用通信機器（IP電話、IPファックス）
 - イ. テレビ会議システム
 - ウ. SPDS

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 本店原子力部長は、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能を維持できる施設の中から原子力事業所災害対策支援拠点となる候補の施設として、別図2-11及び別表2-13に示す施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 本店原子力部長は、原子力事業所災害対策支援拠点が中部電力パワーグリッドにて常に使用可能な状態に維持されていることを確認する。
- (3) 本店原子力部長は、非常用電源設備が原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように中部電力パワーグリッドにて整備され、定期的に点検が行われていることを確認する。

3. 防災会議室

- (1) 総務・広報・地域共生本部部長は、別表2-13に示す防災会議室を本店におき、常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場

合においても、その機能を維持できる施設とする。

(2) 本店原子力部長は、S P D S を常に使用可能な状態に整備するとともに、地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できる施設及び設備とする。なお、S P D S には別表 2－1，別表 2－2，別表 2－3 に該当する事象の判断が行えるよう必要な項目を整備する。

(3) 総務・広報・地域共生本部部長は、非常用電源設備を防災会議室及び S P D S に供給できるように整備・点検する。

(4) 本店原子力部長は、防災会議室に以下の設備を配備し統合原子力防災ネットワーク（地上系ネットワーク及び衛星系ネットワーク）に接続する。本店原子力部長は、これらの設備を定期的に整備・点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁及びオフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。

ア．非常用通信機器（IP 電話，IP ファックス）

イ．テレビ会議システム

ウ．S P D S

4．一時退避先

発電所長は、別図 2－12 に定めるそれぞれの場所に、立て看板等により、その場所が一時退避先であることを掲示する。また、発電所長は、一時退避先を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

5．応急処置施設

発電所長は、別図 2－10 に示す応急処置施設を常に使用可能な状態に整備する。

6．気象観測設備

発電所長は、別図 2－10 及び別表 2－14 に示す気象観測設備を常に使用可能な状態に整備する。

7．放送装置

発電所長は、発電所における所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。

第6節 防災教育の実施

発電所長及び本店原子力部長は、発電所及び本店の緊急事態対策要員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得させ、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目のうち、各緊急事態対策要員の業務の遂行に必要な教育を実施する。なお、教育の実施にあたっては、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。

1. 組織及び活動に関する知識
2. 発電所、放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 放射線及び放射性物質の測定方法及び機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
5. 重大事故等及び対応手順に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 社内における訓練

- (1) 発電所長及び本店原子力部長は、それぞれの組織が原子力災害発生時にあらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について、複数の項目を組み合わせで行う緊急時演習（総合訓練）を定期的を実施するとともに、必要に応じて項目単独で個別に行う要素訓練を実施し、評価する。なお、訓練の実施にあたっては、別途定める訓練の中期計画に基づき、計画、実施、評価、改善のプロセスを適切に実施する。また、評価にあたっては、社内及び社外による評価の実施体制を明確にする。

- ア. 重大事故等対応訓練
- イ. 通報訓練
- ウ. 避難誘導訓練
- エ. 原子力災害医療訓練
- オ. モニタリング訓練
- カ. その他必要と認める訓練

- (2) 発電所長は、(1)に係る訓練実施計画をとりまとめ、原子力防災専門官の指

導及び助言を受ける。

- (3) 発電所長は、(2) の計画において原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定 of 訓練を計画する場合は、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る訓練を、当該訓練と組み合わせて実施する。
- (4) 社長は、訓練の実施結果を原子力規制委員会に様式 6 に定める報告書により報告するとともに、その要旨について当社のホームページに掲載する。

2. 国又は地方公共団体が行う訓練

発電所及び本店の緊急事態対策要員は、国又は地方公共団体が行う原子力防災訓練における訓練計画の策定に協力し、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加するものとする。

第 8 節 関係機関との連携

発電所長又は本店原子力部長は、関係機関と連携をとりながら、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるため、平時から次の項目に掲げるとおり連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）と平時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣から原災法第 32 条第 1 項に基づく発電所の立入検査を求められた場合、その立入検査について対応を行う。
- (3) 原子力規制委員会設置法第 23 条に基づき、原子力事故調査のための報告徴収、検査等の処分が実施された場合は、その処分等に従う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正又は原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導若しくは助言があった場合、速やかにその対応を行うものとする。また、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 静岡県知事，御前崎市長，牧之原市長，掛川市長，菊川市長，島田市長，磐田市
市長，焼津市長，藤枝市長，袋井市長，吉田町長及び森町長と平時から協調し，
防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合，必要に応じこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 静岡県知事又は御前崎市長から原災法第32条第1項に基づく立入検査を求め
られた場合，その立入検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（御前崎市消防本部，静岡市消防局，掛川市消防本部，菊川
市消防本部，菊川警察署，御前崎海上保安署及びその他関係機関）と平時から協調
し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

また，発電所内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，平常時から別
表2-11に示す資機材を維持管理するとともに，別表2-16に定める公益財団
法人 原子力安全研究協会を含む医療関係団体との原子力災害医療情報の収集・提
供等，相互連携を図る。

4. 原子力緊急事態支援組織の整備

- (1) 社長は，原子力事業者間の協力によって，遠隔操作が可能な装置等の操作が円
滑に実施できるよう，次に掲げる事項についてあらかじめ別表2-15に示す
原子力緊急事態支援組織と調整しておく。
 - ア．原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等
 - イ．原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保守要領，点検記
録の保管
 - ウ．原子力緊急事態支援組織が配備する装置及び資機材等の保管方法，保管場
所
- (2) 発電所長は，原子力緊急事態支援組織に発電所の緊急事態対策要員を定期的に
派遣し，遠隔操作が可能な装置等の操作に関する技能を習得させ，原子力事業
所災害対策の円滑な実施に資する。

第9節 周辺住民に対する平時の広報活動

発電所長は、平時から、発電所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

1. 放射性物質及び放射線の特性
2. 発電所の概要
3. 原子力災害とその特殊性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容
5. 施設の状況に応じた緊急事態の考え方

第3章 緊急事態応急対策他の実施

第1節 連絡及び通報

1. 連絡・通報の実施

- (1) 発電所長は、別表2-1の事象が発生し、別表2-1に該当する事象であると判断したときは、判断の都度、様式7に定められた連絡様式に必要事項を記入し、号機ごとに時系列順の付番を行ったうえで別図2-6（第1報時）又は別図2-7（第2報以降の場合）に定められた連絡先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に対してはその着信を確認する。また、その内容及び連絡結果を記録として保存する。
- (2) 発電所長は、別表2-2の事象が発生し、別表2-2に該当する事象であると判断したとき、並びに別表2-3の事象が発生し、別表2-3に該当する事象であると判断したときは、判断の都度、15分以内を目途として、様式9に定められた通報様式に必要事項を記入し、号機ごとに時系列順の付番を行ったうえで内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長及びその他、別図2-6（(1)の連絡を実施していない場合）又は別図2-7（(1)の連絡を実施後の場合）に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に対してはその着信を確認する。また、その内容及び通報結果を記録として保存する。
- (3) 発電所長は、別表2-2又は別表2-3の事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、輸入新燃料等）での事象が発生したと判断したときは、判断の都度、15分以内を目途として、様式10に必要事項を記入し、時系列順の付番を行ったうえで内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図2-6に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。また、その内容及び通報結果を記録として保存する。

- (4) 発電所長は、(1)、(2)、(3)の連絡又は通報を行う際、電話回線の輻輳等によりファクシミリ装置による一斉送信、電話連絡ができない連絡又は通報先がある場合は、他の使用可能な通信機器、連絡又は通報文の手渡し等から、なるべく早く到達する手段により連絡又は通報実施に努める。
- (5) 発電所長は、(1)、(2)、(3)の連絡又は通報を行う際、同時に複数の事象に該当する場合は、周辺住民への防護措置の早期実施の観点から、別表2-3に該当する事象、別表2-2に該当する事象、別表2-1に該当する事象の順に優先順位を付けて連絡又は通報を行う等の判断をしたうえで、発電所の異常な状態について情報共有を図る観点から、可能な限り網羅的な通報に努める。
- その際は、(2)、(3)の通報では、同時に発生した複数の事象を、事象ごとに発生個所、発生時刻及び種類を明記することにより、1つの様式で通報する等、緊急事態への対応に遅延が生じないように努める。
- (6) 発電所長は、(1)、(2)、(3)の連絡又は通報を行った場合は、警戒事態に該当する事象の連絡又は原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を、報道機関へ発表する。

2. 緊急体制発令時の対応

- (1) 発電所長は、別表 2－1 の事象が発生し、別表 2－1 に該当する事象であると判断したとき、別表 2－2 の事象が発生し、別表 2－2 に該当する事象であると判断したとき、又は別表 2－3 の事象が発生し、別表 2－3 に該当する事象であると判断したとき、この計画第 2 章第 1 節 1.「緊急事態及び緊急体制の区分」に基づき、直ちに緊急事態を宣言し、緊急体制を発令する。
- (2) 発電所長は、緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。また、緊急時対策所に設置された発電所 S P D S 表示端末により、S P D S データが国へ伝送されていることを確認する。
- (3) 本店原子力部長は、発電所長から発電所における緊急体制発令の報告を受けた場合、直ちに社長に報告する。
- (4) 社長は、本店原子力部長から発電所における緊急体制発令の報告を受けた場合、本店に緊急体制を発令する。
- (5) 発電所長及び本店原子力部長は、緊急体制発令後、発電所及び本店の緊急事態対策要員を非常招集する。
- (6) 発電所長及び社長は、発電所対策本部及び本店対策本部を設置し、それぞれの本部長となり活動を開始する。

3. 情報の収集と提供

- (1) 発電所対策本部の各統括、技術班長及び放射線管理班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次に掲げる事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。
 - ア. 事故の発生時刻及び場所
 - イ. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - ウ. 汚染者、被ばく者及び傷病者等人身災害に係る状況
 - エ. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果
 - オ. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - カ. 放射能影響範囲の推定結果
 - キ. 気象状況
 - ク. 収束の見通し
 - ケ. その他必要と認める事項

- (2) 発電所対策本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式 8，様式 11 又は様式 12 に記載し、号機ごとに時系列順の付番を行ったうえで別図 2-7 の経路にて連絡又は報告し、その内容及び報告結果を記録として保存する。

なお、電話回線の輻輳等によりファクシミリ装置による一斉送信，電話連絡ができない報告先がある場合は，他の使用可能な通信機器，報告文の手渡し等から，なるべく早く到達する手段により報告実施に努める。

4. 通話制限

発電所対策本部支援班長及び本店対策本部支援班長（総務）は，緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため，必要と認めたときは，通話制限その他必要な措置を講ずる。

第 2 節 応急措置の実施

1. 警備及び避難誘導

(1) 一時退避先の指定

発電所対策本部長は，発電所内の事象に係る緊急体制が発令された場合，事態に応じ，発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者，来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する一時退避先を指定する。発電所対策本部安否確認救護班長は，発電所避難者の避難誘導を行うため，要員（避難誘導員）を配置する。

(2) 退避の周知

発電所対策本部支援班長は，発電所避難者に対して所内放送装置等により，指定された一時退避先への退避及び退避の際の防護措置を周知する。この際，来訪者に対しては，バス等による輸送又は誘導案内等を行い，一時退避先への退避が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。

(3) 発電所敷地外への避難

発電所対策本部長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、発電所対策本部安全管理統括に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。

また、この際に発電所対策本部地域・広報班長及び通報班長は、その旨を静岡県知事、御前崎市長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

なお、発電所対策本部安否確認救護班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。

また、発電所対策本部警備班長は、緊急体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止するよう関係者に周知する。

2. 放射能影響範囲の推定及び防護措置

(1) 放射能影響範囲の推定

発電所対策本部放射線管理班長は、事態に応じ、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線及び放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等から環境影響評価を行うシステム等を用いて放射能影響範囲を推定する。

(2) 防護措置

発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用、線量計の携帯等の防護措置を定め指示する。

3. 原子力災害医療

(1) 救助活動

発電所対策本部安否確認救護班長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、各班長及び関係者と協力して負傷者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに搬出する。

(2) 医療活動

本店対策本部安全衛生班長は、公益財団法人 原子力安全研究協会の協力を得て医師派遣等の体制を構築する。

発電所対策本部安否確認救護班長は、各班長及び関係者と協力して負傷者等に応急処置、除染等の措置を講ずるとともに、公益財団法人 原子力安全研究協会が発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。また、必要に

応じて別図 2-10 に定める発電所内の応急処置施設への移送並びに外部の病院への移送及び治療の依頼等の必要な措置を講ずる。

なお、負傷者等の症状、汚染及び被ばくの程度から救命のために緊急を要する場合は、発電所内での除染等の措置を実施せずに外部の病院へ移送する。

(3) 医療機関への移送に関する措置

発電所対策本部安否確認救護班長は、放射性物質により汚染した傷病者を医療機関に移送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、被ばく線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。また、医療機関到着時には医療機関に必要な情報を伝達する。

4. 消火活動

発電所対策本部復旧班長は、火災が発生した場合には、速やかに火災の状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ、自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。

5. 二次災害防止に関する措置

発電所対策本部の各班長は、防災関係機関に消防活動等を要請する場合には、二次災害の防止のために必要な情報を伝達する。

また、防災関係者到着時も、同様とする。

6. 汚染拡大の防止

(1) 発電所対策本部放射線管理班長は、事態に応じ、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ所内放送等により発電所構内にいる者に周知する。

(2) 発電所対策本部復旧班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 被ばく線量評価

発電所対策本部放射線管理班長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の被ばく線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

8. 広報活動

- (1) 発電所対策本部地域・広報班長及び本店対策本部対外対応班長は、報道機関が発電所又は本店に取材に来訪した場合、その状況に応じて現地プレスセンター及び中央プレスセンターを開設する。ただし、原子力災害による被害が拡大し、現地プレスセンターが放射線の影響等により使用できない可能性があると判断した場合、別に指定する場所でプレス発表を行う。
- (2) 発電所対策本部地域・広報班長及び本店対策本部対外対応班長は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す伝達経路に基づき関係箇所に連絡する。
- (3) 発電所対策本部地域・広報班長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、原則として、オフサイトセンターのプレスルームで他関係機関と連携してプレス発表を行う。

9. 応急復旧

- (1) 施設又は設備の整備並びに点検

発電所対策本部号機班長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の状況、機器の動作状況等を把握する。

- (2) 応急の復旧対策

発電所対策本部復旧班長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、措置の内容、実施担当者を明確にしたうえで、応急復旧計画を策定するとともに、当該計画に基づき復旧対策を実施する。

- (3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

発電所対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

発電所対策本部の各班長は、事態に応じ、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため、次に掲げるもののうち、関係する事項について措置を検討し、実施する。

- (1) 発電所対策本部号機班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握する。
- (2) 発電所対策本部技術班長は、炉心損傷あるいはその可能性の有無を評価する。
- (3) 発電所対策本部号機班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握する。
- (4) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射線又は放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。
- (5) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り炉心損傷の程度を定量的に推定する。
- (6) 発電所対策本部放射線管理班長は、外部へ放出される放射能の予測を行う。
- (7) 発電所対策本部号機班長は、事故の拡大のおそれがある場合、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討し、措置を講ずる。
- (8) 発電所対策本部号機班長は、事故発生ユニットからの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (9) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況、気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

11. 資機材の調達及び輸送

発電所対策本部支援班長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達する。また、発電所対策本部支援班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部支援班長（総務）に必要とする資機材の調達及び輸送を要請する。

12. 被災者相談窓口の設置

本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。また、原子力損害賠償等にかかる広報が必要な場合、広報担当者を指名し、これに当たらせる。

13. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施する。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火及び延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) 遮へい対策の実施
- (9) その他放射線障害の防止のため必要な措置

14. 応急措置の実施報告等

- (1) 発電所対策本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合又は定期的に集約した応急措置の実施状況を、緊急事態の区分に応じ、様式 8 又は様式 11 にその概要を記入し、号機ごとに時系列順の付番を行ったうえで別図 2-7 に定める経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡又は報告し、その内容及び結果を記録として保存する。
- (2) 発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合又は定期的に集約した応急措置の実施状況を、様式 12 にその概要を記入し、時系列順の付番を行ったうえで別図 2-7 に定める経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関に報告し、その内容及び結果を記録として保存する。
- (3) 発電所対策本部長は、(1)、(2) の連絡又は報告を行う際、電話回線の輻輳等によりファクシミリ装置による一斉送信、電話連絡ができない連絡又は報告先がある場合は、他の使用可能な通信機器、手渡し等から、なるべく早く到達する手段による実施に努める。

15. 原子力防災要員の派遣及び資機材の貸与等

(1) オフサイトセンターへの派遣

発電所対策本部長は、原子力防災専門官その他の国の関係機関から、オフサイトセンターの設営の準備に入る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、静岡県知事、御前崎市長その他の執行機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表3-1に定める原子力防災要員を含む緊急事態対策要員の派遣、別表3-1に定める原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

ア. オフサイトセンターにおける業務に関する事項

- (ア) オフサイトセンターの設営準備助勢
- (イ) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- (ウ) 報道機関への情報提供
- (エ) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- (オ) 原子力災害合同対策協議会（以下、原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」と読み替える。）への参加 等

イ. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び除染に関する事項

- (ア) 環境放射線モニタリング
- (イ) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染検査
- (ウ) 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染検査
- (エ) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

上記「イ. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び除染に関する事項」のうち、住民等の避難退域時検査・除染、地域の除染、廃棄物管理等について、関係機関のニーズ等を確認し、国の協力も得つつ、関係機関と連携して対応する。

派遣された原子力防災要員は、原子力災害合同対策協議会において必要な業務を行う。

また、本店対策本部長は、本店からオフサイトセンターへの派遣員を選定し、派遣する。

(2) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

本店対策本部長は、発電所における原子力事業所災害対策の実施を支援するために原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した原子力事業所災害対策支援拠点の中から適切な拠点を指定し、本店緊急事態対策要員及びその他必要な要員の派遣、原子力事業所災害対策支援拠点に必要な資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料の輸送を、陸路又は空路により輸送する。

原子力事業所災害対策支援拠点は、複数の拠点により必要な広さを確保して業務を分散させる。また、放射線管理業務を行う拠点については、警戒区域の設定範囲内の適切な場所を選定する。

ア．原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項

(ア) 発電所への物資・要員の派遣

(イ) 輸送に付随する放射線管理、警戒区域の入退域管理

(3) 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織への協力の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。これを受けて、本店対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織へ協力を要請する。

第3節 緊急事態応急対策

1. 第2次緊急体制の発令等

(1) 別表2-3の事象が発生し、発電所対策本部長が別表2-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、発電所対策本部長は、次に掲げる項目について実施する。

ア. 全面緊急事態を宣言し、第2次緊急体制を発令する。

イ. 別図2-6又は別図2-7に定める連絡経路に基づき、様式9又は様式10に所定の事項を記入して、直ちに定められた箇所に通報し、その内容及び通報結果を記録として保存する。なお、電話回線の輻輳等によりファクシミリ装置による一斉送信、電話連絡ができない通報先がある場合は、他の使用可能な通信機器、通報文の手渡し等から、なるべく早く到達する手段により通報実施に努める。

ウ. 別図2-8に定める連絡経路に基づき、本店対策本部長及びその他必要な箇所に第2次緊急体制を発令した旨を連絡する。

(2) 本店対策本部長は、発電所対策本部長より第2次緊急体制発令の報告を受けた場合、本店における第2次緊急体制を発令する。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡報告

発電所対策本部長は、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員を含む緊急事態対策要員と電話等により連絡を密にとるとともに、原子力災害合同対策協議会からの要請事項に対応する。

また、発電所対策本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事又は御前崎市長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

3. 応急措置の継続実施

発電所対策本部長は、この計画第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急体制が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬事故における対策

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、運搬を委託された者と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力災害対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

第4章 原子力災害事後対策

発電所対策本部長（以下、緊急体制解除以降は「発電所長」と読み替える。）は、原子力緊急事態解除宣言があった時以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 緊急体制の解除

発電所対策本部長及び本店対策本部長は、緊急事態待機体制、第1次緊急体制又は第2次緊急体制を解除した場合、その旨を別図2-7に定める報告経路により報告する。

第2節 中長期対策の計画等

1. 復旧対策

発電所対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事及び御前崎市長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- （1）原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- （2）原子炉施設の除染の実施
- （3）原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- （4）放射性物質の追加放出の防止
- （5）各復旧対策の実施工程及び実施担当者 等

また、内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事又は御前崎市長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

なお、発電所対策本部長は、事業所外運搬に係る事象発生の場合、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 事象発生輸送物の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 事象発生輸送物の除染の実施
- (3) 事象発生輸送物損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 各復旧対策の実施工程及び実施担当者 等

また、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長から、原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

2. 汚染の除去

本店対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国、地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

3. 被災者への生活再建等の支援

本店対策本部長は、国及び自治体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

発電所対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

5. 健康維持対策の実施

発電所対策本部長は、緊急事態対策要員に対し、心身の健康維持対策を適切に実施する。

第3節 緊急事態対策要員の派遣及び資機材の貸与等

1. オフサイトセンターへの派遣

発電所対策本部長は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、静岡県知事、御前崎市長その他の執行機関の実施する次に掲げる原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表4-1に定める原子力防災要員を含む緊急事態対策要員の派遣、別表4-1に定める原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずる。

(1) 広報活動に関する事項

- ア. 発電所とオフサイトセンターとの情報交換
- イ. 報道機関への情報提供

(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び除染に関する事項

- ア. 環境放射線モニタリング
- イ. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染検査
- ウ. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染検査
- エ. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

上記「(2) 環境放射線モニタリング、汚染検査及び除染に関する事項」のうち、住民等の避難退域時検査・除染、地域の除染、廃棄物管理等について、関係機関のニーズ等を確認し、国の協力も得つつ、関係機関と連携して対応する。

発電所対策本部長は、オフサイトセンターに派遣されている原子力防災要員を含む緊急事態対策要員と電話等により連絡を密にとるとともに、原子力災害合同対策協議会等からの要請事項に対応する。

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会等において必要な業務を行う。

2. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織への協力の要請

発電所対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。これを受けて、本店対策本部長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織へ協力を要請する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業者への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、発電所長は、本店原子力部長からの要請に応じ、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、次に掲げる環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び除染に関する事項について、別表5－1に示す原子力防災要員を含む緊急事態対策要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行うものとする。また、本店原子力部長は、本店からの派遣員を選定し、派遣する。

1. 環境放射線モニタリング
2. 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染検査
3. 住民からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染検査
4. 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

ただし、事業所外運搬の場合にあつては、「他の原子力事業者の原子力事業所」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送物」に読み替えて準用するものとする。

また、社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と調整しておくものとする。

浜岡原子力発電所

原子力事業者防災業務計画 別冊

図表集

目 次

別図 2－1	原子力防災組織の業務分掌	1
別図 2－2	本店緊急事態対策組織の業務分掌	2
別図 2－3	原子力事業所災害対策支援拠点の業務分掌	3
別図 2－4	発電所における緊急体制発令及び緊急事態対策要員非常招集の連絡経路	4
別図 2－5	本店における緊急体制発令及び本店緊急事態対策要員非常招集の連絡経路	5
別図 2－6	緊急事態発生時の連絡又は通報経路	6
別図 2－7	緊急事態発生後の通報又は報告経路	10
別図 2－8	緊急体制発令後の社内の情報伝達経路	12
別図 2－9	発電所敷地境界付近の放射線測定設備	14
別図 2－10	緊急時対策所，代替指揮所及び応急処置施設等	15
別図 2－11	原子力事業所災害対策支援拠点候補地	16
別図 2－12	発電所敷地内の一時退避先	17
別図 3－1	公表内容の伝達経路	18
別表 2－1	警戒事態に該当する事象	19
別表 2－2	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準	25
別表 2－3	原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準	37
別表 2－4	安全機器等の一覧	51
別表 2－5	原子力防災要員の業務と配置	54
別表 2－6	発電所敷地境界付近の放射線測定設備	55

別表 2－7	原子力防災資機材	5 6
別表 2－8	原子力防災関連資機材	6 0
別表 2－9	原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材	6 6
別表 2－10	防災会議室等の原子力防災関連資機材	6 7
別表 2－11	医療関連資機材	6 8
別表 2－12	原子力災害対策活動で使用する資料	6 9
別表 2－13	原子力災害対策活動で使用する施設	7 0
別表 2－14	気象観測設備	7 5
別表 2－15	原子力緊急事態支援組織	7 6
別表 2－16	原子力安全研究協会	7 8
別表 2－17	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	7 9
別表 2－18	本店緊急事態対策組織業務の一部を委託するもの	8 0
別表 2－19	原子力防災管理者の代行順位	8 1
別表 3－1	緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与	8 2
別表 4－1	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与	8 3
別表 5－1	他の原子力事業者への原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与	8 4
(参考 1)	緊急事態の区分整理表	8 5
(参考 2)	S P D S データ項目	8 7

発電所対策本部 (本部長) 発電所長 (原子力防災管理者) (副本部長) 副原子力防災管理者 (※1) (本部長付) 関係部長 (※2) 発電用原子炉主任技術者等	号機統括 (※2)	号機班 (70 名程度)	①発電所設備の状況、機器の動作状況等の把握 (※4) ②原因分析及び対応操作検討 (※4) ③事故拡大防止に必要な運転上の措置 ④発電所施設の保安維持
		復旧班 (※3) (240 名程度)	①応急復旧計画の策定 (原因究明、拡大防止、除染) 及び復旧対策の実施 (※4) ②火災を伴う場合の消防活動
	技術班 (30 名程度)		①事象の拡大性評価 (※4)
	放射線管理班 (80 名程度)		①発電所建物内の汚染測定、放射線測定、評価、立入規制及び除染指示 (※4) ②汚染拡大防止策検討 (※4) ③環境モニタリングの実施 (※4) ④放出放射能評価 ⑤放射能影響範囲の推定及び防護措置 (※4) ⑥医療措置に係わる放射線管理 ⑦緊急事態対策要員・退避者の被ばく管理及び記録
	対外対応統括 (※2)	通報班 (20 名程度)	①対外 (国) 機関との連絡調整 (※4) ②情報管理及び記録 (※4) ③本店対策本部との情報連絡 (※4) ④対外発表資料作成
		地域・広報班 (60 名程度)	①対外 (都道府県、市町村) 機関との連絡調整 (※4) ②地元状況の把握及び問合せ対応 ③報道機関への情報提供及び問合せ対応 (※4)
	安全管理統括 (※2)	安否確認救護班 (70 名程度)	①救護医療活動 (※4) ②被災者及び行方不明者の把握 (搜索) ③所内の従業者及びその家族の状況確認 ④退避誘導 (※4)
		支援班 (30 名程度)	①資機材の調達輸送 (※4) ②所内への周知 ③食料、被服及び宿泊の調達手配 ④他の班に属さない事項
		警備班 (20 名程度)	①警備対策 (※4)
	オフサイトセンター派遣班 (20 名程度)		①原子力災害合同対策協議会における情報交換等 (※4) ②内閣総理大臣、原子力規制委員会 (事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣)、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整 (※4) ③原子力災害合同対策協議会における緊急事態応急対策についての相互の協力 (※4)

- (※1) 副本部長は、副原子力防災管理者の中から指名することとし、原子力防災管理者の代行順位による。
- (※2) 各統括は、関係部長の中から指名することとし、直轄の班を統括する。
- (※3) 復旧班の班員から遠隔操作ロボットの操作員を任命する。
- (※4) 原子力災害対策特別措置法に定められた業務の種別

別図 2 - 2

本店緊急事態対策組織の業務分掌

(本部長) 社 長 (本部長代理) 原子力本部長 (副本部長) 原子力本部副本部長 原子燃料サイクル部長※ ¹ (本部員) 関係執行役員	本部運営G (10 名程度)		① 本部の設営, 運営, 要員動員の把握 ② 本部指令の伝達, 全体状況の把握 ③ 他の班に属さない事項, 特命事項
	オンサイト統括	オンサイト計画・情報G (5 名程度)	① オンサイト活動の総括
		技術支援G (10 名程度)	① 発電所対策本部との情報連絡 ② 事故状況及び復旧状況の把握
		復旧支援G (5 名程度)	① 応急復旧計画の策定支援 ② 発電所設備の復旧支援
		ERC対応G (10 名程度)	① 原子力規制庁緊急時対応センターへの報告・連絡
		災害対策支援拠点派遣G (20 名程度)※	① 原子力事業所災害対策支援拠点の開設・運営 ② 要員の出入管理及び放射線管理と資機材管理
		東京支社派遣G※ ³ (5 名程度)※	① 官庁関係対応の支援
	オフサイト統括	オフサイト計画・情報G (15 名程度)	① オフサイト活動の総括 ② 他の原子力事業者への応援要請
		オフサイト支援派遣G (15 名程度)※	① 原子力事業者支援本部の開設・運営 ② 他の原子力事業者との調整 ③ 避難退域時検査の支援
		PAZ避難支援G (10 名程度)※	① 住民避難の支援
		OFC派遣G (5 名程度)※	① オフサイトセンターに派遣される本部長代理等の支援
		被災者支援 G (3 名程度)	① 被災者支援対応 (被災者の相談窓口等)
	対外対応班	広報G (10 名程度)	① 対外対応の総括 ② 対外発表資料作成の支援 ③ 報道機関への情報提供及び問合せ対応
		原子力災害コールセンターG (30 名程度)	① お客さまからの電話対応
	安全衛生班	安全衛生G (5 名程度)	① 救護医療活動の支援 ② 傷病者等の把握及び通報
		放射線管理G (5 名程度)	① 放射能状況の把握 ② 放射能影響範囲の把握
	支援班	総務G (3 名程度)	① 通話制限, 車両等の手配 ② 支援に係る業務で他の支援Gに属さない事項
		厚生G (3 名程度)	① 食料・被服の把握・調達・輸送
		資材G (3 名程度)	① 復旧資材の調達・輸送
		情報システムG (3 名程度)	① 情報設備機器の調達
	本部連携班	本部連携G (5 名程度)	① お客さま対応, 予備員の動員※ ²
		設備復旧G (6 名程度)	① 発電所設備の復旧支援
		系統運用G (3 名程度)	① 需給調整, 電力系統の運用

要員数は本部に参集する要員の目安を記載。

※については本店から各拠点への派遣要員の目安を示す。

(※1) 事業所外運搬に係る事象が発生した場合に限る。

(※2) 予備員は本部長が指名する人数とする。

また, 各統括・班長の要請により動員された予備員は, 要請元の統括・班長の指揮下で活動する。

(※3) 東京支社派遣G及び東京支社の一部の要員を, 原子力規制庁緊急時対応センターへ派遣し, 情報の交換, 緊急時応急対策及び原子力災害事後対策等についての相互協力を行う。

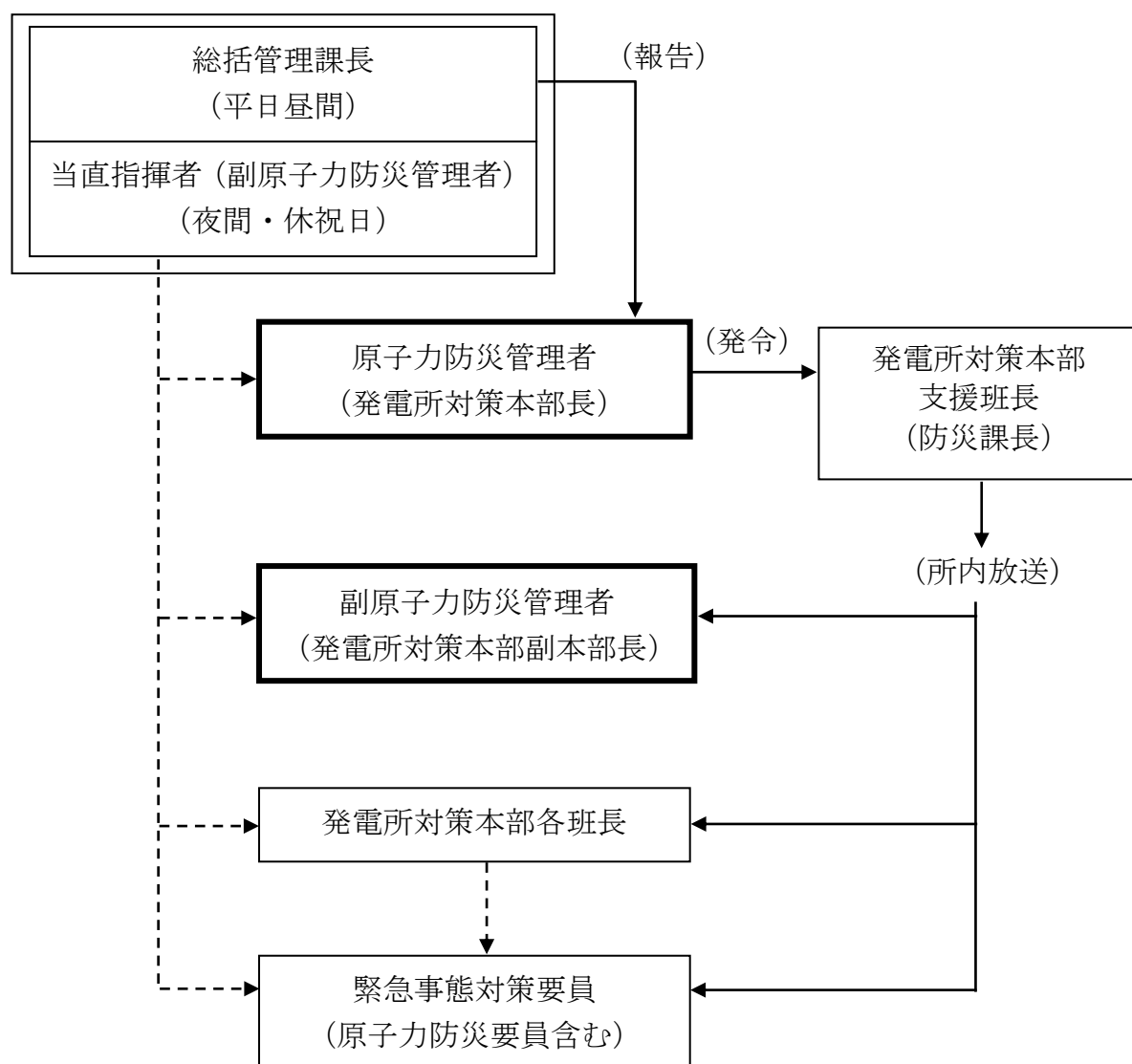
別図 2 - 3

原子力事業所災害対策支援拠点の業務分掌

本店対策本部 (本部長) 社 長 (本部長代理) 原子力本部長 (副本部長) 原子力本部副本部長 原子燃料サイクル部長 (※1) (本部員) 関係執行役員	オン サイト 統 括	災害対策支援拠点派遣 G (20 名程度)	総括チーム	①支援拠点管理全般 ②対外対応窓口 ③他のチームに属さない事項
			厚生チーム	①食料、被服調達管理 ②宿舍管理
			医療チーム	①救護医療 ②医療機関連携 ③健康管理
			資機材管理・モニタリングチーム	①資機材在庫管理 ②資機材輸送管理 ③拠点内モニタリング ④廃棄物管理
			スクリーニングチーム	①汚染検査 ②除染処理
			出入管理チーム	①放射線教育 ②入退域管理 ③被ばく線量管理

(※1) 事業所外運搬に係る事象が発生した場合に限る。

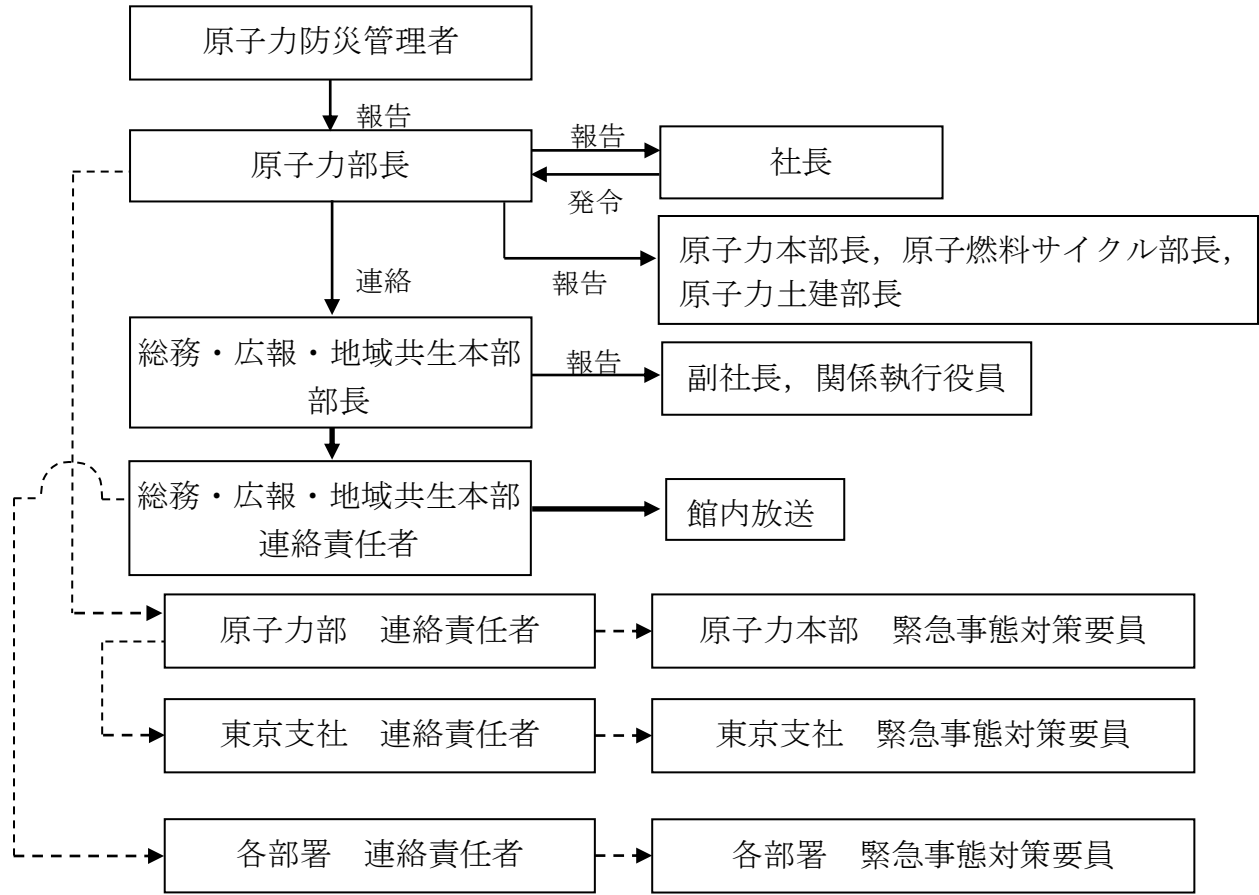
別図 2－4 発電所における緊急体制発令及び緊急事態対策要員非常招集の連絡経路



————→ 平日昼間帯の連絡経路

- - - - -> 夜間・休祝日の連絡経路

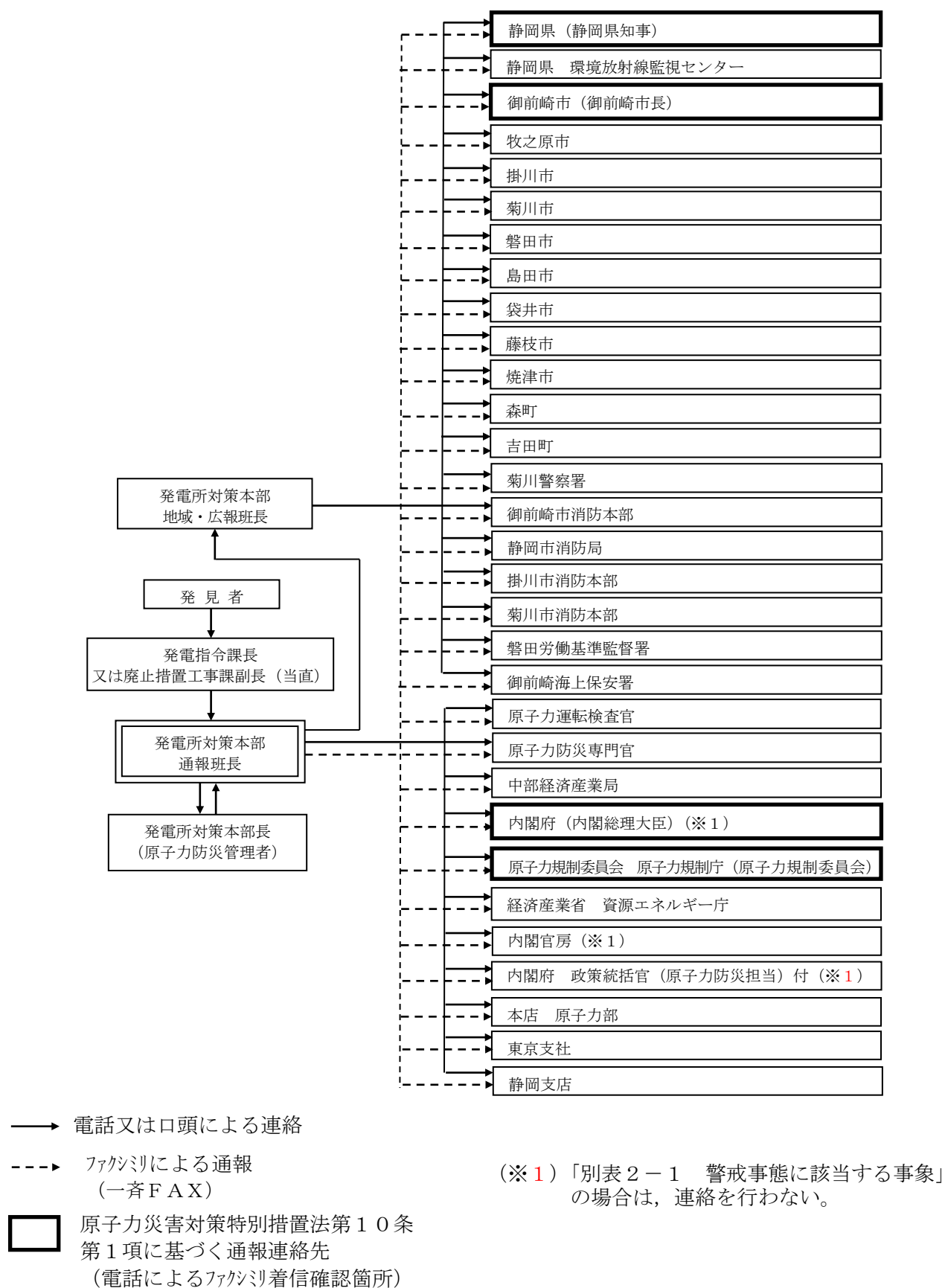
別図 2－5 本店における緊急体制発令及び本店緊急事態対策要員非常招集の連絡経路



- : 平日昼間帯及び夜間・休祝日を問わない
報告・連絡・発令経路
- : 平日昼間帯における館内放送のための
連絡経路
- - -> : 夜間・休祝日及び
館内放送で招集できない場合の連絡経路

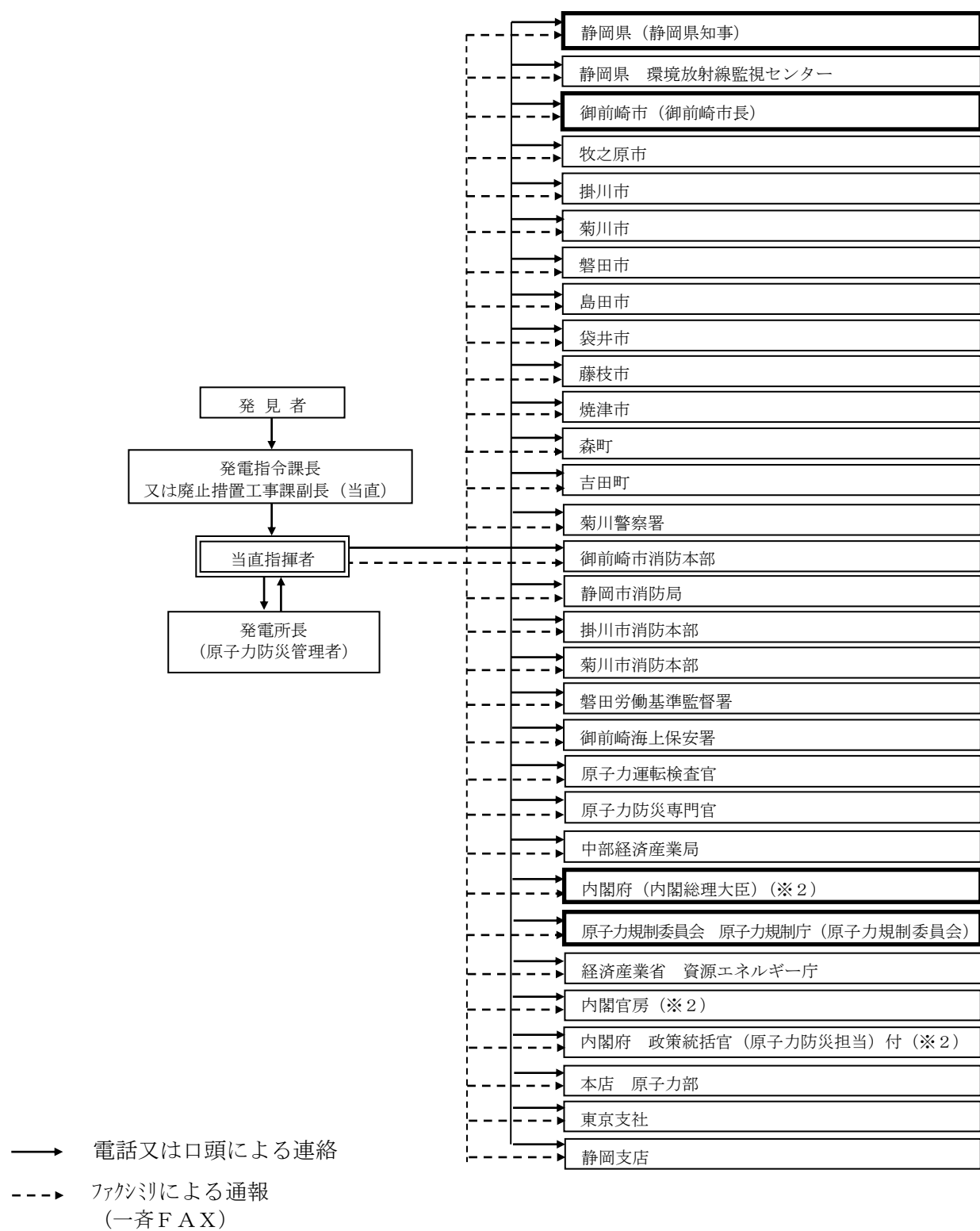
別図 2－6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路（1／4）

（1）発電所内での事象発生時（平日昼間）



別図 2－6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路（2／4）

（2）発電所内での事象発生時（夜間・休祝日）（※1）

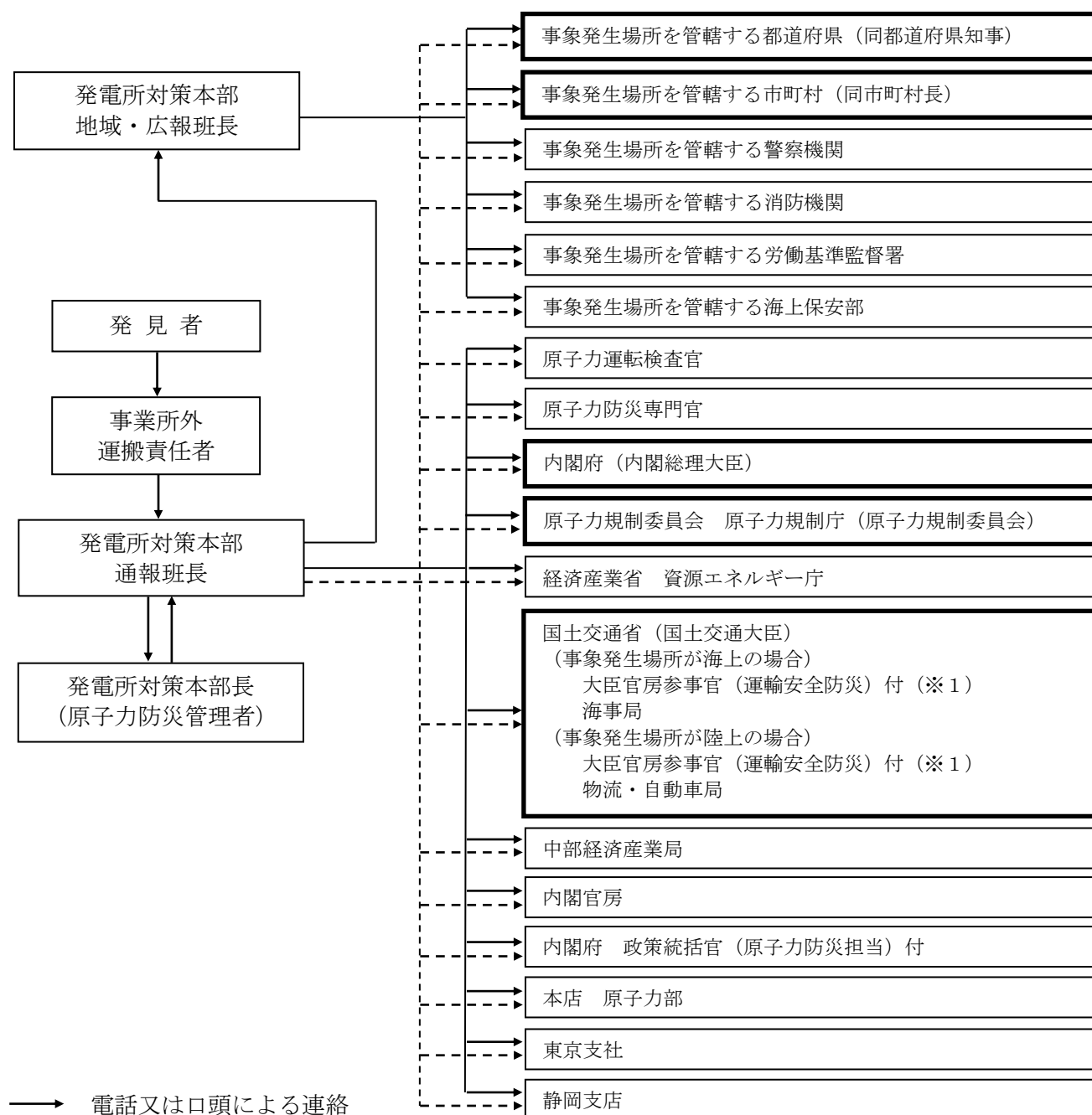


（※1）発電所対策本部が設置されている場合は、「（1）発電所内での事象発生時（平日昼間）」経路図の発電所対策本部が設置されている場合による。

（※2）「別表 2－1 警戒事態に該当する事象」の場合は、連絡を行わない。

別図 2－6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路（3／4）

（3）事業所外運搬での事象発生時（平日昼間）

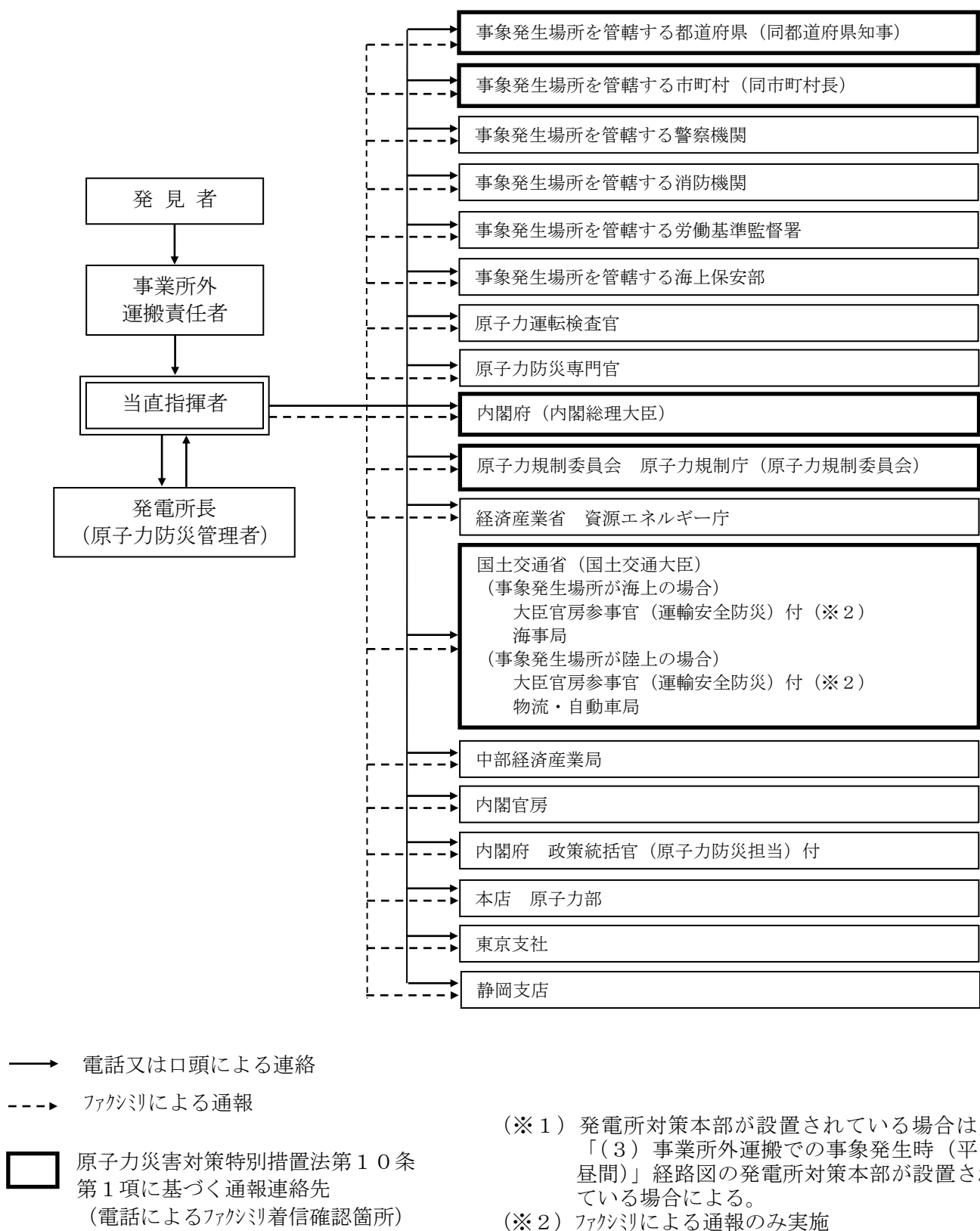


 原子力災害対策特別措置法第10条
 第1項に基づく通報連絡先
 (電話によるファクシミリ着信確認箇所)

(※1) ファクシミリによる通報のみ実施

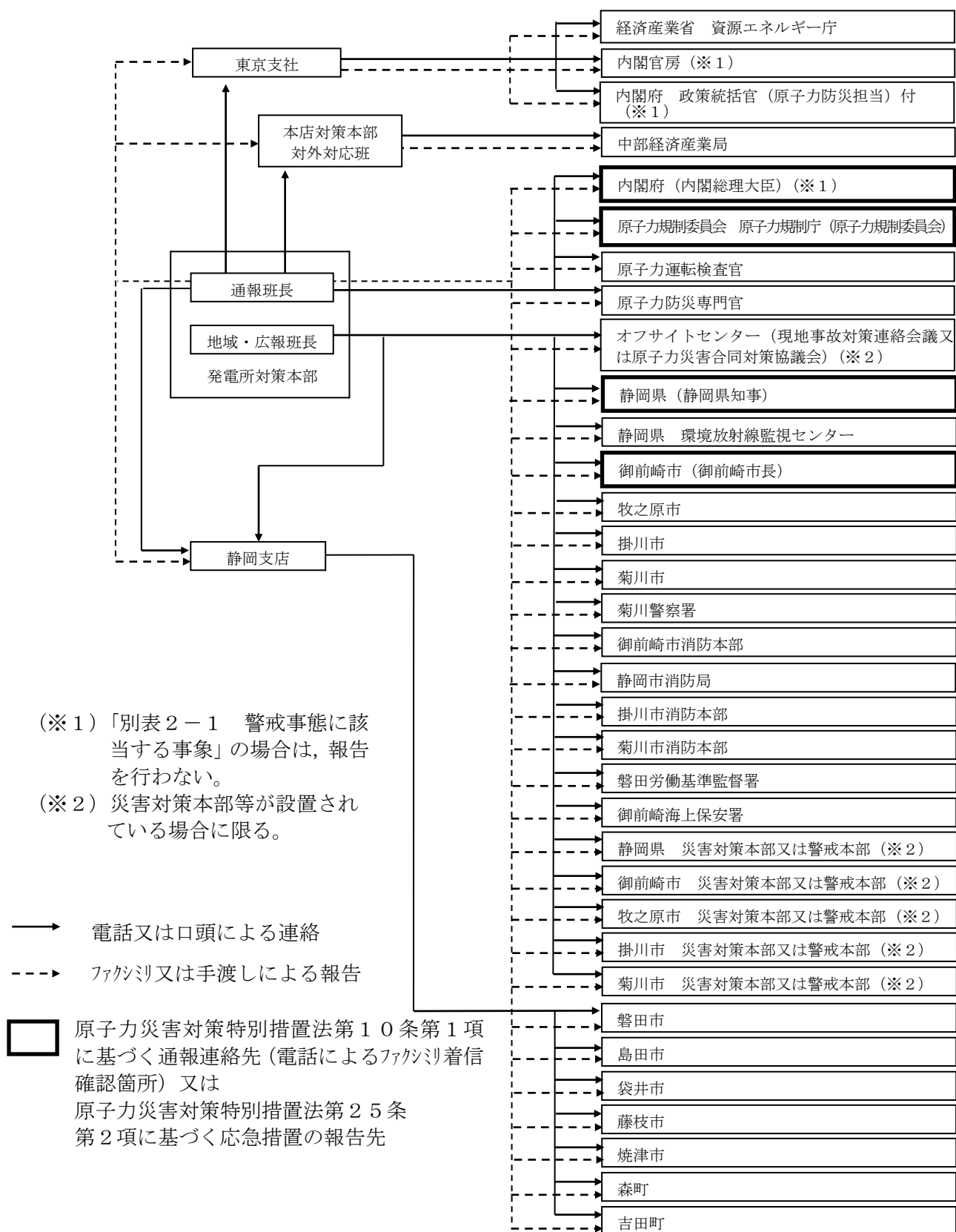
別図 2－6 緊急事態発生時の連絡又は通報経路（4／4）

（4）事業所外運搬での事象発生時（夜間・休祝日）（※1）

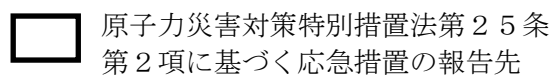


別図 2－7 緊急事態発生後（第 2 報以降）の通報又は報告経路（1／2）

（1）発電所内での事象発生時

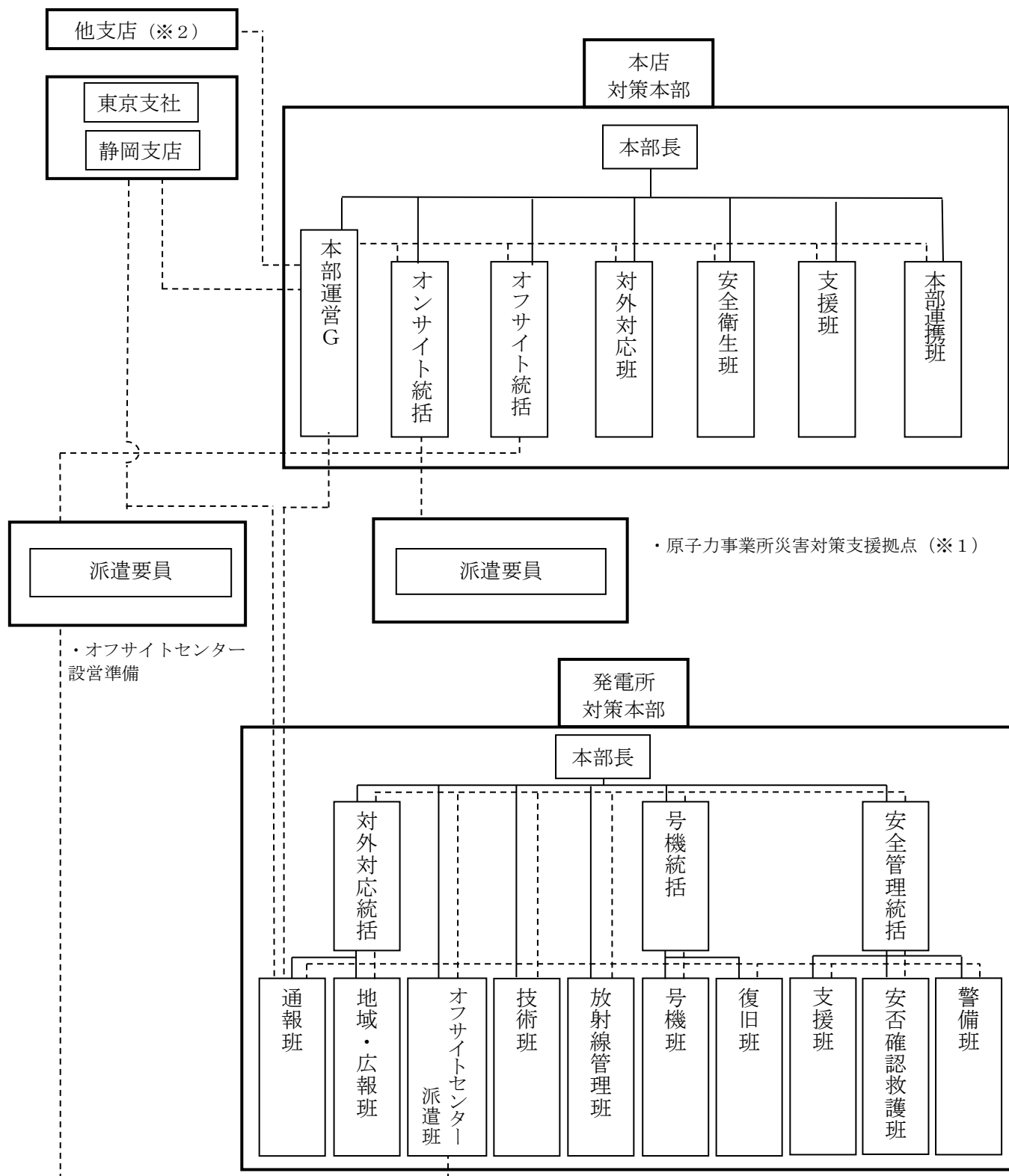


(2) 事業所外運搬での事象発生時



別図 2－8 緊急体制発令後の社内の情報伝達経路（1／2）

（緊急事態待機体制及び第1次緊急体制）



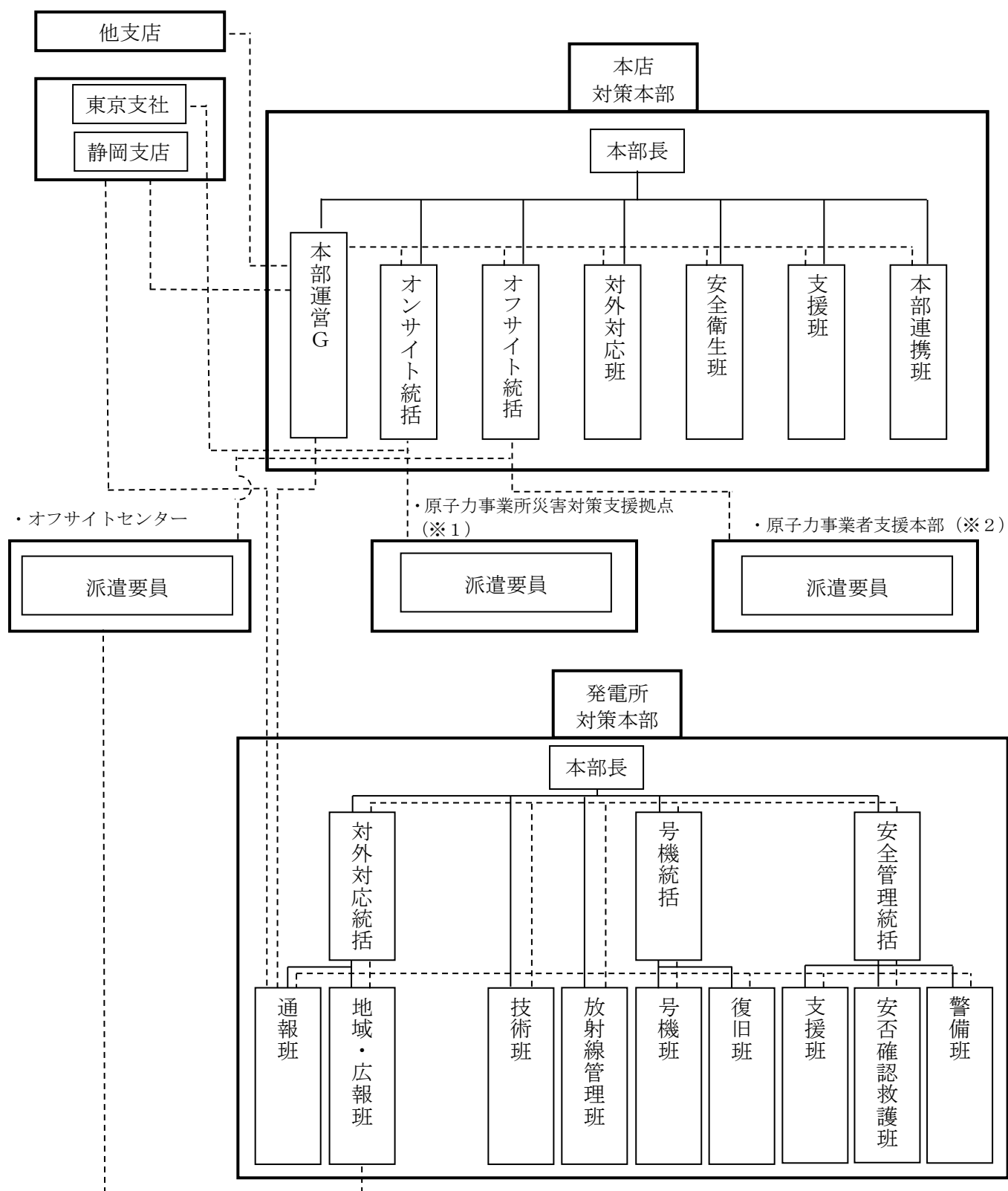
（※1） 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

（※2） 本部が設置されている場合に限る。

—— 社内における指示・報告

----- 情報伝達経路

別図 2－8 緊急体制発令後の社内の情報伝達経路（2／2）（第2次緊急体制）

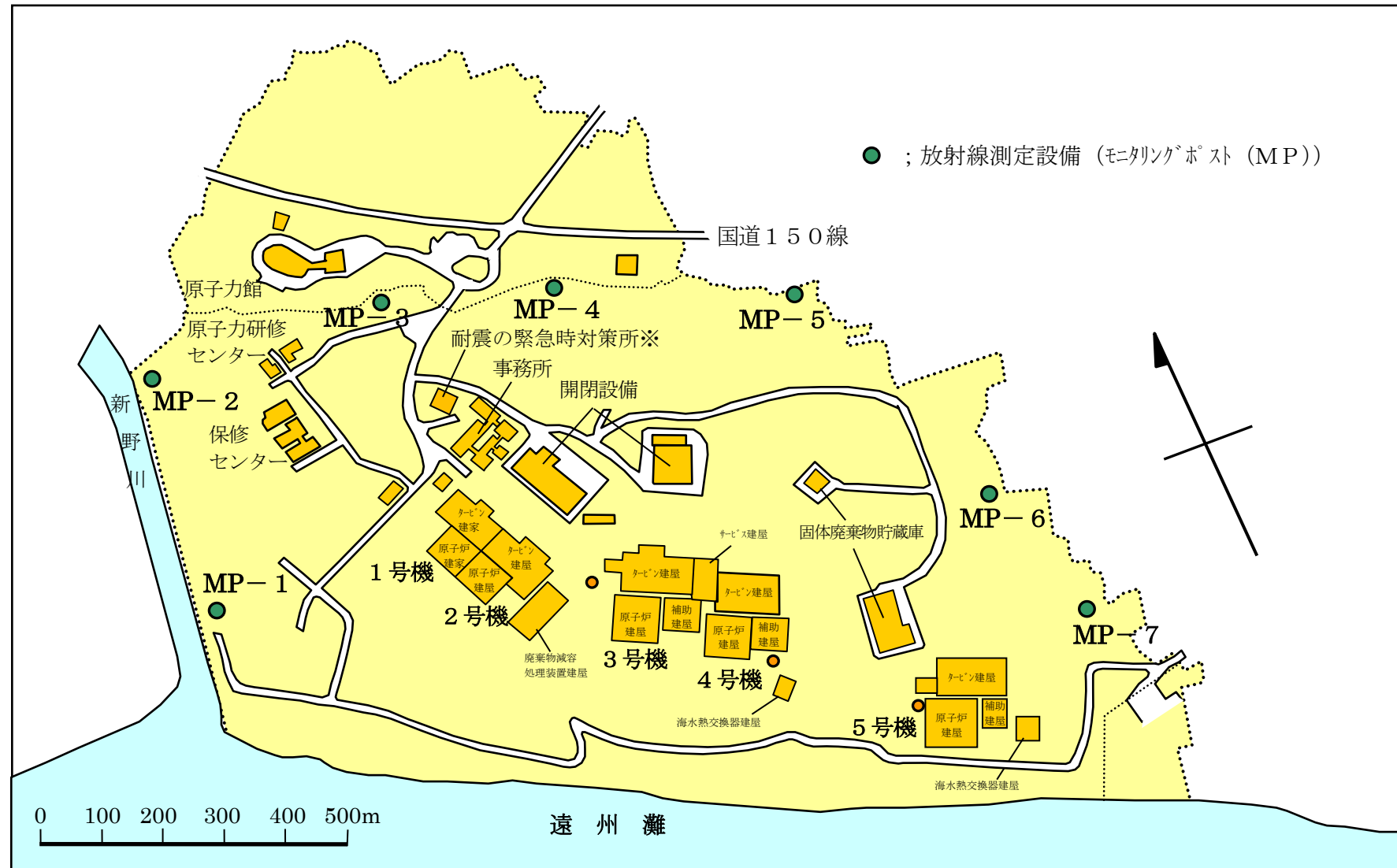


(※1) 原子力事業所災害対策支援拠点が設置されている場合に限る。

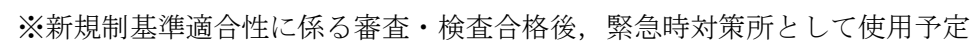
(※2) 原子力事業者支援本部が設置されている場合に限る。

—— 社内における指示・報告

----- 情報伝達経路



※新規制基準適合性に係る審査・検査合格後，緊急時対策所として使用予定



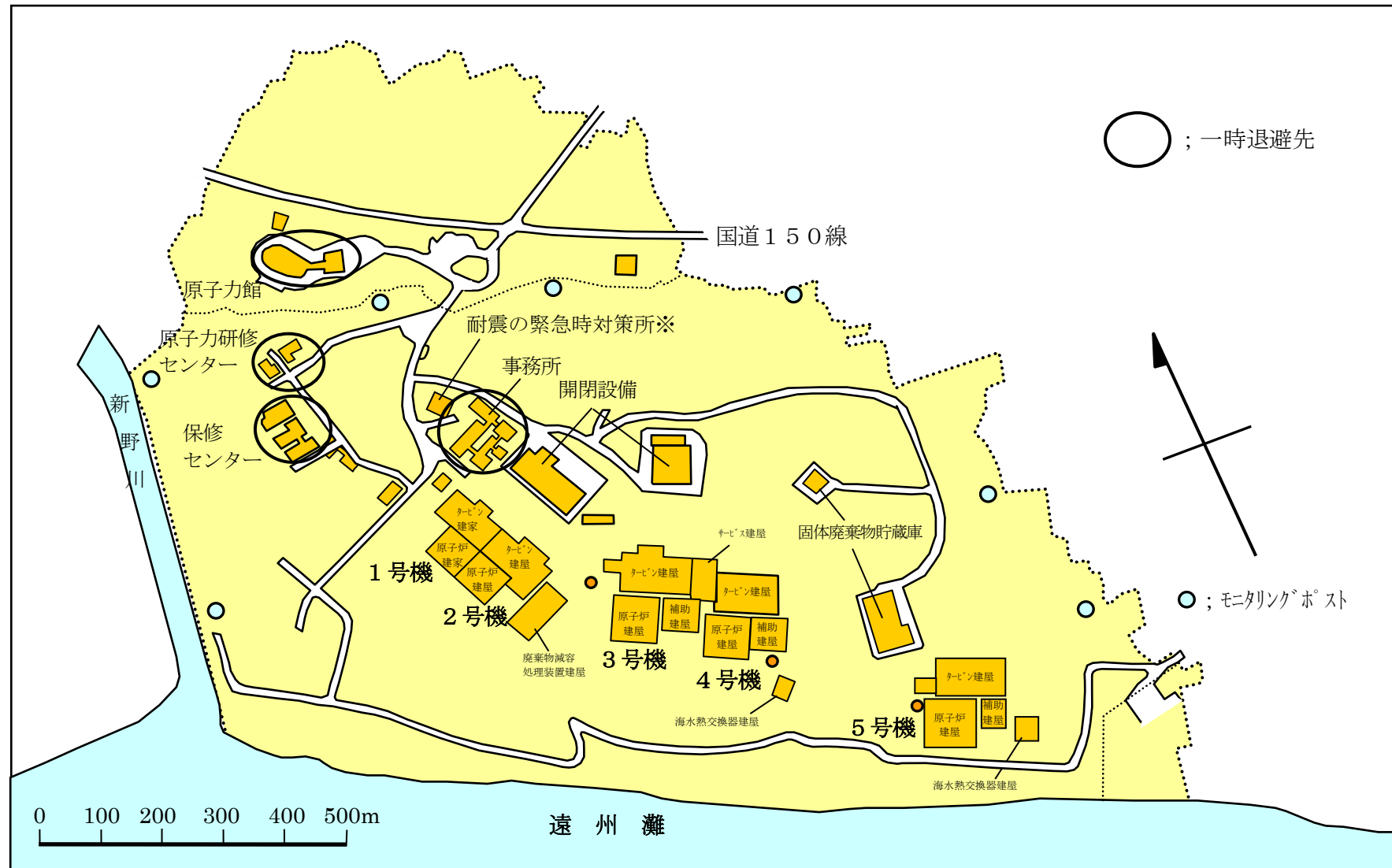
別図 2－1 1

原子力事業所災害対策支援拠点候補地



別図 2 - 1 2

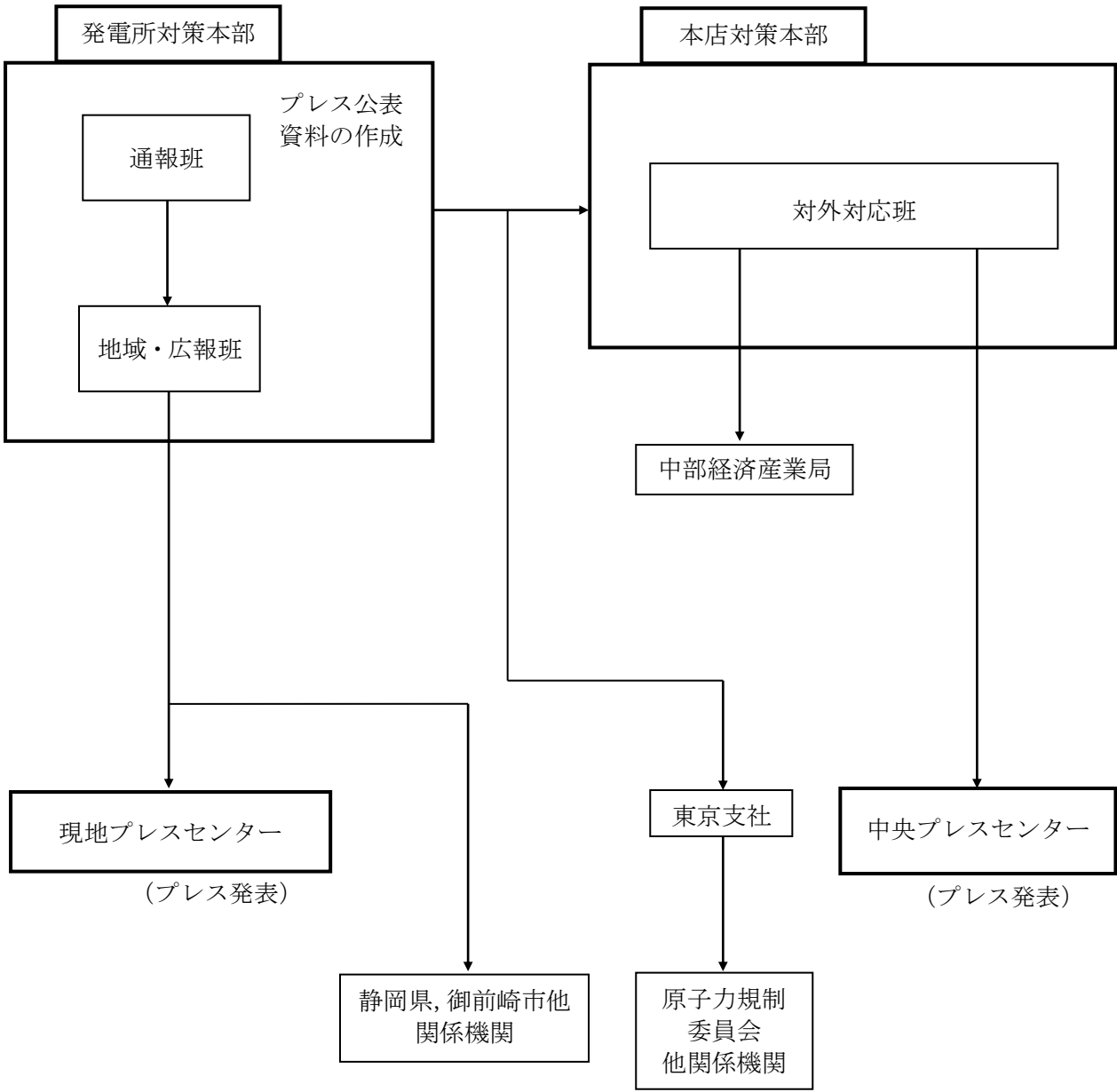
発電所敷地内の一時退避先



※新規制基準適合性に係る審査・検査合格後、緊急時対策所として使用予定

別図 3－1

公表内容の伝達経路



別表 2－1 警戒事態に該当する事象

略 称	事 象
A L 1 1 原子炉停止機能 の異常又は異常 のおそれ (※1)	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され」とは、試験、保守作業等意図的な場合を除き、1チャンネル(3, 4号機)又は1区分(5号機)の原子炉スクラム信号が発信した場合をいう。 (3)「一定時間」とは、1時間をいう。 (4)「発信された原因を特定できない」とは原子炉がスクラムすべき状況になっているかどうか確定できない状況をいう。ただし、以下の場合には警戒事象の対象外とする。 ・一定時間内に、運転上の制限からの逸脱を宣言し原子炉停止操作を開始した場合 ・全制御棒全挿入の場合 (5)「原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと」とは、自動スクラム、手動スクラム、代替制御棒挿入(自動・手動)、原子炉モードスイッチ「停止」による全制御棒挿入操作に失敗し、未挿入制御棒が3, 4号機は1本以下、5号機はペア1組以下であることが確認できない状態をいう。

略 称	事 象													
AL 2 1 原子炉冷却材の漏えい (※ 1)	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材漏えいが起こり」とは、保安規定の（原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）の運転上の制限を超える漏えい率が確認され、保安規定で定める完了時間内に保安規定で定める措置を完了できない場合をいう。 (3)保安規定の運転上の制限 <table><tr><th>項 目</th><th>運転上の制限（3～5号機）</th></tr><tr><td>原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい率</td><td>(1) 不明確な箇所からの漏えい率が 0.23m³/h 以下であること (2) 総漏えい率が 1 日平均で 5.9m³/h 以下であること</td></tr></table> (4)保安規定で定める措置 <table><tr><th>条 件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr><tr><td>A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合</td><td>A1. 運転上の制限内に復旧したことを確認する</td><td>4 時間</td></tr><tr><td>B. 条件 A を達成できない場合</td><td>B1. 高温停止にする B2. 冷温停止にする</td><td>24 時間 36 時間</td></tr></table> (5)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。	項 目	運転上の制限（3～5号機）	原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい率	(1) 不明確な箇所からの漏えい率が 0.23m ³ /h 以下であること (2) 総漏えい率が 1 日平均で 5.9m ³ /h 以下であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限内に復旧したことを確認する	4 時間	B. 条件 A を達成できない場合	B1. 高温停止にする B2. 冷温停止にする	24 時間 36 時間
項 目	運転上の制限（3～5号機）													
原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えい率	(1) 不明確な箇所からの漏えい率が 0.23m ³ /h 以下であること (2) 総漏えい率が 1 日平均で 5.9m ³ /h 以下であること													
条 件	要求される措置	完了時間												
A. 運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 運転上の制限内に復旧したことを確認する	4 時間												
B. 条件 A を達成できない場合	B1. 高温停止にする B2. 冷温停止にする	24 時間 36 時間												
AL 2 2 原子炉給水機能の喪失 (※ 1)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。													

略 称	事 象
AL 2 3 原子炉除熱機能の一部喪失 (※ 1)	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内真空度が「復水器真空度低」設定値（3～5号機：-23.8kPa〔gage〕）まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を除去する機能の一部が喪失」とは、利用できる余熱除去系がいずれか1系統のみ（緊急時海水取水設備（※ 3））を使用する場合も含む）になる場合をいう。
AL 2 5 非常用交流高压母線喪失又は喪失のおそれ (※ 1)	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用交流母線」とは、非常用高压母線及び緊急用高压母線をいう。 (3)「非常用交流母線が一となった場合において当該交流母線に電気を供給する電源が一となる状態」とは、使用可能な非常用高压母線又は緊急用高压母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が外部電源、非常用ディーゼル発電機、常設代替電源設備のどれか1つになった場合をいう。ただし、計画的にこうした状態にする場合を除く。 (4)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高压母線及び緊急用高压母線が、以下の状態になった場合をいう。 ①全ての非常用高压母線及び緊急用高压母線が、外部電源から受電できていない。 ②全ての非常用高压母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。 ③全ての非常用高压母線及び緊急用高压母線が、常設代替電源設備から受電できていない。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を非常用高压母線及び緊急用高压母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機（※ 3）及び他号機からの高压電源融通をいう。
AL 2 9 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (※ 1)	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 (解説) (1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「水位低設定値」とは、3,4号機はL-2 (-970mm), 5号機はL-1.5 (-2040mm)の水位をいう。

略 称	事 象
A L 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (※ 1)	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 (解説) (1) 「水位が一定の水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方 6 m (燃料貯蔵ラック上端*から上方 6 m (通常水位-975mm)) の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プールの水位計 (可搬型設備を含む)、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持、回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定
A L 3 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (※ 2)	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 (解説) (1) 「水位を維持できないとき」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方 4 m (燃料貯蔵ラック上端*から上方 4 m (通常水位-2975mm)) の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計 (可搬型設備を含む)、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定 (2) 「水位を一定時間以上測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計 (可搬型設備を含む)、監視カメラ等により液面の位置が確認できない状態が 2 4 時間以上継続した場合をいう。
A L 4 2 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (※ 1)	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 (解説) (1) 原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2) 燃料被覆管障壁又は原子炉冷却系障壁のいずれかの喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。 (3) 各障壁の条件は、添付 1 のとおり。
A L 5 1 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (※ 1)	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 (解説) (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室」とは、中央制御室及び遠隔停止系盤の設置場所をいう。 (3) 「運転や制御に影響を及ぼす」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員が中央制御室の操作盤及び遠隔停止系盤での操作が容易にできなくなる状況をいう。

略 称	事 象
AL52 所内外通信連絡 機能の一部喪失 (※1)	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 (解説) (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、「①中央制御室から所内へ通信する手段」が、どれか1つの手段のみとなる場合又は「②中央制御室あるいは緊急時対策所から所外へ通信する手段」が、どれか1つの手段のみとなる場合をいう。ここでいう「どれか1つの手段のみとなる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等のうち、使用可能な通信手段が1種類のみになる場合をいう。
AL53 重要区域での火 災・溢水による 安全機能の一部 喪失のおそれ (※1)	重要区域(原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。)において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。 (解説) (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「重要区域」及び「安全機器等」については、別表2-4に定義する。 (3) 「安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがある」とは、火災又は溢水により、安全機器等に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなるおそれがあることをいう。 (4) 「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む)が発火することをいう。 (5) 「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。
御前崎市において震度6弱以上の地震が発生した場合	
静岡県において大津波警報が発表された場合	
東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合	
オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合	
当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)(※1)	
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	

(※1) 「AL11,21,22,23,25,29,30,42,51,52,53,外的事象(設計基準を超える外部事象)」: 原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の8第1項の許可(同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。)後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用する。

(※2) 「AL31」: 原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号

の基準に適合していない場合に適用する。

- (※3) 重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）第 2 条第 2 項第 14 号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下「SA 設備」という。）の総称又は設備案として例示する。なお、SA 設備は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に確定する。

注：浜岡原子力発電所 1 号機及び 2 号機においては、※1，※2 の事象は該当しない。

別表 2－2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準

略 称	法 令
SE01 敷地境界付近 の放射線量の 上昇	政令第 4 条第 4 項第 1 号 第 1 項に規定する基準以上の放射線量が第 2 項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 政令第 4 条第 1 項（第 1 項に規定する基準） 法第 10 条第 1 項の政令で定める基準は、1 時間当たり 5 マイクロシーベルトの放射線量とする。 政令第 4 条第 2 項（第 2 項の定めるところ） 法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の 1 又は 2 以上について、それぞれ単位時間（2 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 通報すべき事象等に関する規則第 3 条の 2（原子力規制委員会規則で定める場合） 令第 4 条第 2 項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第 4 条第 2 項の 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第 1 項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 政令第 4 条第 3 項（第 3 項の定めるところ） 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第 1 項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の 1 又は 2 以上についての数値が 1 時間当たり 1 マイクロシーベルト以上であるときは、法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 通報すべき事象等に関する規則第 4 条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第 4 条第 3 項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第 4 条第 1 項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1 時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。 （解説） (1) モニタリングポストにて 5 μ Sv/h 以上の放射線量を検出（1 地点のみで 10 分間未満）した場合、本事象に該当する。 また、全てのモニタリングポストが 5 μ Sv/h を下回っている場合においても、1 μ Sv/h 以上を検出したモニタリングポストがあるときは、当該モニタリングポス

略 称	法 令												
	トにおける放射線量と中性子線測定用可般式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合、本事象に該当する。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は、モニタリングポストによる当該数値は検出されなかったこととする。 ①排気筒モニタ、格納容器雰囲気モニタ及び燃料交換エリア換気モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 ②落雷の時に検出された場合												
SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<u>第1項に規定する放射線量</u>に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。 <u>第1項に規定する放射線量</u>：1時間当たり5マイクロシーベルト SE01参照。 <u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>，<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>：通報すべき事象等に関する規則第5条。添付2参照。 (解説) (1) 排気筒において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当する以上の気体放射性物質が検出（10分間以上継続）された場合、本事象に該当する。 (2)$5\mu\text{Sv/h}$に相当する気体放射性物質の検出値 <table><tr><th>号 機</th><th>排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)</th><th>非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)</th></tr><tr><td>3号機</td><td>400cps</td><td>100,000cps</td></tr><tr><td>4号機</td><td>800cps</td><td>200,000cps</td></tr><tr><td>5号機</td><td>800s^{-1}</td><td>$200,000\text{s}^{-1}$</td></tr></table>	号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)	3号機	400cps	100,000cps	4号機	800cps	200,000cps	5号機	800s^{-1}	$200,000\text{s}^{-1}$
号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動していない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の場合)											
3号機	400cps	100,000cps											
4号機	800cps	200,000cps											
5号機	800s^{-1}	$200,000\text{s}^{-1}$											

略 称	法 令		
SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：1時間当たり5マイクロシーベルト SE01参照。 原子力規制委員会規則で定める基準，原子力規制委員会規則で定めるところ：通報すべき事象等に関する規則第5条。添付2参照。 (解説) (1) 放水口において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5μSv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出（10分間以上継続）された場合、本事象に該当する。 (2) 5μSv/hに相当する液体放射性物質の検出値 1～4号機 放水口モニタ：6,000cps 5号機 放水口モニタ：6,000s⁻¹		
SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量 通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 (抜粋) <table><tr><th>原子炉設置者</th></tr><tr><td>実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域</td></tr></table> 前号に規定する場所：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 SE02，SE03参照。 通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前	原子炉設置者	実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域
原子炉設置者			
実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域			

略 称	法 令		
	項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 (解説) (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、本事象に該当する。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。		
SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として<u>原子力規制委員会規則で定める区域</u>をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>により検出されたこと。 ロ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質 通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（<u>原子力規制委員会規則で定める区域</u>） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 (抜粋) <table><tr><th>原子炉設置者</th></tr><tr><td>実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域</td></tr></table> <u>前号に規定する場所</u>：当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 SE02，SE03参照。 通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（<u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u>） 令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。	原子炉設置者	実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域
原子炉設置者			
実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、（略）規定する管理区域			

略 称	法 令
	通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条4項3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類である場合にあつては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあつては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値 （解説） (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして空气中の放射性物質について以下の放射能水準以上の放射性物質が検出された場合、本事象に該当する。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、以下の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、一種類の場合は、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、二種類以上の放射性物質がある場合は、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質について①により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 ③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合は、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	通報すべき事象等に関する規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。

略 称	法 令
SE21 原子炉冷却材 漏えい時に おける非常 用炉心冷却 装置による 一部注水不 能 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(1) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。 (3)「非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び3，4号機の原子炉隔離冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力（吐出圧力及び容量）ならびに即応性を有する代替注水系（※3）を含める。具体的な設備は以下のとおり。 高圧系：高圧炉心スプレイ系，原子炉隔離冷却系，高圧代替注水系（※3） 低圧系：低圧炉心スプレイ系，余熱除去系 (4)「非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできない」とは、非常用炉心冷却装置等のうち全ての高圧系又は全ての低圧系の機能が喪失した場合をいう。
SE22 原子炉注水機 能喪失のおそ れ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(2) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 (4)「非常用炉心冷却装置等（当該原子炉へ高圧で注水するものに限る。）による注水が直ちにできない」とは、SE21解説(2)で示す高圧系の非常用炉心冷却装置等（設計基準事故対処設備及び代替注水系（※3））により原子炉へ注水されていることを確認できない状態（例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。）をいう。

略 称	法 令
S E 2 3 残 留 熱 除 去 機 能 の 喪 失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（3） 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 （解説） (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内真空度が「復水器真空度低」設定値（3～5号機：-23.8kPa〔gage〕）まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、余熱除去系の以下の系統（緊急時海水取水設備（※3）を使用する場合も含む）が使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の余熱除去系の機能停止は除く。
S E 2 5 非 常 用 交 流 高 圧 母 線 の 3 0 分 間 以 上 喪 失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（4） 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 （解説） (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用交流母線」とは、非常用高圧母線及び緊急用高圧母線をいう。 (3)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、以下の状態になった場合をいう。 ①全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、外部電源から受電できていない。 ②全ての非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。 ③全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、常設代替電源設備から受電できていない。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機（当該原子炉の主発電機を除く）からの電力を非常用高圧母線及び緊急用高圧母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機（※3）及び他号機からの高圧電源融通をいう。
S E 2 7 直 流 電 源 の 部 分 喪 失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（5） 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分間以上継続すること。 （解説） (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用直流母線」とは、125V直流母線A、B及びH（5号機についてはA、B及びC）をいう。 (3)「非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態」とは、複数ある直流125V母線のうち、電源供給可能な母

略 称	法 令
	線が1つになった場合に、当該母線に電気を供給する電源（所内全ての直流電源設備を含む。）が蓄電池、充電器、予備充電器のうちいずれか1つになった場合をいう。
S E 2 9 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（6） 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 （解説） (1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位」とは、L-1（3，4号機：-3,790mm，5号機：-2,880mm）の水位をいう。
S E 3 0 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（7） 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 （解説） (1)「水位を維持できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方4m（燃料貯蔵ラック上端※から上方4m（通常水位-2975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む）、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定 (2)「水位を測定できない」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位計（可搬型設備を含む）、監視カメラ等により液面の位置が確認できない場合をいう。
S E 3 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (※2)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号へ（1） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 （解説） (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、使用済燃料貯蔵プールの水位が、「照射済燃料集合体の頂部から上方2m（燃料貯蔵ラック上端※から上方2m（通常水位-4975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む）、監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお、使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は、可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定

略 称	法 令												
SE41 格納容器健全性喪失のおそれ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（11） 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 （解説） (1) 原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2) 「原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること」とは、原子炉格納容器の圧力又は温度が格納容器スプレイを実施する基準に達した状態で、上昇傾向が15分以上継続した場合をいう。ここでいう「格納容器スプレイを実施する基準」とは、以下のとおり。 <table><tr><td>号機</td><td>原子炉格納容器圧力</td><td>格納容器温度</td></tr><tr><td>3号機</td><td>(※4)</td><td>(※4)</td></tr><tr><td>4号機</td><td>(※4)</td><td>(※4)</td></tr><tr><td>5号機</td><td>(※4)</td><td>(※4)</td></tr></table> (3) 原子炉格納容器冷却機能等の常用の設備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が一定時間にわたって継続した場合は本事象に該当しない。	号機	原子炉格納容器圧力	格納容器温度	3号機	(※4)	(※4)	4号機	(※4)	(※4)	5号機	(※4)	(※4)
号機	原子炉格納容器圧力	格納容器温度											
3号機	(※4)	(※4)											
4号機	(※4)	(※4)											
5号機	(※4)	(※4)											
SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（13） 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 （解説） (1) 原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2) 3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁の喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。 (3) 各障壁の条件は、添付1のとおり。												
SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（12） 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 （解説） (1) 原子炉の状態が、保安規定に定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器雰囲気モニタガンマ線量が基準値以下にある場合をいう。 (3) 格納容器雰囲気モニタガンマ線量の基準値の判断は、原子炉停止後の経過時間とガンマ線線量率との相関による。												

略 称	法 令
SE51 原子炉制御室 他の一部の機能喪失・警報喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（8） 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 （解説） (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「環境が悪化する」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、防護具又は局所排気装置等を用いなければ、運転員が操作盤で操作できない状態をいう。 (3) 「原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること」とは、中央制御室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じることを用いる。ただし、遠隔停止系盤の設置場所の環境が悪化しておらず、遠隔停止系盤により原子炉を制御し、冷温停止まで移行させ、維持できる場合を除く。 (4) 「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは使用済燃料貯蔵プール水の低下傾向の継続が確認された場合とする。 (5) 「原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失する」とは、系統分離している安全設備のうち1区分の安全設備の運転・監視が可能であれば原子炉の制御は可能であることから、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失するなどにより安全設備の運転・監視可能な制御盤が1区分のみとなった状態をいう。なお、3，4号機のHPCS系区分の制御盤は、原子炉の運転・監視ができないことから含めない。
SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（9） 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 （解説） (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失」とは、原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、「①中央制御室から所内へ通信する手段」、「②中央制御室あるいは緊急時対策所から所外へ通信する手段」のいずれかが、全て使用不能になる場合をいう。ここでいう「全て使用不能になる場合」とは、設備的に異なる電力保安回線、公衆回線、衛星回線等の全ての通信手段が使用できない場合をいう。
SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ（10） 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 （解説） (1) 保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2) 「安全機器等」については、別表2－4に定義する。 (3) 「安全機器等の機能の一部が喪失」とは、火災又は溢水により、安全機器等に支障が生じ、同一の機能を有する全ての系統が使用できなくなることをいう。 (4) 「火災」とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質（難燃

略 称	法 令
	性を含む)が発火することをいう。 (5)「溢水」とは、発電所内に施設される機器の破損による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む)。
S E 5 5 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	通報すべき事象等に関する規則第7条第1号イ(14)【3, 4, 5号機】、又【1, 2号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) (1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。
X S E 6 1 事業所外運搬での放射線量率の上昇	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>により検出されたこと。 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項(<u>原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ</u>) 令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。
X S E 6 2 事業所外運搬での放射性物質漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。))及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

- (※ 1) 「SE21,22,23,25,27,29,30,41,42,43,51,52,53」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第 43 条の 3 の 8 第 1 項の許可（同法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号に掲げる基準に係るものに限る。）後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査（同法第 43 条の 3 の 11 第 2 項に規定する検査をいう。）の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用する。
- (※ 2) 「SE31」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合していない場合に適用する。
- (※ 3) 重大事故防止のための設備（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 5 号）第 2 条第 2 項第 14 号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの（以下「SA 設備」という。）の総称又は設備案として例示する。なお、SA 設備は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に確定する。
- (※ 4) 当該の設定値は、原子炉等規制法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合した場合に確定する。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。

浜岡原子力発電所 1 号機及び 2 号機においては、SE03、SE55 のみが適用される。

別表 2－3 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の原子力緊急事態宣言発令の基準

略 称	法 令
GE01 敷地境界付近の 放射線量の上昇	法第 15 条第 1 項第 1 号 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量（略）が、異常な水準の放射線量の<u>基準として政令で定めるもの</u>以上である場合 政令第 6 条第 3 項（<u>政令で定める基準</u>） 法第 15 条第 1 項第 1 号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第 4 条第 4 項第 1 号に規定する検出された放射線量又は第 1 項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、2 地点以上において又は 10 分間以上継続して検出された場合に限る。）1 時間当たり 5 マイクロシーベルト 二 （以下、略） （解説） (1) モニタリングポストにて $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を 2 地点以上で検出（10 分未満）または、1 地点のみで 10 分間以上検出した場合、本事象に該当する。 また、全てのモニタリングポストが $5\mu\text{Sv/h}$ を下回っている場合においても、$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したモニタリングポストがあるときは、当該モニタリングポストにおける放射線量と中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合、本事象に該当する。 (2) 以下のいずれかに該当する場合は、モニタリングポストによる当該数値は検出されなかったこととする。 ①排気筒モニタ、格納容器雰囲気モニタ及び燃料交換エリア換気モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 ②落雷の時に検出された場合
GE02 通常放出経路での 気体放射性物質の 放出	政令第 6 条第 4 項第 1 号 第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第 1 号に定める放射線量に相当するものとして<u>原子力規制委員会規則で定める基準</u>以上の放射性物質が<u>原子力規制委員会規則で定めるところにより検出</u>されたこと。 通報すべき事象等に関する規則第 12 条第 1 項（<u>原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ</u>） 令第 6 条第 4 項第 1 号の<u>原子力規制委員会規則</u>で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第 5 条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 （解説） (1) 排気筒において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5\mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出（10 分間以上継続）された場合、本事象に該当する。

略 称	法 令												
	(2)5 μ Sv/h に相当する気体放射性物質の検出値 <table><tr><th>号 機</th><th>排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)</th><th>非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)</th></tr><tr><td>3 号機</td><td>400cps</td><td>100, 000cps</td></tr><tr><td>4 号機</td><td>800cps</td><td>200, 000cps</td></tr><tr><td>5 号機</td><td>800s⁻¹</td><td>200, 000s⁻¹</td></tr></table>	号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)	3 号機	400cps	100, 000cps	4 号機	800cps	200, 000cps	5 号機	800s ⁻¹	200, 000s ⁻¹
号 機	排気筒モニタ (非常用ガス処理系が起動して いない場合)	非常用ガス処理系モニタ (非常用ガス処理系が起動中の 場合)											
3 号機	400cps	100, 000cps											
4 号機	800cps	200, 000cps											
5 号機	800s ⁻¹	200, 000s ⁻¹											
GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	政令第6条第4項第1号 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する規則第12条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 (解説) (1)放水口において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能水準が5 μ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出（10分間以上継続）された場合、本事象に該当する。 (2)5 μ Sv/h に相当する液体放射性物質の検出値 1～4号機 放水口モニタ：6, 000cps 5号機 放水口モニタ：6, 000s⁻¹												
GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 1時間当たり5ミリシーベルト 三 (略) (解説) (1)管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出された場合、本事象に該当する。 (2)または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、5mSv/h以上の放射線量が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。												

略 称	法 令
GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準及び原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 （解説） (1) 管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射能水準が500μSv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について以下の放射能水準以上の放射性物質が検出された場合、本事象に該当する。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、以下の放射性物質が検出される蓋然性が高い場合、本事象に該当する。 ①検出された放射性物質の種類が明らかで、一種類の場合は、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に5000を乗じて得た値 ②検出された放射性物質の種類が明らかで、二種類以上の放射性物質がある場合は、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質について①により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 ③検出された放射性物質の種類が明らかでない場合は、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに5000を乗じて得た値
GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

略 称	法 令
GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(1) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「全ての停止操作」とは、以下の全ての制御棒挿入操作及びほう酸水注入系の操作をいう。 ①自動スクラム ②手動スクラム ③代替制御棒挿入(自動・手動) ④原子炉モードスイッチ「停止」 ⑤シングルロッドスクラム(5号機においてはペアロッドスクラム) ⑥制御棒手動挿入 ⑦原子炉保護系電源断 ⑧スクラムパイロット弁ヒューズ引抜 ⑨スクラムパイロット弁制御空気ブロー (3)「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと」とは、「全ての停止操作」によっても未挿入制御棒が3、4号機は1本以下、5号機はペア1組以下であることが確認できず、かつ、中性子束が定格出力の0.1%未満であることが確認できない状態をいう。
GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(2) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えい」とは、原子炉格納容器内外において原子炉冷却材の漏えいが発生し、原子炉水位の低下等により、非常用炉心冷却装置の作動設定値に達した場合又は原子炉水位を維持するために手動により非常用炉心冷却装置を作動させる場合をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等」とは、設計基準事故対処設備である非常用炉心冷却系及び3、4号機の原子炉隔離冷却系に加え、同設備に求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)ならびに即応性を有する代替注水系(※3)としてSE21解説(3)で示した設備を含める。具体的な設備は以下のとおり。 高圧系：高圧炉心スプレー系、原子炉隔離冷却系、高圧代替注水系(※3) 低圧系：低圧炉心スプレー系、余熱除去系 (4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、全ての非常用の炉心冷却装置により原子炉へ注水されていることを確認できないこと(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。 また、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。

略 称	法 令
GE22 原子炉注水機能 の喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(3) 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「全ての給水機能」は、常用の給水機能が対象であり、原子炉隔離冷却系は含まない。 (3)「給水機能が喪失した場合」とは、常用の給水系が使用できない場合をいう。 (4)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできない」とは、GE21解説(2)で示す全ての非常用炉心冷却装置等(設計基準事故対処設備及び代替注水系(※3))により原子炉へ注水されていることを確認できない状態(例：ポンプが自動または手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。)をいう。また、高圧の状態から低圧の非常用炉心冷却装置等による注水のために必要な原子炉の減圧等の運転操作ができない場合においても、本事象に該当するものとする。
GE23 残留熱除去機能 喪失後の圧力制 御機能喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(5) 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 (解説) (1)「原子炉の運転中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」である場合をいう。 (2)「主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失」とは、以下のいずれかの状態をいう。 ①復水器内圧力が「復水器真空度低」設定値(3～5号機：-23.8kPa〔gage〕)まで低下 ②全ての主蒸気ラインが使用不能 (3)「残留熱を直ちに除去できない」とは、余熱除去系の以下の系統(緊急時海水取水設備(※3))を使用する場合も含む)が使用不能になる場合をいう。 ①停止時冷却モード ②サプレッションプール冷却モード ③格納容器スプレイ冷却モード (4)交流電源喪失時の電源切り替えに伴う30分以内の余熱除去系の機能停止は除く。 (5)「原子炉格納容器内の圧力抑制機能が喪失」とは、次のいずれかの状態をいう。 ①サプレッションプール水平平均温度が100℃以上となった場合 ②原子炉格納容器内の圧力が設計上の最高使用圧力に達した場合

略 称	法 令
GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(6) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「非常用交流母線」とは、非常用高圧母線及び緊急用高圧母線をいう。 (3)「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、以下の状態になった場合をいう。 ①全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、外部電源から受電できていない。 ②全ての非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機から受電できていない。 ③全ての非常用高圧母線及び緊急用高圧母線が、常設代替電源設備から受電できていない。 ここでいう「外部電源」とは、電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く)からの電力を非常用高圧母線及び緊急用高圧母線へ供給する設備をいい、「常設代替電源設備」とは、緊急時ガスタービン発電機(※3)及び他号機からの高圧電源融通をいう。
GE27 全直流電源の5分間以上喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(7) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止」とは、125V直流母線A、B及びH(5号機についてはA、B及びC)が使用不能となった場合をいう。
GE28 炉心損傷の検出 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(8) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、ドライウェル又はサプレッションチェンバのそれぞれの格納容器雰囲気モニタ系ガンマ線線量計が、原子炉停止後の時間経過に応じて炉心損傷と判断する基準値を超えた場合をいう。 (3)格納容器雰囲気モニタガンマ線量の基準値の判断は、原子炉停止後の経過時間とガンマ線線量率との相関による。
GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(9) 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 (解説) (1)「原子炉の停止中」とは、原子炉の状態が、保安規定で定める「冷温停止」又は「燃料交換」において照射済燃料集合体が原子炉圧力容器内にある場合をいう。 (2)「非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)」が作動する水

略 称	法 令
	位」とは、L-1（3，4号機：-3,790mm，5号機：-2,880mm）の水位をいう。 (3)「全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと」とは、非常用炉心冷却装置等により原子炉へ注水されていることを確認できない状態（例：ポンプが自動又は手動により起動できないこと。注入弁が開弁できないこと。）をいう。
GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ（10） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること，又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において，当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 （解説） (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは，使用済燃料貯蔵プールの水位が，「照射済燃料集合体の頂部から上方2m（燃料貯蔵ラック上端※から上方2m（通常水位-4975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む），監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお，使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は，可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定 (2)「当該水位まで低下しているおそれ」とは，使用済燃料貯蔵プール付近の放射線モニタの指示が有意に上昇している場合をいう。 (3)「水位を測定できない」とは，使用済燃料貯蔵プールの水位計（可搬型設備を含む），監視カメラ等により液面の位置が確認できない場合をいう。
GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (※2)	通報すべき事象等に関する規則第14条へ（1） 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 （解説） (1)「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは，使用済燃料貯蔵プールの水位が，「照射済燃料集合体の頂部（燃料貯蔵ラック上端※（通常水位-6975mm））の水位に達すること」を使用済燃料貯蔵プール水位計（可搬型設備を含む），監視カメラ等により確認した場合をいう。 なお，使用済燃料貯蔵プールの水位の維持・回復手段は，可搬型を含む全ての設備を考慮する。 ※有効燃料頂部の位置から保守的に設定
GE41 格納容器圧力の異常上昇 (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ（4） 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 （解説） (1)原子炉の状態が，保安規定で定める「運転」，「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)「最高使用圧力」とは，3，4号機：427kPa〔gage〕，5号機：310kPa〔gage〕をいう。 (3)「最高使用温度」とは，ドライウェル温度171℃（3～5号機）をいう。

略 称	法 令
GE42 2つの障壁喪失 及び1つの障壁 の喪失又は喪失 のおそれ (※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(12) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 (解説) (1)原子炉の状態が、保安規定で定める「運転」、「起動」及び「高温停止」において適用する。 (2)3つの障壁のうち、いずれか2つの障壁が喪失し、3つ目の障壁の喪失若しくはその可能性がある場合に該当する。 (3)各障壁の条件は、添付1のとおり。
GE51 原子炉制御室他 の機能喪失・警 報喪失(※1)	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(11) 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること。 (解説) (1)保安規定で定める全ての原子炉の状態において適用する。 (2)「使用できなくなる」とは、放射線レベルや室温の上昇等により、運転員の回避が必要となる場合をいう。 (3)「原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること」とは、中央制御室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止を維持する機能が喪失する場合をいう。ただし、遠隔停止系盤が使用でき、遠隔停止系盤により原子炉を制御し、冷温停止まで移行させ、維持できる場合を除く。 (4)「原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合」とは、原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中である場合若しくは、使用済燃料貯蔵プールの水位低下が確認された場合をいう。 (5)「原子炉施設の状態を表示する全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置(いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。)が使用できなくなること」とは、制御盤の表示灯、警報、指示計、記録計が消失する等により全ての安全設備の運転・監視ができなくなった状態をいう。なお、3、4号機のHPCS系区分の制御盤は、原子炉の運転・監視ができないことから含めない。
GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	通報すべき事象等に関する規則第14条イ(13)【3、4、5号機】、又【1、2号機】 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 (解説) (1)「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。 (2)「原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象」とは、原子力施設への影響により放射線又は放射性物質が放出されうる状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。

略 称	法 令
X G E 6 1 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 (略) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 1時間当たり 10 ミリシーベルト
X G E 6 2 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。)に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第3欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則第194条第2項第2号イ(4)に規定する低比放射性物質又は表面汚染物の運搬を除く。)に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

- (※1)「GE11,21,22,23,25,27,28,29,30,41,42,51」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に適用する。具体的には、同法第43条の3の8第1項の許可(同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。)後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合に適用する。
- (※2)「GE31」：原子炉の運転等のための施設が、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用する。
- (※3)重大事故防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下「SA設備」という。)の総称又は設備案として例示する。なお、SA設備は、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合した場合に確定する。

注：「政令」とは、原子力災害対策特別措置法施行令をいう。

「通報すべき事象等に関する規則」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則をいう。

「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令」とは、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令をいう。

浜岡原子力発電所1号機及び2号機においては、GE03、GE55のみが適用される。

添付1 障壁の喪失に係る判断基準

原子炉の各障壁（燃料被覆管障壁，原子炉冷却系障壁，原子炉格納容器障壁）の喪失を判断する基準は，下表のとおりである。

プラントパラメータ		燃料被覆管障壁	原子炉冷却系障壁	原子炉格納容器障壁
一次系	原子炉水位	有効燃料長上端未満	有効燃料長上端未満	—
		水位不明	水位不明	—
		≪ 3，4号機 ≫ L－0未満 ≪ 5号機 ≫ 燃料水位計：－1,200mm 未満 （有効燃料長の2／3未満）	—	—
	原子炉圧力	—	—	減圧禁止領域（S／P水温との関係）
	その他	—	非常用原子炉減圧操作の実施	—
P C V	格納容器圧力	—	13.7kPa[g]以上 （ドライウェル圧力高設定点）	≪ 3，4号機 ≫ 427 kPa[g]以上（最高使用圧力） ≪ 5号機 ≫ 310 kPa[g]以上（最高使用圧力）
	格納容器温度	—	—	171℃（最高使用温度）以上
	サプレッション プール水温	—	—	減圧禁止領域（RPV圧力との関係）
	格納容器雰囲気 モニタ ガンマ線量	燃料被覆管損傷と判断する基準値 を超えた場合	指示値の有意な上昇	—
	格納容器雰囲気 （ガス）モニタ	—	—	燃焼が発生するガス濃度以上 （水素4％，酸素5％以上）
	その他	—	—	非常用格納容器ベントの実施 隔離失敗により環境に繋がる 経路の形成
建屋	建屋雰囲気 モニタ	—	基準温度（系統隔離温度）以上で 隔離失敗または隔離後基準温度以上	基準温度（系統隔離温度）以上で 隔離失敗または隔離後基準温度以上

：障壁喪失の可能性を示す

：障壁の喪失を示す

添付2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項の規定に基づく水準 (1/4)

場 合	基 準	検 出
一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、1種類の放射性物質である場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた <u>空気中濃度限度</u> を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当たりの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付2（3/4））に基づく係数を乗じて得た値	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた <u>空気中濃度限度</u> に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付2（4/4））に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、放射性物質の種類に応じた <u>水中濃度限度</u> に、50を乗じて得た値	ハの値を10分間以上継続して検出すること。
二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、2種類以上の放射性物質がある場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	イの値を10分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の放射能の値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度	ハの値を10分間以上継続して検出すること。

添付 2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 5 条第 1 項の規定に基づく水準 (2 / 4)

場 合	基 準	検 出
三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合	イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、 <u>空气中濃度限度</u> （当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除して得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付 2（3 / 4））に基づく係数を乗じて得た値	イの値を 10 分間以上継続して検出すること。
	ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあつては、 <u>空气中濃度限度</u> （当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別表（添付 2（4 / 4））に基づく係数を乗じて得た値	ロの値を累積（原子炉の運転等のための施設の通常の運転状態における放射性物質の放出による累積を除く。）して検出すること。
	ハ 水中の放射性物質にあつては、 <u>水中濃度限度</u> （当該水中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに 50 を乗じて得た値	ハの値を 10 分間以上継続して検出すること。

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 1 条（定義）

空气中濃度限度：（略）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 90 条第 1 項第 4 号（略）の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

水中濃度限度：（略）実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 90 条第 1 項第 7 号（略）の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。

添付2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項の規定に基づく水準

別表 (原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係)

(1) 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位 $[m^3/s]$

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離（m）																					
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ（注）（m）		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上	
	1未満	1×10	5×10	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	1以上 10未満	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	1×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	5×10 ²	1×10 ³	1×10 ³	1×10 ³	5×10 ³	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	10以上 20未満	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	1×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	5×10 ⁴	
	20以上 30未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	30以上 40未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	
	40以上 50未満	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	1×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	
	50以上 60未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	60以上 70未満	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	5×10 ⁵	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	70以上 80未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	80以上 90未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	90以上 100未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	100以上 110未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	110以上 120未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	120以上 130未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	130以上 140未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	
	140以上 150未満	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	
	150以上	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	

(注) 高さは、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

添付2 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項の規定に基づく水準

別表 (原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係)

(2) 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数 単位 [m³]

排気筒等の放射性物質の測定を行っている場所から敷地境界までの水平距離（m）																					
放射性物質が放出される地点の地表からの高さ（注）（m）		20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 100未満	100以上 200未満	200以上 300未満	300以上 400未満	400以上 500未満	500以上 600未満	600以上 700未満	700以上 800未満	800以上 900未満	900以上 1000未満	1000以上	
	1未満	5×10 ⁵	1×10 ⁶	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	
	1以上 10未満	5×10 ⁶	5×10 ⁶	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁷	1×10 ⁸	1×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	5×10 ⁸	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	
	10以上 20未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	
	20以上 30未満	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	1×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	
	30以上 40未満	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	5×10 ⁹	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	
	40以上 50未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	
	50以上 60未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	
	60以上 70未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	
	70以上 80未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	
	80以上 90未満	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	1×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	
	90以上 100未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	
	100以上 110未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹¹	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	
	110以上 120未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	
	120以上 130未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	
	130以上 140未満	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	5×10 ¹⁰	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	
140以上 150未満	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹		
150以上	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹	1×10 ¹¹		

(注) 高さは、吹上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。

別表 2-4 安全機器等の一覧 (1/3)

(1) 3号機

安全機器等	本体機器	重要区域	要求される機能
RCIC	ポンプ	[R/B B2FL]RCIC ポンプ室	高圧の非常用炉心冷却
HPCS		[R/B B2FL]HPCS ポンプ室	
RHR (A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室 [R/B 2FL]RHR 熱交換器 (A) 室	残留熱除去
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室 [R/B 2FL]RHR 熱交換器 (B) 室	
RHR (A)	ポンプ	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室	低圧の非常用炉心冷却
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室	
RHR (C)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (C) 室	
LPCS		[R/B B2FL]LPCS ポンプ室	
HCU	ユニット	[R/B 1FL]HCU (A), (B) エリア	原子炉停止
CRD	ポンプ	[R/B B2FL]CRD ポンプ室	
125V 充電器 (A)	盤	[Ax/B 2FL]計測制御電源室	直流電源
125V 充電器 (B)			
125V 充電器 (C)			
直流 125V 蓄電池 (A)	バッテリー		
直流 125V 蓄電池 (B)			
M/C E, P/C E-2	盤	[R/B 2FL]非常用電気品 (A) 室	交流電源 (非常用母線)
P/C E-1		[R/B 1FL]D/G 電気品 (A) 室	
M/C F, P/C F-2		[R/B 2FL]非常用電気品 (B) 室	
P/C F-1		[R/B 1FL]D/G 電気品 (B) 室	
M/C H, P/C H		[R/B 2FL]非常用電気品 (HPCS) 室	
D/G (A)	発電機	[R/B 1FL]D/G (A) 室	交流電源 (D/G)
D/G (B)		[R/B 1FL]D/G (B) 室	
D/G (HPCS)		[R/B 1FL] D/G (HPCS) 室	
FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 2FL]FPC ポンプ室, [R/B 2FL]FPC 熱交換器室	燃料プール水補給
FPMUW	ポンプ	[R/B B1FL]FPMUW ポンプ室	
MUWC	ポンプ	[R/B B1FL]MUWC ポンプ室	

注：「安全機器等」は、表に記載している「本体機器」及びそのサポート機器（配管、弁等）とし、「安全機器等」に関連する他の系統は含まない。

「重要区域」には、「本体機器」が設置されている部屋又はエリアを設定する。

以下に該当する場合、当該の「安全機器等」は、故障し使用できないものと判断する。

①重要区域内の場合

- ・火災が発生（重要区域外で発生した火災が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む）し、速やかに消火できない場合
- ・溢水が発生（重要区域外で発生した溢水が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む）し、速やかに事態を収束できない場合
- ・速やかに消火、事態の収束ができた場合でも、安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断した場合

②重要区域外の場合

- ・火災・溢水により、「安全機器等」のサポート機器が故障し、安全機器等が故障した蓋然性が高いと判断した場合

別表 2-4 安全機器等の一覧 (2/3)

(2) 4号機

安全機器等	本体機器	重要区域	要求される機能
RCIC	ポンプ	[R/B B2FL]RCIC ポンプ室	高圧の非常用炉心冷却
HPCS		[R/B B2FL]HPCS ポンプ室	
RHR (A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室 [R/B 2FL]RHR 熱交換器 (A) 室	残留熱除去
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室 [R/B 2FL]RHR 熱交換器 (B) 室	
RHR (A)	ポンプ	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室	低圧の非常用炉心冷却
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室	
RHR (C)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (C) 室	
LPCS		[R/B B2FL]LPCS ポンプ室	
HCU	ユニット	[R/B 1FL]HCU (A), (B) エリア	原子炉停止
CRD	ポンプ	[R/B B2FL]CRD ポンプ室	
125V 充電器 (A)	盤	[R/B 1FL]D/G (A) 電気品室	直流電源
125V 充電器 (B)		[R/B 2FL]計測制御電源盤 (B) 室	
125V 充電器 (C)	バッテリー	[R/B MB1FL]125V バッテリー (A) 室	
直流 125V 蓄電池 (A)		[R/B MB1FL]125V バッテリー (B) 室	
直流 125V 蓄電池 (B)			
M/C E, P/C E-1, E-2	盤	[R/B B1FL]非常用電気品 (A) 室	交流電源 (非常用母線)
M/C F, P/C F-1, F-2		[R/B B1FL]非常用電気品 (B) 室	
M/C H		[R/B B1FL]HPCS 電気品室	
D/G (A)	発電機	[R/B 1FL]D/G (A) 室	交流電源 (D/G)
D/G (B)		[R/B 1FL]D/G (B) 室	
D/G (HPCS)		[R/B 1FL]HPCS D/G 室	
FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 2FL]FPC ポンプ室, [R/B 2FL]FPC 熱交換器室	燃料プール水補給
FPMUW	ポンプ	[R/B B2FL]FPMUW ポンプ室	
MUWC	ポンプ	[R/B B2FL]MUWC ポンプ室	

注：「安全機器等」は、表に記載している「本体機器」及びそのサポート機器（配管、弁等）とし、「安全機器等」に関連する他の系統は含まない。

「重要区域」には、「本体機器」が設置されている部屋又はエリアを設定する。

以下に該当する場合、当該の「安全機器等」は、故障し使用できないものと判断する。

①重要区域内の場合

- ・火災が発生（重要区域外で発生した火災が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む）し、速やかに消火できない場合
- ・溢水が発生（重要区域外で発生した溢水が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む）し、速やかに事態を収束できない場合
- ・速やかに消火、事態の収束ができた場合でも、安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断した場合

②重要区域外の場合

- ・火災・溢水により、「安全機器等」のサポート機器が故障し、安全機器等が故障した蓋然性が高いと判断した場合

別表 2-4 安全機器等の一覧 (3 / 3)

(3) 5号機

安全機器等	本体機器	重要区域	要求される機能
RCIC	ポンプ	[R/B B2FL]RCIC ポンプ室	高圧の非常用炉心冷却
HPCF (B)		[R/B B2FL]HPCF ポンプ (B) 室	
HPCF (C)		[R/B B2FL]HPCF ポンプ (C) 室	
RHR (A)	ポンプ 熱交換器	[R/B B2FL]RHR ポンプ (A) 室	残留熱除去, 低圧の非常 用炉心冷却
RHR (B)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (B) 室	
RHR (C)		[R/B B2FL]RHR ポンプ (C) 室	
HCU	ユニット	[R/B B2FL]北側, 南側 HCU 室	原子炉停止
FMCRD	盤	[R/B 2FL]FMCRD 制御盤室	
直流 125V 充電器盤 (A)	盤	[R/B 2FL]区分Ⅰ計測制御電源室	直流電源
直流 125V 充電器盤 (B)		[R/B 2FL]区分Ⅱ計測制御電源室	
直流 125V 充電器盤 (C)		[R/B 2FL]区分Ⅲ計測制御電源室	
直流 125V 充電器盤 (D)		[R/B 2FL]区分Ⅳ計測制御電源室	
直流 125V 充電器 (予 備) 盤			
125V 蓄電池区分Ⅰ	バッテリー	[R/B B1FL]区分Ⅰバッテリー室	
125V 蓄電池区分Ⅱ		[R/B 2FL]区分Ⅱバッテリー室	
125V 蓄電池区分Ⅲ		[R/B 2FL]区分Ⅲバッテリー室	
125V 蓄電池区分Ⅳ		[R/B B1FL]区分Ⅳバッテリー室	
M/C E, P/C E-1, E-2	盤	[R/B B1FL] A系非常用電気品室	交流電源 (非常用母線)
M/C F, P/C F-1, F-2		[R/B B1FL] B系非常用電気品室	
M/C G, P/C G-1, G-2		[R/B B1FL] C系非常用電気品室	
D/G (A)	発電機	[R/B 1FL]D/G (A) 室	交流電源 (D/G)
D/G (B)		[R/B 1FL]D/G (B) 室	
D/G (C)		[R/B 1FL]D/G (C) 室	
FPC	ポンプ 熱交換器	[R/B 3FL]FPC ポンプ室 [R/B 4FL]FPC 熱交換器室	燃料プール水補給
SPCU	ポンプ	[R/B B2FL]SPCU ポンプ室	
MUWC	ポンプ	[R/B B2FL]MUWC ポンプ室	

注: 「安全機器等」は, 表に記載している「本体機器」及びそのサポート機器 (配管, 弁等) とし, 「安全機器等」に関連する他の系統は含まない。

「重要区域」には, 「本体機器」が設置されている部屋又はエリアを設定する。

以下に該当する場合, 当該の「安全機器等」は, 故障し使用できないものと判断する。

①重要区域内の場合

- ・火災が発生 (重要区域外で発生した火災が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む) し, 速やかに消火できない場合
- ・溢水が発生 (重要区域外で発生した溢水が重要区域内に影響を及ぼす場合を含む) し, 速やかに事態を収束できない場合
- ・速やかに消火, 事態の収束ができた場合でも, 安全機器等の故障の蓋然性が高いと判断した場合

②重要区域外の場合

- ・火災・溢水により, 「安全機器等」のサポート機器が故障し, 安全機器等が故障した蓋然性が高いと判断した場合

原子力防災要員の業務	配置	原子力防災組織の班名	要員数
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他の関係者との連絡調整	発電所内	通報班	2 名以上
		地域・広報班	1 名以上
	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班	1 名以上
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班	6 名以上
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内	地域・広報班	3 名以上
	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班	1 名以上
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内	本部長付	4 名以上
		号機班	1 名以上
		放射線管理班	1 1 名以上
	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班	1 名以上
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	発電所内	号機班	1 名以上
		技術班	1 名以上
		放射線管理班	2 名以上
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	発電所内	号機班	2 名以上
		復旧班	9 名以上
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内	放射線管理班	1 名以上
		復旧班	3 名以上
	オフサイトセンター	オフサイトセンター派遣班	1 名以上
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	発電所内	安否確認救護班	4 名以上
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	発電所内	支援班	4 名以上
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	発電所内	警備班	3 名以上
		安否確認救護班	1 名以上

別表 2－6

発電所敷地境界付近の放射線測定設備

分類	検出器種類	計測範囲	数量	点検頻度	点検内容
発電所敷地 境界付近の 放射線測定 設備	NaI (Tl) シンチレーシ ョン	$10^1 \sim 10^5$ nGy/h	7 台	1 回／年	機能確認
	イオンチェンバー	$10^1 \sim 10^8$ nGy/h	7 台		

別表 2 - 7

原子力防災資機材 (1 / 4)

原子力防災資機材現況届出書の名称		発電所該当名称	数量	点検頻度	点検内容	設置箇所・保管場所 () 内は T. P. 高さ
放射線障害防護用器具	汚染防護服	汚染防護服 (タイベック, 綿手袋, ゴム手袋, 靴カバー)	49 組	1 回 / 年	外観確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m)
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	セルフエアセット	11 個	1 回 / 年	外観確認	
	フィルター付防護マスク	全面マスク (フィルター含む)	49 個	1 回 / 年	外観確認	
非常用通信機器	緊急時電話回線	緊急時電話回線	4 回線	2 回 / 年	機能確認	緊急時対策所 (+10. 3m)
	ファクシミリ	N T T F A X	3 台	2 回 / 年	機能確認	
	携帯電話等	P H S	14 台	2 回 / 年	機能確認	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	6 台			排気筒モニタ
				1 回 / サイクル※	機能確認	3 号機排気筒モニタ室 (+0. 1m) 4 号機排気筒モニタ室 (-0. 5m) 5 号機排気筒モニタ室 (+1. 3m)
		排気筒モニタ	6 台			非常用ガス処理モニタ
				1 回 / サイクル※	機能確認	3 号機 S G T S モニタ室 (+24. 0m) 4 号機排気筒モニタ室 (-0. 5m) 5 号機排気筒モニタ室 (+1. 3m)
	放水口モニタ	放水口モニタ	4 台	1 回 / 年	機能確認	1・2 号機放水口モニタ室 (+6. 1m)
				1 回 / サイクル※		3 号機放水口モニタ室 (+8. 1m) 4 号機放水口モニタ室 (+8. 1m) 5 号機放水口モニタ室 (+6. 1m)

※ 特別な保全計画を策定した場合は, その計画に従った点検頻度とする。

別表 2 - 7

原子力防災資機材 (2 / 4)

原子力防災資機材現況届出書の名称			発電所該当名称	数量	点検頻度	点検内容	設置箇所・保管場所 () 内は T. P. 高さ
計測器等	ガンマ線測定用サーベイメータ	電離箱サーベイメータ	2 台	1 回／年	機能確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m)	
		γシンチレーションサーベイメータ	2 台	1 回／年	機能確認		
	中性子線測定用サーベイメータ	中性子サーベイメータ	2 台	1 回／年	機能確認		
	空間放射線積算線量計	蛍光ガラス線量計素子	200 個	1 回／年	機能確認		
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	GM汚染サーベイメータ	4 台	1 回／年	機能確認		
		α汚染サーベイメータ	1 台	1 回／年	機能確認		
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	高流量ダストサンブラ	20 台	2 回／年	機能確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m)
			ダスト・ヨウ素サンブラ	※3 台	1 回／年	機能確認	モニタリングカー 西側保管場所 (+12. 5m) 3 台
		測定器	ダスト測定装置	3 台	1 回／年	機能確認	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	ダスト・ヨウ素サンブラ	※一 台	1 回／年	機能確認	
		測定器	ヨウ素測定装置	3 台	1 回／年	機能確認	
	個人用外部被ばく線量測定器		電子式線量計	93 台	1 回／年	機能確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m)

※ ダスト・ヨウ素サンプラは、可搬式ダスト測定関連機器と可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器を兼ねる。

別表 2 - 7

原子力防災資機材 (3 / 4)

原子力防災資機材現況届出書の名称			発電所該当名称	数量	点検頻度	点検内容	設置箇所・保管場所 () 内は T. P. 高さ
計測器等	その他	エリアモニタリング設備	格納容器雰囲気モニタ	6 台			格納容器雰囲気モニタ (D/W)
					1 回／サイクル※	機能確認	3 号機原子炉建屋中 2 階 (+9. 9m) 4 号機原子炉建屋中 2 階 (+9. 9m) 5 号機原子炉建屋 3 階 (+23. 3m)
			燃料交換エリア換気モニタ	12 台			格納容器雰囲気モニタ (S/C)
					1 回／サイクル※	機能確認	3 号機原子炉建屋地下 1 階 (+2. 6m) 4 号機原子炉建屋地下 1 階 (+2. 8m) 5 号機原子炉建屋中 2 階 (+12. 9m)
		モニタリングカー	モニタリングカー	3 台	2 回／年	機能確認	西側保管場所 (+12. 5m)

※ 特別な保全計画を策定した場合は、その計画に従った点検頻度とする。

別表 2－7

原子力防災資機材（4／4）

原子力防災資機材現況届出書の名称		発電所該当名称	数量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所 () 内は T.P. 高さ
その他資機材	ヨウ素剤	ヨウ素剤	64320錠	1 回／年	員数確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m), 中央制御室 (1・2 号機 : +19. 7m, 3 号機 : +19. 5m, 4 号機 : +19. 0m, 5 号機 : +23. 6m)
	担架	担架	2 台	1 回／年	外観確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m)
	除染用具	除染用具 (除染キット)	2 式	1 回／年	外観確認	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	緊急車	1 台	1 回／年	機能確認	事務本館 駐車場 (+10. 0m)
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	屋外消火栓設備	1 式	2 回／年	消防法に基づく点検	発電所 構内各所

別表 2－8

原子力防災関連資機材（1／6）

分類	名称	数 量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所 () 内は T.P. 高さ
非常用 通信機器	社内テレビ会議システム (地上)	1 台	1 回／年	機能確認	緊急時対策所 (+10.3m)
	社内ホットライン (本店⇄浜岡)	2 回線	1 回／年	機能確認	
	N T T 電話	2 回線	1 回／年	機能確認	
	N T T ファックス	2 台	1 回／年	機能確認	
	防災電話	22 台	1 回／年	機能確認	
	衛星電話	4 台	1 回／年	機能確認	
統合原子力 防災ネット ワーク用 通信機器	テレビ会議システム (地上・衛星)	2 台	1 回／年	機能確認	緊急時対策所※ (+10.3m)
	I P 電話 (地上)	6 台	1 回／年	機能確認	
	電話 (衛星)	2 台	1 回／年	機能確認	
	I P ファックス (地上)	3 台	1 回／年	機能確認	
	I P ファックス (衛星)	1 台	1 回／年	機能確認	
	N T T 電話	2 台	1 回／年	機能確認	
	N T T ファックス	2 台	1 回／年	機能確認	
計測器等	ホールボディカウンタ	3 台	1 回／年	機能確認	事務本館 東館 1 階 (+10.1m)
その他資機材	業務車	3 台	2 回／年	機能確認	発電所構内駐車場

※資機材の一部については、現在、耐震の緊急時対策所（新規制基準適合性に係る審査・検査合格後、緊急時対策所として使用予定）に設置している。

別表 2－8

原子力防災関連資機材（2／6）

分類	名称		数 量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所 () 内は T.P. 高さ	
重大事故対策等により整備した主な資機材	災害対策用発電機	3号	150kVA 発電機	4 台	1 回／月	機能確認	3 号機原子炉建屋 3 階 中間屋上 (+22. 8m, +24. 0m)
			ケーブル	1 式	1 回／年	機能確認	3 号機原子炉建屋 2 階 D／G (A) 移送ファン室 (+16. 0m)
		4号	150kVA 発電機	5 台	1 回／月	機能確認	4 号機原子炉建屋 3 階 中間屋上 (+22. 8m)
			ケーブル	1 式	1 回／年	機能確認	4 号機原子炉建屋 3 階 原子炉室給気 隔離弁エリア (+22. 8m)
		5号	220kVA 発電機	4 台	1 回／月	機能確認	5 号機原子炉建屋 3, 4 階 中間屋上 (+21. 3m, +30. 5m)
			ケーブル	1 式	1 回／年	機能確認	5 号機原子炉建屋 2 階 原子炉補機室 (C)系空調機室 (+15. 5m)

別表 2－8

原子力防災関連資機材（3／6）

分類	名称		数 量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所 () 内は T. P. 高さ	
重大事故対策等により整備した主な資機材	可搬式動力ポンプ (ホース含む)	可搬式動力ポンプ	8 台 ^{※1} (4 台) ^{※2}	1 回／月	機能確認	500kV 開閉所 (+25. 0m)	
		ホース	172 本	1 回／月			
		燃料 (ガソリン)	2, 000 ℓ 以上	1 回／年	員数確認	発電所敷地内の T. P. +25m 以上の 場所	
	窒素ガスポンペ	3 号	1. 5m ³ 15MPa	2 基	1 回／年	機能確認	3 号機原子炉建屋 2 階 バルブラッピング室 (+15. 0m)
		4 号	1. 5m ³ 15MPa	2 基	1 回／年	機能確認	4 号機原子炉建屋 2 階 バルブラッピング室 (+15. 0m)
	穴あけ作業用の 資機材	エンジン発電機	各号機 1 台	1 回／年	機能確認	原子炉建屋屋上 (3 号機：+24. 0m, 4 号機：+25. 0m, 5 号機：+43. 3m)	
		ニブラ	各号機 1 式	1 回／年	機能確認		
		ハンマードリル	各号機 1 式	1 回／年	外観確認		
	ホイールローダー			1 台	1 回／月	機能確認	東側保管場所 (+25. 0m)
	油圧式ショベル (油圧式フォーク)			1 台	1 回／月	機能確認	
	ブルドーザー			1 台	1 回／月	機能確認	500kV 開閉所 (+25. 0m)
	クローラーキャリア			1 台	1 回／月	機能確認	
	圧力計			2 台	1 回／年	機能確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m)
	デジタル温度計			2 台	1 回／年	機能確認	

※1：緊急時対応に必要な数量であり，発電所内に常時配備する数量を示す。

※2：修理・保守等に必要な最低限の予備数量を示し，発電所に常時必要な数量に含めない。

別表 2 - 8

原子力防災関連資機材 (4 / 6)

分類	名称		数 量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所 () 内は T.P. 高さ
重大事故対策等により整備した主な資機材	放射温度計		1 台	1 回／年	機能確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m)
			各号機 1 台	1 回／年		原子炉建屋燃料 交換機操作室 (3 号機 : +36. 8m, 4 号機 : +37. 0m, 5 号機 : +38. 1m)
	ロープ式水位計		1 台	1 回／年	機能確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m)
			各号機 1 台	1 回／年		原子炉建屋燃料 交換機操作室 (3 号機 : +36. 8m, 4 号機 : +37. 0m, 5 号機 : +38. 1m)
	重機及び電源設備 燃料	軽油	5,800ℓ 以上	1 回／年	員数確認	発電所敷地内の T. P. +25m 以上の 場所
	RCWS モータ (予備品)	3 号	2 台	1 回／年	外観確認	西側保管場所 (+12. 5m)
		4 号	2 台	1 回／年	外観確認	
		5 号	2 台	1 回／年	外観確認	275kV 開閉所 (+13. 1m)
	燃料移送用エンジンポンプ		3 台	1 回／年	機能確認	275kV 開閉所 (+13. 1m)
	燃料移送用ホース		37 本	1 回／年	外観確認	275kV 開閉所 (+13. 1m), 3, 5 号機 原子炉建屋 2 階, 4 号機 原子炉建屋 2, 3 階 (3 号機 : +16. 0m, 4 号機 : +15. 0m, +22. 8m, 5 号機 : +17. 0m)

別表 2－8

原子力防災関連資機材（5／6）

分類	名 称			数 量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所 () 内は T.P. 高さ
重大事故対策等により整備した主な資機材	構内 P H S 用 可搬式発電機	500kV 開閉所	2.5kVA 発電機	3 台	1 回／月	機能確認	500kV 開閉所 (+25.0m)
			ケーブル	1 式	1 回／年		
	中央制御室と緊急時対策所間の専用 電話（中操間インターホン）			4 組	2 回／年	機能確認	緊急時対策所 (+10.3m), 中央制御室 (1・2 号機: +19.7m, 3 号機: +19.5m, 4 号機: +19.0m, 5 号機: +23.6m)
	トランシーバ			30 台	1 回／年	機能確認	事務本館別館 4 階 (+24.5m)
	衛星携帯電話			10 台	1 回／年	機能確認	事務本館 別館 4 階※ (+24.5m)
	個人用外部被ばく線量測定器			45 個	1 回／年	機能確認	中央制御室 (1・2 号機: +19.7m, 3 号機: +19.5m, 4 号機: +19.0m, 5 号機: +23.6m)
	汚染防護服 (タイベック, 綿手袋, ゴム手袋, 靴カバー)			45 組	1 回／年	外観確認	
	全面マスク（フィルター含む）			45 個	1 回／年	外観確認	
	高線量対応防護服			10 着	1 回／年	外観確認	事務本館 別館 3 階※ (+19.9m)
	タイベック			8400 着	1 回／年	外観確認	やまもも荘 (+46.1m), 事務本館 別館 2 階※ (+15.3m)
	P V C スーツ			2800 着	1 回／年	外観確認	
	全面マスク			1800 個	1 回／年	外観確認	事務本館 別館 2 階※, 3 階 (+15.3m, +19.9m)
	全面マスク用フィルター			3600 個	1 回／年	外観確認	事務本館 別館 3 階※ (+19.9m)
	個人用外部被ばく線量測定器			848 台	1 回／年	機能確認	事務本館 別館 2 階※, 4 階 (+15.3m, +24.5m)

※資機材の一部については、現在、耐震の緊急時対策所（新規制基準適合性に係る審査・検査合格後、緊急時対策所として使用予定）に設置している。

別表 2－8

原子力防災関連資機材（6／6）

分類	名称		数 量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所 () 内は T.P. 高さ
重大事故対策等により整備した主な資機材	靴カバー		8400 足	1 回／年	外観確認	やまもも荘 (+46. 1m),
	綿手袋		8400 双	1 回／年	外観確認	事務本館 別館 2 階※ (+15. 3m)
	ゴム手袋		17000 双	1 回／年	外観確認	
	長靴		300 足	1 回／年	外観確認	事務本館 別館 2 階 (+15. 3m) やまもも荘 (+46. 1m)
	照明装置	投光器	10 台	1 回／年	外観確認	やまもも荘 (+46. 1m) 別館 1 階 (+10. 3m)
		バルーンライト	10 台	1 回／年	外観確認	
		スポットライト 投光器	10 台	1 回／年	外観確認	
	可搬型発電機		10 台	1 回／年	外観確認	
	ヘッドライト		800 個	1 回／年	外観確認	事務本館 別館 4 階 (+24. 5m),
	ライフジャケット		560 個	1 回／年	外観確認	やまもも荘 (+46. 1m), 中央制御室 (1・2 号機 : +19. 7m, NRW-I : +20. 2m, 3 号機 : +19. 5m, 4 号機 : +19. 0m, 5 号機 : +23. 6m)
	テント		10 張り	1 回／年	員数確認	やまもも荘 (+46. 1m)

※資機材の一部については、現在、耐震の緊急時対策所（新規制基準適合性に係る審査・検査合格後、緊急時対策所として使用予定）に設置している。

別表 2－9 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所
出入管理	入退域管理用機材	1 式	1 回／年	機能確認	本店 5 階 5-1 会議室
計測機器	GM汚染サーベイメータ	18 台	1 回／年	機能確認	本店 5 階 5-1 会議室
	N a I シンチレーション サーベイメータ	1 台	1 回／年	機能確認	本店 5 階 5-1 会議室
	電離箱サーベイメータ	1 台	1 回／年	機能確認	本店 5 階 5-1 会議室
	個人線量計（A P D）	405 台	1 回／年	機能確認	本店 5 階 5-1 会議室
放射線障 害防護用 器具	汚染防護服 （タイベック，綿手袋， ゴム手袋，靴カバー）	2700 組	1 回／年	外観確認	中部電力パワーグ リッド 掛川支社 西掛川分室
	全面マスク （フィルター含む）	675 個	1 回／年	外観確認	中部電力パワーグ リッド 掛川支社 西掛川分室
非 常 用 通 信 機 器	可搬型 T V 会議システム	1 台	1 回／年	機能確認	本店 5 階 5-1 会議室
	可搬型衛星通信システム	1 台	1 回／年	機能確認	本店 5 階 5-1 会議室
	衛星電話・ファックス	1 台	1 回／年	機能確認	本店 5 階 5-1 会議室
	衛星電話（携帯）	1 台	1 回／年	機能確認	本店防災会議室
	社給 P C ※	1 台	—	—	本店原子力部 執務室他
その他	除染用機材（シャワー設備 等）	2 組	1 回／年	機能確認	中部電力パワーグ リッド 掛川支社 西掛川分室

※社員に貸与している業務用の P C を指す。社給 P C を本店緊急事態対策要員それぞれが、原子力事業所災害対策支援拠点へ移動する際に持参する。通常時業務で使用している P C であることから、日々機能確認を実施している。本店原子力部執務室や自宅等において保管する。

別表 2－10

防災会議室等の原子力防災関連資機材

分 類	名 称	数 量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所
非常用 通信機器	社内テレビ会議システム（地上）	1 台	1 回／年	機能確認	防災会議室
	社内ホットライン（本店⇄浜岡）	2 回線		機能確認	防災会議室
	N T T 電話	2 回線		機能確認	防災会議室
	N T T ファックス	2 台		機能確認	防災会議室
	防災電話	25 台		機能確認	防災会議室
	I P 電話	2 台		機能確認	防災会議室
	衛星電話（携帯）	8 台		機能確認	防災会議室
	衛星電話・ファックス	9 台		機能確認	防災会議室
統合原子力 防災ネット ワーク用 通信機器	テレビ会議システム（地上・衛星）	2 台	1 回／年	機能確認	防災会議室
	I P 電話（地上）	4 台		機能確認	防災会議室
	電話（衛星）	2 台		機能確認	防災会議室
	I P ファックス（地上）	2 台		機能確認	防災会議室
	I P ファックス（衛星）	1 台		機能確認	防災会議室
	N T T 電話	1 台		機能確認	本店 5 階 5-1 会議室
	N T T ファックス	1 台		機能確認	本店 5 階 5-1 会議室

別表 2－1 1

医療関連資機材

分類	名称	数量	点検頻度	点検内容	設置箇所・ 保管場所 () 内は T. P. 高さ
医療 関連 資機 材	AED	1 台	1 回／年	機能確認	事務本館 別館2階 (+15. 3m)
	アンビュバック	1 個	1 回／年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15. 3m)
	ストレッチャー	1 台	1 回／年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15. 3m)
	担架	1 台	1 回／年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15. 3m)
	点滴台	1 台	1 回／年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15. 3m)
	車椅子	1 台	1 回／年	外観確認	事務本館 別館2階 (+15. 3m)

資 料 名	
1. 発電所周辺地図	
① 発電所周辺地域地図（1 / 25, 000）	■
② 発電所周辺地域地図（1 / 50, 000）	■
2. 発電所周辺航空写真パネル ■	
3. 発電所気象観測データ	
① 統計処理データ	
② 毎時観測データ	
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ	
① 空間線量モニタリング設備配置図	
② 環境試料サンプリング位置図	
③ 環境モニタリング測定データ	
5. 発電所周辺人口関連データ	
① 方位別人口分布図	
② 集落の人口分布図	
③ 市町村人口表	
6. 主要系統模式図（各ユニット）	
7. 原子炉設置許可申請書（各ユニット）	* ■
8. 系統図及びプラント配置図	
① 系統図	
② プラント配置図	* ■
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各ユニット）	
10. プラント主要設備概要（各ユニット）	
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各ユニット）	
12. 規定類	
① 原子炉施設保安規定	* ■
② 原子力事業者防災業務計画	* ■
13. 事故時の運転操作手順	
14. 廃止措置計画認可申請書（1号機及び2号機）	■

*原災法 第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために、
内閣総理大臣に提出する資料

■原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

1. 緊急時対策所

(1) 緊急時対策所

建物の仕様	一般建築物の 1.8 倍の地震力を考慮した免震構造である。T.P.+10.3m
床面積	約 1,400m ²
放射線防護対策	ヨウ素除去フィルターを備えた空調設備を設置コンクリート壁等による遮へい構造
非常用電源設備	発電所非常用母線 緊急時対策所非常用発電機 (A 重油 / 容量 500kVA × 2 機)
燃料 (A 重油)	タンク容量 : 16kℓ 発電所敷地内の T.P.+25.0m 以上の場所に保管した燃料を小型タンクローリーで運搬し補給することで、7 日間分以上の燃料を確保する。

(2) 代替指揮所 (主な候補拠点 (※1))

ア. 耐震の緊急時対策所 (※2)

建物の仕様	建築基準法に余力を持たせた耐震レベルを持っている。T.P.+12.3m
床面積	約 2,500m ²
放射線防護対策	(※3)
非常用電源設備	可搬型発電機 (軽油 / 3.3kVA)
燃料 (軽油)	発電所敷地内の T.P.+25.0m 以上の場所に保管した燃料を携行缶にて運搬し補給

イ. 500kV開閉所

建物の仕様	建築基準法に余力を持たせた耐震レベルを持っている。T.P.+25.0m
床面積	約 7,300m ²
放射線防護対策	(※3)
非常用電源設備	可搬型発電機 (軽油 / 3.3kVA)
燃料 (軽油)	発電所敷地内の T.P.+25.0m 以上の場所に保管した燃料を携行缶にて運搬し補給

- ※1 耐震の緊急時対策所及び500kV開閉所以外にも、代替指揮所の候補拠点としての会社厚生施設等を複数箇所設定している。
- ※2 新規制基準適合性に係る審査・検査合格後、緊急時対策所として使用予定。
- ※3 方位の異なる複数の候補拠点から利用可能な施設を代替指揮所に選定するとともに、活動要員の放射線防護機材を準備する。

2. 原子力事業所災害対策支援拠点の候補

(1) 中部電力パワーグリッド 掛川支社

所在地	静岡県掛川市中央一丁目 5-8
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北西, 約 20km
床面積 敷地面積	約 6,600m ² 約 5,400m ²
非常用電源設備	非常用発電機 (A 重油 / 容量 150kVA×1 機) (軽油 / 容量 30kVA×1 機)
その他	消耗品類 (燃料, 食料, 飲料水等) は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応

(2) 中部電力パワーグリッド 掛川支社 西掛川分室

所在地	静岡県掛川市岡津 5-2
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北西, 約 25km
床面積 敷地面積	約 2,100m ² 約 5,400m ²
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油 / 容量 150kVA×1 機)
その他	消耗品類 (燃料, 食料, 飲料水等) は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応

(3) 中部電力パワーグリッド 掛川支社 島田分室

所在地	静岡県島田市中央町 10-1
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北北東, 約 25km
床面積 敷地面積	約 1,700m ² 約 2,100m ²
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油 / 容量 74kVA×1 機)
その他	消耗品類 (燃料, 食料, 飲料水等) は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応

別表 2－1 3 原子力災害対策活動で使用する施設（3／5）

（4）中部電力パワーグリッド 藤枝営業所

所在地	静岡県藤枝市青木二丁目 1 7－3 9
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北北東, 約 30km
床面積 敷地面積	約 2,400m ² 約 6,700m ²
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油／容量 20kVA×1 機, 105kVA×1 機)
その他	消耗品類（燃料, 食料, 飲料水等）は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応

（5）中部電力パワーグリッド 磐田営業所

所在地	静岡県磐田市二之宮東 2 0－1
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	西北西, 約 30km
床面積 敷地面積	約 2,400m ² 約 2,500m ²
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油／容量 25kVA×1 機, 150kVA×1 機)
その他	消耗品類（燃料, 食料, 飲料水等）は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応

（6）中部電力パワーグリッド 島田営業所

所在地	静岡県島田市本通一丁目 4 6 8 4－1
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北北東, 約 25km
床面積 敷地面積	約 2,700m ² 約 5,800m ²
非常用電源設備	非常用発電機 (軽油／容量 150kVA×1 機)
その他	消耗品類（燃料, 食料, 飲料水等）は中部電力パワーグリッドの備蓄品, 小売店等からの調達により対応

（7）相良地区防災拠点

所在地	静岡県牧之原市須々木 1 5 7 番地
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。
発電所からの方位, 距離	北北東, 約 10km
床面積 敷地面積	約 5600m ² （牧之原市多目的体育館） 約 70000m ²
非常用電源設備	非常用発電機（牧之原市多目的体育館） （重油／容量 225kVA×1 機）
その他	消耗品類（燃料等）は牧之原市の備蓄品, 小売店等からの調達により対応

3. 防災会議室

所在地	愛知県名古屋市東区東新町1番地
建物の仕様	建築基準法の耐震レベルを持っている。
床面積	約215m ²
非常用電源設備	非常用発電機 （A重油／容量2,000kVA×2機） （軽油／容量625kVA×1機）
その他	消耗品類（燃料，食料，飲料水等）は社内備蓄， 小売店等からの社外調達により対応

別表 2－1 4

気象観測設備

分類	名 称	数量	点検頻度	点検内容
気象観測 設備	風向風速計 (T. P. +20m)	2 台	1 回／年	機能確認
	風向風速計 (T. P. +106m)	2 台		

別表 2－15

原子力緊急事態支援組織

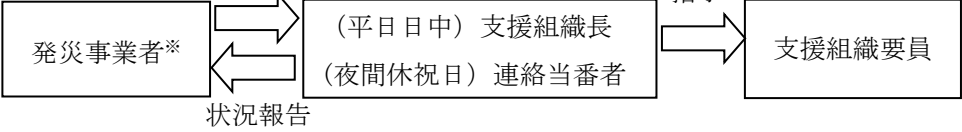
1. 原子力緊急事態支援組織の概要

実施主体	日本原子力発電株式会社
名 称	美浜原子力緊急事態支援センター
所 在 地	福井県三方郡美浜町久々子 38 号 36
施設概要	事務所棟，資機材保管庫・車庫棟，屋外訓練フィールド，ヘリポート等
要 員 数	21 名（所長，支援組織要員）

2. 平時の主な業務

資機材の集中管理	保有資機材（4. 参照）について集中管理を行い，使用可能な状態に整備する。
資機材の機能向上及び拡充	国内外の先進的資機材に係る情報を収集するとともに，保有資機材の機能向上に係る改良措置及び新規資機材導入の検討などを行う。
資機材操作要員の養成訓練	支援組織要員に対する支援活動に関する教育・訓練を行う。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，継続的に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等 原子力事業者の要員に対する遠隔操作資機材操作訓練を実施する。 ・場 所：日本原子力発電株式会社 美浜原子力緊急事態支援センター内，又は原子力事業者との連携訓練実施場所 ・頻 度：操作技能の習得訓練実施後，技能の定着を目的とした訓練を定期的（1 回／年）に実施 ・主な内容：遠隔操作資機材のメンテナンス，運転操作等
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し，資機材の提供時の発災事業者との連携対応と資機材輸送手段の妥当性の確認，支援対応に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力緊急事態支援組織の対応及び発災事業者への支援内容

災害発生時の 連絡体制 (24 時間 365 日オンコー ル体制)	10 条通報 ・ 支援要請  ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者
発災事業者へ の支援内容	・ 発災事業者からの支援要請後、支援組織の要員を召集し、資機材の輸送準備を実施した後、要員を派遣する。 ・ 支援組織から原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの資機材の輸送は、陸路による複数ルートのうちから出動時の状況（災害、天候等）に応じた最適なルートにて行う。なお、状況に応じてヘリコプターによる原子力事業所災害対策支援拠点等の輸送先施設までの輸送も考慮する。 ・ 原子力事業所災害対策支援拠点から発災事業者の災害現場まで資機材を搬送する。 ・ 発災事業者の災害現場における放射線量をはじめとする環境情報収集の支援活動を行う。また、同災害現場における作業を行う上で必要となるアクセスルートの確保作業の支援活動を行う。 ・ 支援組織の活動に必要な範囲での、放射性物質の除去等の除染作業の支援活動を行う。 ・ 以上の活動については、発災事業者が設置する災害対策本部と連携した支援組織連絡本部の指揮命令のもとに実施する。

4. 保有資機材一覧

資機材については1回／年保守点検を行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分類	名 称	数 量	保管場所
遠隔操作 資機材	小型ロボット（現場偵察（撮影、放射線測定）用）	6 台	資機材保管庫 ・ 車庫棟
	中型ロボット（障害物撤去用）	2 台	〃
	無線重機（屋外のがれき等の撤去用）	3 台	〃
	無線ヘリコプター（高所からの偵察）	2 台	〃
現地活動用 資機材	放射線防護用資機材	1 式	〃
	放射線管理、除染用資機材	1 式	〃
	作業用資機材	1 式	〃
	一般資機材	1 式	〃
搬送用車両	ワゴン車（要員・軽資機材搬送）	2 台	〃
	大型トラック（重機搬送）	2 台	〃
	中型トラック（ロボット搬送等）	8 台	〃

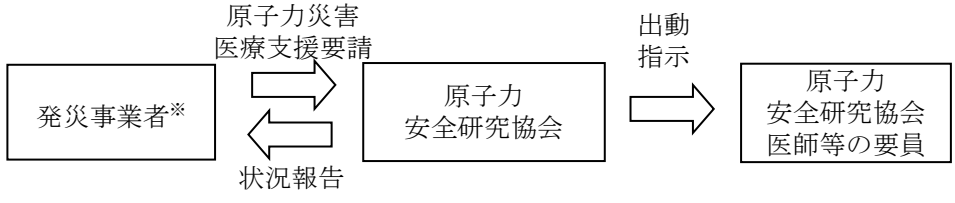
1. 原子力安全研究協会の概要

名 称	公益財団法人 原子力安全研究協会
所 在 地	東京都港区新橋五丁目18番7号

2. 平時の主なオンサイト医療業務

医師等の待機等	災害発生時に備えた医師等の要員が待機し、保有資機材を使用可能な状態に整備する。
原子力事業者との連携	災害発生時の情報伝達及び連携維持のため、原子力事業者の施設・資機材の確認を定期的（1回／年）に実施する。
原子力防災訓練への協力	原子力事業者が行う原子力防災訓練に計画的に参画し、情報連携対応と移動手段の確認に関する改善事項を確認する。

3. 原子力災害発生時の原子力安全研究協会の対応及び発災事業者への医療支援内容

災害発生時の連絡体制	 ※発災事業者：特定事象が発生した原子力事業所を保有する事業者
発災事業者への支援内容	・本発災事業者からの支援要請後、原子力安全研究協会の医師等の要員を召集し、資機材の準備を実施した後、医師等の要員を派遣する。 ・発電所構内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。

4. 保有資機材一覧

原子力安全研究協会は、下表の資機材について、1回／年の保守点検行う。また、故障、点検等により必要数が確保できない場合には代替品を補充する。

分 類	名 称	数 量
現地活動用資機材	医療用資機材	1 式
	通信用資機材	1 式
	放射線管理資機材	1 式
	一般資機材	1 式

防災業務計画等命令第2条第3項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。

法人の名称	日本原子力発電株式会社
主たる事務所の所在地	東京都台東区上野五丁目2番1号
業務の範囲及び実施方法	美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。 ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いたがれきの撤去作業等による、アクセスルートの確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援

本店緊急事態対策組織の業務の一部を委託する法人の名称，主たる事務所の所在地，業務の範囲及び実施方法は以下のとおり。

法人の名称	中部電力パワーグリッド株式会社
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務として以下の業務を行う。 ・本部連携班に関する業務 ・その他，別図 2－2「本店緊急事態対策組織の業務分掌」に記載する業務の助成

法人の名称	中部電力ミライズ株式会社
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市東区東新町 1 番地
業務の範囲及び実施方法	事故収束活動の支援業務として以下の業務を行う。 ・本部連携班に関する業務 ・その他，別図 2－2「本店緊急事態対策組織の業務分掌」に記載する業務の助成

別表 2－19

原子力防災管理者の代行順位

代行順位	副原子力防災管理者
1	総括・品質保証部長
2	運営基盤部長
3	エンジニアリング部長
4	発電部長
5	保修部長
6	総括管理課長
7	原子力防災管理者が指名した技術系特別役付職（※1）

※1 副原子力防災管理者を複数名選任している場合は、あらかじめ定めるところによる。

別表 3 - 1

緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材，資料等の貸与		備考
オフサイトセンターにおける業務に関する事項	オフサイトセンター派遣班	10人以上	配管計装線図	1冊	
			機器配置図	1冊	
			設備関係資料	1部	
			業務車	3台	
環境放射線モニタリング，汚染検査及び除染に関する事項	放射線管理班	10人以上	電離箱サーベイメータ	2台	*1：ダストとヨウ素を兼ねる
			γシンチレーションサーベイメータ	2台	
			中性子サーベイメータ	1台	
			蛍光ガラス線量計素子	200個	
			GM汚染サーベイメータ	4台	
			α汚染サーベイメータ	1台	
			電子式線量計	30台	
			高流量ダストサンプラ	20台	
			ダスト・ヨウ素サンプラ	2台*1	
			ダスト測定装置	2台	
			ヨウ素測定装置	2台	
			モニタリングカー	2台	

別表 4－1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣及び原子力防災資機材の貸与

	原子力防災組織	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材，資料等の貸与		備考
広報活動に関する事項	オフサイトセンター派遣班	1人以上			
環境放射線モニタリング，汚染検査及び除染に関する事項	放射線管理班	10人以上	電離箱サーベイメータ	2台	*1：ダストとヨウ素を兼ねる
			γシンチレーションサーベイメータ	2台	
			中性子サーベイメータ	1台	
			蛍光ガラス線量計素子	200個	
			GM汚染サーベイメータ	4台	
			α汚染サーベイメータ	1台	
			電子式線量計	30台	
			高流量ダストサンプラ	20台	
			ダスト・ヨウ素サンプラ	2台*1	
			ダスト測定装置	2台	
			ヨウ素測定装置	2台	
			モニタリングカー	2台	

項 目	協力要員派遣準備人数・ 資機材貸与準備数	備 考
協力要員（人）	1 5	
GM汚染サーベイメータ（台）	1 8	
Na I シンチレーションサーベイメータ（台）	1	
電離箱サーベイメータ（台）	1	
ダストサンプラ（台）	3	
個人線量計（ポケット線量計）（個）	5 0	
高線量対応防護服（着）	1 0	
全面マスク（個）	5 0	
タイベックスーツ（着）	1, 5 0 0	
ゴム手袋（双）	3, 0 0 0	
遮へい材（枚）	1 0 0	
放射能測定用車両（台）	1	
Ge 半導体式試料放射能測定装置（台）	1	
ホールボディカウンタ（台）	1	

1. 放射能測定用車両とは、原子力災害時に放射線量率の測定、空気中のダスト、ヨウ素のサンプリング及び測定が可能な設備を搭載した車両とする。
2. 準備数量については、全て程度とする。
3. 支援にあたっては、陸路による輸送を基本とし、必要に応じて空路等の輸送手段を手配する。

(参考1)

緊急事態の区分整理表 (1 / 2)

EAL 区分		警戒事態		施設敷地緊急事態		全面緊急事態	
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	—	—	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗
冷やす	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	22	AL22	原子炉給水機能の喪失	SE22	原子炉注水機能喪失のおそれ	GE22	原子炉注水機能の喪失
	23	AL23	原子炉除熱機能の一部喪失	SE23	残留熱除去機能の喪失	GE23	残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
	25	AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	SE25	非常用交流高圧母線の30分間以上喪失	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失
	27	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分間以上喪失
	28	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	41	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	SE42	2つの障壁の喪失または喪失のおそれ	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失または喪失のおそれ
	43	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	—	—
その他脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	—	—
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	55	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生

(参考 1)

緊急事態の区分整理表 (2 / 2)

EAL 区分		警戒事態		施設敷地緊急事態		全面緊急事態	
事業所 外運搬	6 1	—	—	XSE 6 1	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE 6 1	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	6 2	—	—	XSE 6 2	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE 6 2	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい
その他	—	御前崎市において震度 6 弱以上の地震が発生した場合		—	—	—	—
	—	静岡県において大津波警報が発表された場合		—	—	—	—
	—	東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合		—	—	—	—
	—	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合		—	—	—	—
	—	当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）		—	—	—	—
	—	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合		—	—	—	—

(参考2)

S P D S データ項目 (1 / 1 4)

1 号機

N o .	常時伝送項目	工学単位
1	N R W排気筒ガス放射線モニタ	cps
2	放水口モニタ指示	cps
3	モニタリングポスト (I C) N o . 1	nGy/h
4	モニタリングポスト (I C) N o . 2	nGy/h
5	モニタリングポスト (I C) N o . 3	nGy/h
6	モニタリングポスト (I C) N o . 4	nGy/h
7	モニタリングポスト (I C) N o . 5	nGy/h
8	モニタリングポスト (I C) N o . 6	nGy/h
9	モニタリングポスト (I C) N o . 7	nGy/h
10	排気筒高 平均風向	deg
11	排気筒高 平均風速	m/s
12	大気安定度	—

(参考2)

S P D S データ項目 (2 / 1 4)

2 号機

N o .	常時伝送項目	工学単位
1	N R W排気筒ガス放射線モニタ	cps
2	放水口モニタ指示	cps
3	モニタリングポスト (I C) N o . 1	nGy/h
4	モニタリングポスト (I C) N o . 2	nGy/h
5	モニタリングポスト (I C) N o . 3	nGy/h
6	モニタリングポスト (I C) N o . 4	nGy/h
7	モニタリングポスト (I C) N o . 5	nGy/h
8	モニタリングポスト (I C) N o . 6	nGy/h
9	モニタリングポスト (I C) N o . 7	nGy/h
10	排気筒高 平均風向	deg
11	排気筒高 平均風速	m/s
12	大気安定度	—

(参考2)

SPDSデータ項目 (3/14)

3号機 (1/4)

No.	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒 放射線モニタ (IC) A	A
2	排気筒 放射線モニタ (IC) B	A
3	排気筒 放射線モニタ (SIN) A	cps
4	排気筒 放射線モニタ (SIN) B	cps
5	SGTS 放射線モニタ (IC) A	A
6	SGTS 放射線モニタ (IC) B	A
7	SGTS 放射線モニタ (SIN) A	cps
8	SGTS 放射線モニタ (SIN) B	cps
9	排気筒 高 平均風向	deg
10	排気筒 高 平均風速	m/s
11	大気安定度	—
12	モニタリングポスト (IC) No. 1	nGy/h
13	モニタリングポスト (IC) No. 2	nGy/h
14	モニタリングポスト (IC) No. 3	nGy/h
15	モニタリングポスト (IC) No. 4	nGy/h
16	モニタリングポスト (IC) No. 5	nGy/h
17	モニタリングポスト (IC) No. 6	nGy/h
18	モニタリングポスト (IC) No. 7	nGy/h
19	原子炉圧力 (W/R) (BV)	MPa[g]
20	PLRポンプ (A) 入口温度 (B)	°C
21	PLRポンプ (B) 入口温度 (B)	°C
22	HPCSポンプ 出口流量	m ³ /h
23	LPCSポンプ 出口流量	m ³ /h
24	ADS (A) 作動	—
25	ADS (B) 作動	—
26	HPCSポンプ 起動	—
27	LPCSポンプ 起動	—
28	RHRポンプ (A) 出口流量	m ³ /h
29	RHRポンプ (B) 出口流量	m ³ /h
30	RHRポンプ (C) 出口流量	m ³ /h
31	RHRポンプ (A) 起動	—
32	RHRポンプ (B) 起動	—
33	RHRポンプ (C) 起動	—
34	原子炉水位 (N/R) (PBV)	mm
35	原子炉水位 (W/R) (PBV)	mm

(参考2)

SPDSデータ項目 (4/14)

3号機 (2/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
36	原子炉水位 (燃料域) (P B V)	mm
37	原子炉出力 (A P R M) (P B V)	%PWR
38	制御棒全挿入	—
39	D/W圧力 (W/R) (最大)	kPa[a]
40	S/C圧力 (最大)	kPa[a]
41	P C I S 内側隔離	—
42	P C I S 外側隔離	—
43	主蒸気第1隔離弁 (A) 全閉	—
44	主蒸気第1隔離弁 (B) 全閉	—
45	主蒸気第1隔離弁 (C) 全閉	—
46	主蒸気第1隔離弁 (D) 全閉	—
47	主蒸気第2隔離弁 (A) 全閉	—
48	主蒸気第2隔離弁 (B) 全閉	—
49	主蒸気第2隔離弁 (C) 全閉	—
50	主蒸気第2隔離弁 (D) 全閉	—
51	M S I V (内側) 全弁全閉	—
52	M S I V (外側) 全弁全閉	—
53	直結母線 (3 A - 1) 電圧	kV
54	直結母線 (3 A - 2) 電圧	kV
55	直結母線 (3 B - 1) 電圧	kV
56	直結母線 (3 B - 2) 電圧	kV
57	共通母線 (3 S A - 1) 電圧	kV
58	共通母線 (3 S A - 2) 電圧	kV
59	共通母線 (3 S B - 1) 電圧	kV
60	共通母線 (3 S B - 2) 電圧	kV
61	非常用母線 (3 E) 電圧	kV
62	非常用母線 (3 F) 電圧	kV
63	H P C S 母線 (3 H) 電圧	kV
64	非常用D/G (A) 遮断器 投入	—
65	非常用D/G (B) 遮断器 投入	—
66	H P C S D/G 遮断器 投入	—
67	D/W 放射線モニタ (A)	Sv/h
68	D/W 放射線モニタ (B)	Sv/h
69	S/C 放射線モニタ (A)	Sv/h
70	S/C 放射線モニタ (B)	Sv/h

(参考2)

SPDSデータ項目 (5/14)

3号機 (3/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
71	D/W 温度 (最大)	℃
72	S/C 水温度 (最大)	℃
73	S/C レベル (B V)	cm
74	D/W, S/C 水素濃度 (A)	%
75	D/W, S/C 水素濃度 (B)	%
76	CAMS (A) D/W側	—
77	CAMS (A) S/C側	—
78	CAMS (B) D/W側	—
79	CAMS (B) S/C側	—
80	D/W, S/C 酸素濃度 (A)	%
81	D/W, S/C 酸素濃度 (B)	%
82	給水 総流量	t/h
83	R C I C タービン入口弁 全閉	—
84	R C I C ポンプ 出口流量	m ³ /h
85	S/R 弁 開	—
86	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (A) 全閉	—
87	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (B) 全閉	—
88	R H R 低圧注入第2隔離弁 (A) 全閉	—
89	R H R 低圧注入第2隔離弁 (B) 全閉	—
90	R H R 低圧注入第2隔離弁 (C) 全閉	—
91	一次冷却系圧力及び圧力の変化	—
92	外部電源	—
93	非常用ディーゼル発電機運転	—
94	余熱除去系の機能維持	—
95	E C C S の作動・高圧系	—
96	E C C S の作動・低圧系	—
97	全ての制御棒全挿入	—
98	ボロン添加	—
99	主蒸気隔離弁の閉止	—
100	格納容器隔離	—
101	格納容器スプレイ作動	—
102	原子炉停止時刻	—
103	S R N M A レベル	%PWR
104	S R N M B レベル	%PWR
105	S R N M C レベル	%PWR

(参考 2)

S P D S データ項目 (6 / 1 4)

3 号機 (4 / 4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
106	S R N M D レベル	%PWR
107	S R N M E レベル	%PWR
108	S R N M F レベル	%PWR
109	S R N M G レベル	%PWR
110	S R N M H レベル	%PWR
111	S R N M (A) 対数計数率	cps
112	S R N M (B) 対数計数率	cps
113	S R N M (C) 対数計数率	cps
114	S R N M (D) 対数計数率	cps
115	S R N M (E) 対数計数率	cps
116	S R N M (F) 対数計数率	cps
117	S R N M (G) 対数計数率	cps
118	S R N M (H) 対数計数率	cps
119	S R N M A 計数率 高高	—
120	S R N M B 計数率 高高	—
121	S R N M C 計数率 高高	—
122	S R N M D 計数率 高高	—
123	S R N M E 計数率 高高	—
124	S R N M F 計数率 高高	—
125	S R N M G 計数率 高高	—
126	S R N M H 計数率 高高	—
127	S G T S (A) 動作	—
128	S G T S (B) 動作	—
129	主蒸気管放射能高 A 1	—
130	主蒸気管放射能高 A 2	—
131	主蒸気管放射能高 B 1	—
132	主蒸気管放射能高 B 2	—
133	放水口モニタ指示	cps
134	原子炉ウェル付近 (H)	mSv/h
135	原子炉ウェル付近 (L L)	mSv/h

(参考2)

SPDSデータ項目 (7/14)

4号機 (1/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒 放射線モニタ (I C) A	A
2	排気筒 放射線モニタ (I C) B	A
3	排気筒 放射線モニタ (S I N) A	cps
4	排気筒 放射線モニタ (S I N) B	cps
5	S G T S 放射線モニタ (I C) A	A
6	S G T S 放射線モニタ (I C) B	A
7	S G T S 放射線モニタ (S I N) A	cps
8	S G T S 放射線モニタ (S I N) B	cps
9	排気筒 高 平均風位	deg
10	排気筒 高 平均風速	m/s
11	大気安定度 表示パターン	—
12	モニタリングポスト (I C) N o . 1	nGy/h
13	モニタリングポスト (I C) N o . 2	nGy/h
14	モニタリングポスト (I C) N o . 3	nGy/h
15	モニタリングポスト (I C) N o . 4	nGy/h
16	モニタリングポスト (I C) N o . 5	nGy/h
17	モニタリングポスト (I C) N o . 6	nGy/h
18	モニタリングポスト (I C) N o . 7	nGy/h
19	原子炉 圧力 (W/R) (P B V)	MPa[g]
20	P L R ポンプ (A) 入口温度 (B)	°C
21	P L R ポンプ (B) 入口温度 (B)	°C
22	H P C S ポンプ 出口流量	m ³ /h
23	L P C S ポンプ 出口流量	m ³ /h
24	A D S (A) 作動	—
25	A D S (B) 作動	—
26	H P C S ポンプ 起動	—
27	L P C S ポンプ 起動	—
28	R H R ポンプ (A) 出口流量	m ³ /h
29	R H R ポンプ (B) 出口流量	m ³ /h
30	R H R ポンプ (C) 出口流量	m ³ /h
31	R H R ポンプ (A) 起動	—
32	R H R ポンプ (B) 起動	—
33	R H R ポンプ (C) 起動	—
34	原子炉 水位 (N/R) (P B V)	mm
35	原子炉 水位 (W/R) (P B V)	mm

(参考2)

SPDSデータ項目 (8/14)

4号機 (2/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
36	原子炉 水位 (燃料域) (P B V)	mm
37	原子炉出力 (A P R M) (P B V)	%PWR
38	全制御棒 全挿入	—
39	D/W 圧力 (W/R) (最大)	kPa[a]
40	S/C 圧力 (最大)	kPa[a]
41	P C I S 内側隔離	—
42	P C I S 外側隔離	—
43	主蒸気第1隔離弁 (A) 開	—
44	主蒸気第1隔離弁 (B) 開	—
45	主蒸気第1隔離弁 (C) 開	—
46	主蒸気第1隔離弁 (D) 開	—
47	主蒸気第2隔離弁 (A) 開	—
48	主蒸気第2隔離弁 (B) 開	—
49	主蒸気第2隔離弁 (C) 開	—
50	主蒸気第2隔離弁 (D) 開	—
51	M S I V 内側閉	—
52	M S I V 外側閉	—
53	直結母線 (4 A - 1) 電圧	kV
54	直結母線 (4 A - 2) 電圧	kV
55	直結母線 (4 B - 1) 電圧	kV
56	直結母線 (4 B - 2) 電圧	kV
57	共通母線 (3 S A - 1) 電圧	kV
58	共通母線 (3 S A - 2) 電圧	kV
59	共通母線 (3 S B - 1) 電圧	kV
60	共通母線 (3 S B - 2) 電圧	kV
61	非常用母線 (4 E) 電圧	kV
62	非常用母線 (4 F) 電圧	kV
63	H P C S 母線 (4 H) 電圧	kV
64	非常用D/G (A) 遮断器 投入	—
65	非常用D/G (B) 遮断器 投入	—
66	H P C S D/G 遮断器 投入	—
67	D/W 放射線モニタ (A)	Sv/h
68	D/W 放射線モニタ (B)	Sv/h
69	S/C 放射線モニタ (A)	Sv/h
70	S/C 放射線モニタ (B)	Sv/h

(参考2)

SPDSデータ項目 (9/14)

4号機 (3/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
71	D/W 温度 (最大)	℃
72	S/C 水温度 (最大)	℃
73	S/C レベル (B V)	cm
74	D/W, S/C 水素濃度 (A)	%
75	D/W, S/C 水素濃度 (B)	%
76	CAMS (A) D/W側	—
77	CAMS (A) S/C側	—
78	CAMS (B) D/W側	—
79	CAMS (B) S/C側	—
80	D/W, S/C 酸素濃度 (A)	%
81	D/W, S/C 酸素濃度 (B)	%
82	給水 総流量	t/h
83	R C I C タービン入口弁 開	—
84	R C I C ポンプ 出口流量	m ³ /h
85	S/R 弁 開	—
86	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (A) 開	—
87	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (B) 開	—
88	R H R 低圧注入第2隔離弁 (A) 開	—
89	R H R 低圧注入第2隔離弁 (B) 開	—
90	R H R 低圧注入第2隔離弁 (C) 開	—
91	一次冷却系圧力及び圧力の変化	—
92	外部電源	—
93	非常用ディーゼル発電機運転	—
94	余熱除去系の機能維持	—
95	E C C S の作動・高圧系	—
96	E C C S の作動・低圧系	—
97	全ての制御棒全挿入	—
98	ボロン添加	—
99	主蒸気隔離弁の閉止	—
100	格納容器隔離	—
101	格納容器スプレイ作動	—
102	原子炉停止時刻	—
103	S R N M A レベル	%PWR
104	S R N M B レベル	%PWR
105	S R N M C レベル	%PWR

(参考2)

SPDSデータ項目 (10/14)

4号機 (4/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
106	S R NMD レベル	%PWR
107	S R NME レベル	%PWR
108	S R NMF レベル	%PWR
109	S R NMG レベル	%PWR
110	S R NMH レベル	%PWR
111	S R NM (A) 対数計数率	cps
112	S R NM (B) 対数計数率	cps
113	S R NM (C) 対数計数率	cps
114	S R NM (D) 対数計数率	cps
115	S R NM (E) 対数計数率	cps
116	S R NM (F) 対数計数率	cps
117	S R NM (G) 対数計数率	cps
118	S R NM (H) 対数計数率	cps
119	S R NM A 計数率 高高	—
120	S R NM B 計数率 高高	—
121	S R NM C 計数率 高高	—
122	S R NM D 計数率 高高	—
123	S R NM E 計数率 高高	—
124	S R NM F 計数率 高高	—
125	S R NM G 計数率 高高	—
126	S R NM H 計数率 高高	—
127	S G T S (A) 動作	—
128	S G T S (B) 動作	—
129	主蒸気管放射能高 A 1	—
130	主蒸気管放射能高 A 2	—
131	主蒸気管放射能高 B 1	—
132	主蒸気管放射能高 B 2	—
133	放水口モニタ指示	cps
134	原子炉ウェル付近 (H)	mSv/h
135	原子炉ウェル付近 (L L)	mSv/h

(参考2)

SPDSデータ項目 (11/14)

5号機 (1/4)

No.	常時伝送項目	工学単位
1	排気筒モニタ (IC) (A)	A
2	排気筒モニタ (IC) (B)	A
3	排気筒モニタ (SIN) (A)	s ⁻¹
4	排気筒モニタ (SIN) (B)	s ⁻¹
5	SGTSモニタ (IC) (A)	A
6	SGTSモニタ (IC) (B)	A
7	SGTSモニタ (SIN) (A)	s ⁻¹
8	SGTSモニタ (SIN) (B)	s ⁻¹
9	排気筒高 平均風向	deg
10	排気筒高 平均風速	m/s
11	大気安定度	—
12	モニタリングポスト (IC) No. 1	nGy/h
13	モニタリングポスト (IC) No. 2	nGy/h
14	モニタリングポスト (IC) No. 3	nGy/h
15	モニタリングポスト (IC) No. 4	nGy/h
16	モニタリングポスト (IC) No. 5	nGy/h
17	モニタリングポスト (IC) No. 6	nGy/h
18	モニタリングポスト (IC) No. 7	nGy/h
19	原子炉圧力 (広帯域) (PBV)	MPa[g]
20	炉水温度 PBV	°C
21	HPCFポンプ (B) 出口流量	m ³ /h
22	HPCFポンプ (C) 出口流量	m ³ /h
23	ADS (A) 作動	—
24	ADS (B) 作動	—
25	HPCFポンプ (B) 起動	—
26	HPCFポンプ (C) 起動	—
27	RHRポンプ (A) 出口流量	m ³ /h
28	RHRポンプ (B) 出口流量	m ³ /h
29	RHRポンプ (C) 出口流量	m ³ /h
30	RHRポンプ (A) 起動	—
31	RHRポンプ (B) 起動	—
32	RHRポンプ (C) 起動	—
33	原子炉水位 (狭帯域) PBV	mm
34	原子炉水位 (広帯域) PBV	mm
35	原子炉水位 (燃料域) PBV	mm

(参考2)

SPDSデータ項目 (12/14)

5号機 (2/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
36	原子炉出力 (A P R M) B V	%PWR
37	全制御棒全挿入	—
38	D/W圧力 (広帯域) (最大)	kPa[a]
39	S/C圧力 (最大)	kPa[a]
40	格納容器第1隔離作動	—
41	格納容器第2隔離作動	—
42	主蒸気第1隔離弁 (A) 開	—
43	主蒸気第1隔離弁 (B) 開	—
44	主蒸気第1隔離弁 (C) 開	—
45	主蒸気第1隔離弁 (D) 開	—
46	主蒸気第2隔離弁 (A) 開	—
47	主蒸気第2隔離弁 (B) 開	—
48	主蒸気第2隔離弁 (C) 開	—
49	主蒸気第2隔離弁 (D) 開	—
50	主蒸気第1隔離弁 閉	—
51	主蒸気第2隔離弁 閉	—
52	直結母線 (5 A-1) 電圧	V
53	直結母線 (5 A-2) 電圧	V
54	直結母線 (5 B-1) 電圧	V
55	直結母線 (5 B-2) 電圧	V
56	非常用母線 (5 E) 電圧	V
57	非常用母線 (5 F) 電圧	V
58	非常用母線 (5 G) 電圧	V
59	非常用D/G (A) 遮断器 入	—
60	非常用D/G (B) 遮断器 入	—
61	非常用D/G (C) 遮断器 入	—
62	D/W放射線レベル (A)	Sv/h
63	D/W放射線レベル (B)	Sv/h
64	S/C放射線レベル (A)	Sv/h
65	S/C放射線レベル (B)	Sv/h
66	R P Vベローシール部周辺温度 (最大)	℃
67	サプレッションプール水温度 (最大)	℃
68	S/Cレベル B V	mm
69	C A M S 水素濃度 (A) (D/W)	vol%
70	C A M S 水素濃度 (B) (D/W)	vol%

(参考2)

SPDSデータ項目 (13/14)

5号機 (3/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
71	CAMS 水素濃度 (A) (S/C)	vol%
72	CAMS 水素濃度 (B) (S/C)	vol%
73	CAMS (A) サンプル切替 (D/W)	—
74	CAMS (B) サンプル切替 (D/W)	—
75	CAMS (A) サンプル切替 (S/C)	—
76	CAMS (B) サンプル切替 (S/C)	—
77	CAMS 酸素濃度 (A) (D/W)	vol%
78	CAMS 酸素濃度 (B) (D/W)	vol%
79	CAMS 酸素濃度 (A) (S/C)	vol%
80	CAMS 酸素濃度 (B) (S/C)	vol%
81	原子炉給水流量 (PBV)	t/h
82	R C I C タービン入口弁 開	—
83	R C I C ポンプ 出口流量	m ³ /h
84	S R V 開	—
85	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (B) 開	—
86	R H R 格納容器スプレイ隔離弁 (C) 開	—
87	R H R 注入第2弁 (A) 開	—
88	R H R 注入第2隔離弁 (B) 開	—
89	R H R 注入第2隔離弁 (C) 開	—
90	一次冷却系圧力及び圧力の変化	—
91	外部電源	—
92	非常用ディーゼル発電機運転	—
93	余熱除去系の機能維持	—
94	E C C S の作動・高圧系	—
95	E C C S の作動・低圧系	—
96	全ての制御棒全挿入	—
97	ボロン添加	—
98	主蒸気隔離弁の閉止	—
99	格納容器隔離	—
100	格納容器スプレイ作動	—
101	原子炉停止時刻	—
102	S R N M (A) 線形%出力	%PWR
103	S R N M (B) 線形%出力	%PWR
104	S R N M (C) 線形%出力	%PWR
105	S R N M (D) 線形%出力	%PWR

5号機 (4/4)

N o .	常時伝送項目	工学単位
106	S R N M (E) 線形%出力	%PWR
107	S R N M (F) 線形%出力	%PWR
108	S R N M (G) 線形%出力	%PWR
109	S R N M (H) 線形%出力	%PWR
110	S R N M (J) 線形%出力	%PWR
111	S R N M (L) 線形%出力	%PWR
112	S R N M (A) 対数計数率出力	s^{-1}
113	S R N M (B) 対数計数率出力	s^{-1}
114	S R N M (C) 対数計数率出力	s^{-1}
115	S R N M (D) 対数計数率出力	s^{-1}
116	S R N M (E) 対数計数率出力	s^{-1}
117	S R N M (F) 対数計数率出力	s^{-1}
118	S R N M (G) 対数計数率出力	s^{-1}
119	S R N M (H) 対数計数率出力	s^{-1}
120	S R N M (J) 対数計数率出力	s^{-1}
121	S R N M (L) 対数計数率出力	s^{-1}
122	S R N M (A) 高高	—
123	S R N M (B) 高高	—
124	S R N M (C) 高高	—
125	S R N M (D) 高高	—
126	S R N M (E) 高高	—
127	S R N M (F) 高高	—
128	S R N M (G) 高高	—
129	S R N M (H) 高高	—
130	S R N M (J) 高高	—
131	S R N M (L) 高高	—
132	S G T S (A) 作動 (1系)	—
133	S G T S (A) 作動 (2系)	—
134	S G T S (B) 作動 (1系)	—
135	S G T S (B) 作動 (2系)	—
136	区分Ⅰ主蒸気管放射能高高	—
137	区分Ⅱ主蒸気管放射能高高	—
138	区分Ⅲ主蒸気管放射能高高	—
139	区分Ⅳ主蒸気管放射能高高	—
140	放水口モニタ指示	cps
141	原子炉ウェル付近 (H)	mSv/h
142	原子炉ウェル付近 (L L)	mSv/h

様式集

目 次

様式 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	1
様式 2	原子力防災要員現況届出書	2
様式 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書	3
様式 4	放射線測定設備現況届出書	4
様式 5	原子力防災資機材現況届出書	5
様式 6	防災訓練実施結果報告書	6
様式 7	警戒事態該当事象発生連絡	7
様式 8	警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡	8
様式 9	特定事象発生通報（原子炉施設）	9
様式 10	特定事象発生通報（事業所外運搬）	10
様式 11	応急措置の概要（原子炉施設）	11
様式 12	応急措置の概要（事業所外運搬）	13

様式 1

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住 所 名古屋市東区東新町 1 番地 氏 名 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 <u>（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）</u>	
別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5 5 6 1
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉設置許可（45 原第 7660 号） 昭和 45 年 12 月 10 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協 議 し た 都 道 府 県 知 事 及 び 市 町 村 長	
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

- 2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力防災要員現況届出書

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日 原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿 届出者 <u>住 所</u> 名古屋市東区東新町 1 番地 <u>氏 名</u> 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法 第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5 5 6 1		
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

様式 4

放射線測定設備現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿 届出者 <u>住 所</u> 名古屋市東区東新町 1 番地 <u>氏 名</u> 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。		
原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5 5 6 1	
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第 8 条第 1 号ただし書きの規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

様式 5

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿			
届出者 住 所 名古屋市東区東新町 1 番地 氏 名 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 (法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5 5 6 1		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	排気筒モニタ	台
	その他の固定式測定器	放水口モニタ	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
モニタリングカー		台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

様式 6

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿 報告者 住 所 名古屋市東区東新町 1 番地 氏 名 中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 <u>(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</u> 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	年 月 日
原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5 5 6 1
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 7

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

____年____月____日

原子力規制委員会 殿

(原子力防災管理者)

警戒事態該当事象連絡

連絡者名

(連絡責任者)

連絡先 0537-86-3481 (代) ()

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5561
警戒事態該当事象の 発生箇所	浜岡原子力発電所 ____号機
警戒事態該当事象の 発生時刻	____年____月____日 ____時____分 (24 時間表示)
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類
	想定される原因
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等 (確認時刻 ____時____分)
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	☐ AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ ☐ AL21 原子炉冷却材の漏えい ☐ AL22 原子炉給水機能の喪失 ☐ AL23 原子炉除熱機能の一部喪失 ☐ AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ ☐ AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 ☐ AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ☐ AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ ☐ AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ ☐ AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ ☐ AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 ☐ AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ ☐ 御前崎市において震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ☐ 静岡県において大津波警報が発表された場合 ☐ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合 ☐ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な事故等が発生した場合 ☐ 設計基準を超える外部事象が発生した場合 (竜巻, 洪水, 台風, 火山等) ☐ 原子力規制委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合 原子炉の運転状態 発生前 (運転中, 起動操作中, 停止操作中, 停止中) 発生後 (状態継続, 停止操作中, 全制御棒全挿入, 全制御棒全挿入失敗) 非常用炉心冷却装置(ECCS)の作動状態 作動無し, 作動有り (自動, 手動), 作動失敗 排気筒モニタの指示値 確認中, 変化無し, 変化有り (____cps→____cps) S G T S モニタの指示値 (S G T S 運転時のみ記入) 確認中, 変化無し, 変化有り (____cps→____cps) モニタリングポストの指示値 確認中, 変化無し, 変化有り (最大値: ____nGy/h→____nGy/h, No.____) その他 _____ _____ _____ (御前崎市において、震度 6 弱以上※の地震が発生した場合) 観測用地震計による観測地震加速度 [発生日時 ____年 ____月 ____日 ____時 ____分頃(24 時間表示)] 確認中, 検知無し, 検知有り(水平方向: ____gal, 鉛直方向: ____gal)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

※当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震加速度を記入する。観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

浜岡 1・2 号機 廃止措置中のため設定値なし

浜岡 3・4 号機 水平方向(地下 2 階床): 120gal, 水平方向(3 階床): 230gal, 鉛直方向(地下 2 階床): 100gal

浜岡 5 号機 水平方向(地下 2 階床): 120gal, 水平方向(4 階床): 230gal, 鉛直方向(地下 2 階床): 100gal

様式 8

警戒事態該当事象発生連絡後の状況連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象
連絡後の状況連絡

(原子力防災管理者)

連絡者名

(連絡責任者)

連絡先 0537-86-3481 (代) ()

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生連絡後の状況を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5561
警戒事態該当事象の 発生箇所 (注 1)	浜岡原子力発電所 号機
警戒事態該当事象の 発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (24 時間表示)
警戒事態該当事象の 種類 (注 1)	
発生事象と対応の概 要 (注 2) (注 3)	(対応日時、対応の概要)
その他の事項の対応 (注 4)	

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
(注 3) 御前崎市において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数 (水平方向、鉛直方向) を記入する。
(注 4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

浜岡 1・2 号機 廃止措置中のため設定値なし

浜岡 3・4 号機 水平方向(地下 2 階床) : 120gal, 水平方向(3 階床) : 230gal, 鉛直方向(地下 2 階床) : 100gal

浜岡 5 号機 水平方向(地下 2 階床) : 120gal, 水平方向(4 階床) : 230gal, 鉛直方向(地下 2 階床) : 100gal

様式 9

特定事象発生通報（原子炉施設）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿

（原子力防災管理者）

第 10 条通報

☐ 第 10 条事象発生

通報者名

☐ 第 15 条事象発生

（連絡責任者）

連絡先 0537-86-3481（代）（ ）

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5561		
特定事象の発生箇所	浜岡原子力発電所 号機		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24 時間表示）		
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 ☐ SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ☐ SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ☐ SE06 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ ☐ SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ☐ SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ ☐ SE23 残留熱除去機能の喪失 ☐ SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 ☐ SE27 直流電源の部分喪失 ☐ SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ☐ SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ☐ SE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ☐ SE41 格納容器健全性喪失のおそれ ☐ SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ☐ SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ☐ SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 ☐ SE52 所内外通信連絡機能の全ての喪失 ☐ SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ☐ SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 （注記：＊は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す） 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 ☐ GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ☐ GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ☐ GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ☐ GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ☐ GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ☐ GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 ☐ GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 ☐ GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ☐ GE22 原子炉注水機能の喪失 ☐ GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失 ☐ GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 ☐ GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 ☐ GE28 炉心損傷の検出 ☐ GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ☐ GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ☐ GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ☐ GE41 格納容器圧力の異常上昇 ☐ GE42 2 つの障壁喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ☐ GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ☐ GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	
	想定される原因	故障，誤操作，漏えい，火災，爆発，地震，調査中，その他（ ）	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中，起動操作中，停止操作中，停止中） 発生後（状態継続，停止操作中，全制御棒全挿入，全制御棒全挿入失敗） 非常用炉心冷却装置(ECCS)の作動状態（作動無し，作動有り（自動，手動），作動失敗） 排気筒モニタの指示値 確認中，変化無し，変化有り（ cps→ cps） SGTS モニタの指示値（SGTS 運転時のみ記入） 確認中，変化無し，変化有り（ cps→ cps） モニタリングポストの指示値 確認中，変化無し，変化有り（最大値： nGy/h→ nGy/h, No.） その他	
その他特定事象の把握に参考となる情報	 （御前崎市において，震度 6 弱以上※の地震が発生した場合） 観測用地震計による観測地震加速度【発生日時 年 月 日 時 分頃(24 時間表示)】 確認中，検知無し，検知有り(水平方向： gal, 鉛直方向： gal)		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

浜岡 1・2 号機 廃止措置中のため設定値なし

浜岡 3・4 号機 水平方向(地下 2 階床)：120gal，水平方向(3 階床)：230gal，鉛直方向(地下 2 階床)：100gal

浜岡 5 号機 水平方向(地下 2 階床)：120gal，水平方向(4 階床)：230gal，鉛直方向(地下 2 階床)：100gal

様式 10

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、
都道府県知事、市町村長 殿

（原子力防災管理者）

第 10 条通報

☐ 第 10 条事象発生☐ 第 15 条事象発生

通報者名

（連絡責任者）

連絡先 0537-86-3481（代）（ ）

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所 静岡県御前崎市佐倉 5561		
特定事象の発生箇所	都道府県 市区町村 (海上の場合：沖合 km)		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24 時間表示)		
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準 * ☐ XSE61 事業所外運搬での放射線量率の上昇 * ☐ XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準 * ☐ XGE61 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇 * ☐ XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい (注記：*は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す)	
	想定される原因	火災，爆発，沈没，衝突，交通事故，調査中， その他（ ）	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状況等		
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 1 1

応急措置の概要（原子炉施設）

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、静岡県知事、御前崎市長 殿

(原子力防災管理者)

第25条報告

連絡者名

(連絡責任者)

連絡先 0537-86-3481 (代) ()

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

[illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

浜岡 1・2 号機 廃止措置中のため設定値なし

浜岡 3・4 号機 水平方向(地下 2 階床): 120gal, 水平方向(3 階床): 230gal, 鉛直方向(地下 2 階床): 100gal

浜岡 5 号機 水平方向(地下 2 階床): 120gal, 水平方向(3 階床): 230gal, 鉛直方向(地下 2 階床): 100gal
 浜岡 5 号機 水平方向(地下 2 階床): 120gal, 水平方向(4 階床): 230gal, 鉛直方向(地下 2 階床): 100gal

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 御前崎市において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 ga 数(水平方向、鉛直方向)を記入する。

(注4) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する

応急措置の概要（浜岡原子力発電所第____号機状況）

1. プラントの状況

(確認時刻: ____月____日____時____分)

事故発生時の状況	発電所状態		発電所出力	%
	停止時刻		炉心平均燃焼度	MWD/MTU
現在の状況	原子炉出力 (APRM)	%	外部電源受電	受電有・無
	原子炉圧力	MPa(gage)	非常用交流電源受電	受電有・無
	原子炉水位 (N・W・F)	mm	原子炉圧力容器注水	有・無・不要
	原子炉水温度	℃	原子炉格納容器注水	有・無・不要
	格納容器圧力	kPa(abs)	サプレッションプール水温 (平均)	℃
	主蒸気隔離弁	開・閉	サプレッションプール水位	mm
	格納容器内水素濃度(ドライ値)	%	ボロン添加	有・無
	ECCS の作動	作動なし・作動あり (自動, 手動)・作動失敗		
	炉心損傷	有・無		
	格納容器最高使用圧力	未満・以上・2倍以上		

2. 放射性物質放出見通し

(確認時刻: ____月____日____時____分)

放出開始予測時刻	____月____日____時____分頃
特記事項	

3. 放射性物質放出状況 (放出有りの場合に記載)

(確認時刻: ____月____日____時____分)

放出開始時刻	____月____日____時____分頃	放出箇所	
放出停止時刻	____月____日____時____分頃	放出高さ(地上高)	m
放出実績評価	評価時点での放出率	評価時刻までの放出量	
希ガス	Bq/h		Bq
ヨウ素	Bq/h		Bq
その他 (核種: _____)	Bq/h		Bq

4. モニタ・気象情報

(確認時刻: ____月____日____時____分)

排気筒モニタ		排気筒モニタ		cps		SGTSモニタ (SGTS運転時のみ記入)		cps	
モニタリング ポスト	名称	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	
	nGy/h								
気象情報		天候				風向			
		風速		m/s		大気安定度			

5. 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無

(確認時刻: ____月____日____時____分)

被ばく者の状況	有・無	被ばく者	名	要救助者	名
汚染拡大の有無	有・無				

6. その他

様式 1 2

応急措置の概要（事業所外運搬）

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、
都道府県知事、市町村長 殿

(原子力防災管理者)

第25条報告

連絡者名

(連絡責任者)

連絡先 0537-86-3481 (代) ()

原子力災害対策特別措置法第 25 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

[illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

応急措置の概要（輸送容器状況）

1. 輸送容器状況

(確認時刻：__月__日__時__分)

事故発生時の 状況	輸送物		使用容器	
	輸送重量	tU	放射能量	Bq
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有・無・不明	爆発の有無	有・可能性有・無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有・無・不明		
	特記事項			

2. 放射線量状況

(確認時刻：__月__日__時__分)

距離・場所								
nGy/h								

3. 放射性物質放出状況等（放出、漏えい有りの場合に記載）(確認時刻：__月__日__時__分)

放出，漏えい 開始時刻		放出，漏えい 停止時刻	
放出，漏えい 箇所			

4. 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無

(確認時刻：__月__日__時__分)

被ばく者の状況	有・無	被ばく者 名	要救助者 名
汚染拡大の有無	有・無		

5. その他
